史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画書

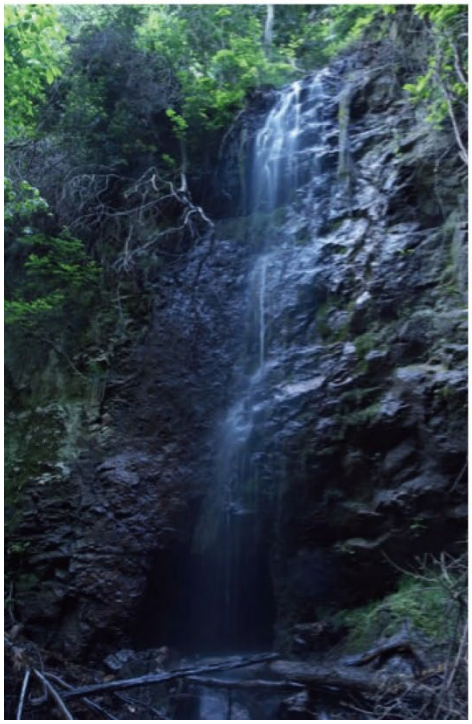

令和2年3月

新潟県佐渡市

例　言

１．本書は、新潟県佐渡市に所在する国史跡「佐渡金銀山遺跡」の整備基本計画書である。

２．本計画は、「史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議開催要綱」に基づき設置された佐渡市史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議による協議、検討を踏まえ作成した。

３．本計画の策定は、佐渡市が、文化庁の令和元年度国庫補助事業「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」の採択を受けて実施した。

４．本計画に伴う調査及び計画の策定は、佐渡市世界遺産推進課が担当した。
その業務の一部は株式会社プレック研究所に委託した。

５．本書に係る諸記録は佐渡市が保管している。

６．本計画の策定にあたり、以下の諸機関にご指導とご協力をいただいた。記して厚くお礼を申し上げる。
文化庁文化資源活用課、新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室、
株式会社ゴールデン佐渡

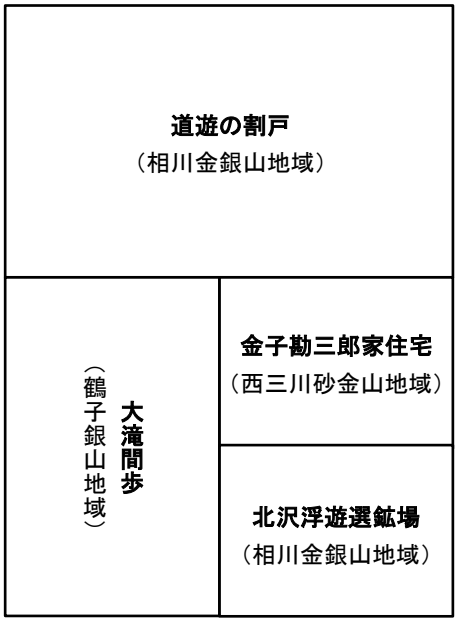

表紙写真

史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画書

目　次

第１章　計画策定の経緯と目的 1
１．計画策定の経緯 1
２．計画の目的 2
３．対象範囲 3
４．計画策定体制と策定経過 4
第２章　史跡佐渡金銀山遺跡の概要 5
１．指定の経緯 5
２．指定名称及び所在地等 6
３．土地所有及び管理状況 8
４．調査等の履歴 8
第３章　史跡の現状と課題 10
１．史跡の現状 10
２．整備に関する課題 17
第４章　基本方針 21
１．基本理念と基本方針 21
２．整備の方向性 23
３．関連計画との関係 25
第５章　整備基本計画 27
１．全体計画および地域区分計画 27
２．地域別整備方針 32
３．遺構の保存に関する計画 38
４．樹木等の管理に関する計画 49
５．便益施設に関する計画 52
６．公開・活用のための施設に関する計画 54
７．動線計画 59
８．案内・解説施設に関する計画 61
９．周辺地域の環境保存に関する計画 64
10．整備事業等に必要となる調査に関する計画 66
11．管理運営計画 67
第６章　個別整備計画 69
１．西三川砂金山地域 69
２．鶴子銀山地域 102
３．相川金銀山地域 118
第７章　事業計画 150

第１章　計画策定の経緯と目的

１．計画策定の経緯

新潟県佐渡市に所在する史跡佐渡金銀山遺跡は、「西三川砂金山地域」、「鶴子銀山地域」、「相川金銀山地域」の３つの鉱山を中心とする地域から構成される。これらは、従来の空間的・時間的にわかりやすいまとまりをもった史跡と異なり、史跡指定が広域に所在し、その要素も多岐にわたることに特徴がある。

これまで、佐渡金銀山の代表的な採掘地である「道遊の割戸」・「宗太夫間歩」、政治経済の中心地であった「佐渡奉行所跡」、排水のため 922mにわたり開削された排水坑道である「南沢疎水道」、佐渡金銀山成立期の代官として功績のあった人物の石造物である「大久保長安逆修塔」・「河村彦左衛門供養塔」、江戸時代に相川の人々に時を告げた時鐘のための「鐘楼」、明治時代に御料局支庁が置かれた「御料局佐渡支庁跡」が、平成 6 年 5 月 24 日に国の史跡に指定された。平成 21 年 7 月 23 日には、石磨（上磨）の石材を切出した「吹上海岸石切場跡」が追加指定され、平成 22 年 2 月 22 日には、明治時代以降の佐渡金銀山に係る近代遺跡のうち、採鉱の中心地である大立地区、採鉱から粗砕を経て運搬に至る施設が集中した間ノ山・高任地区、選鉱・製錬施設が集中した北沢地区、水力発電所を中心とする動力設備が置かれた戸地地区が追加指定されている。平成 23 年 2 月 7 日には、室町時代後期に採掘が開始され、相川での金銀山開発の転機となった「鶴子銀山跡」が追加指定されるとともに、名称を「佐渡金銀山遺跡」に変更した。平成 24 年 1 月 24 日には、石磨（下磨）の石材を切出した「片辺・鹿野浦海岸石切場跡」、平成 25 年 3 月 27 日には、相川金銀山に伴って形成された「上相川地区」の鉱山集落跡、平成 26 年 10 月 6 日には、16 世紀末から 17 世紀初頭にかけて成立した相川の寺町域である「上寺町地区」、平成 27 年 3 月 10 日には、近世から近代を代表する佐渡島最大の金銀山である「相川金銀山跡」、平成 27 年 10 月 7 日には、佐渡における最大の砂金鉱山である「西三川砂金山」と近代の鉱山港湾施設である大間地区、近代佐渡鉱山を支えた動力供給施設の戸地地区（範囲拡大）の 3 か所、平成 29 年 10 月 13 日には、戸地地区の水力発電所の導水路が順次追加指定されている。また、平成 23 年には佐渡市が管理団体に指定され、所有者等との協議を踏まえて、現在、既指定地の保護や維持管理を佐渡市が一括して行っている。このほか、史跡指定地と重複する形で、国重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」と国重要文化的景観である「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の指定・選定範囲が設定されている。

このような多岐にわたる要素を内包した史跡の価値について、『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画第Ⅱ期』（以下：「保存管理計画」）において、以下のように価値付けを行っている。

①日本の鉱山史、経済史を理解するうえで欠かすことのできない史跡

②中近世から近現代にわたる 400 年の金銀生産活動の各段階を代表する遺構が鉱山ごとのまとまりを持ち、広大な遺跡が広域に点在して分布する。

③鉱山技術が理解できる。

④鉱山経営（金銀生産システム）が理解できる。

⑤鉱山を支えた人々の生活が理解できる。

近年、これらの史跡を構成する鉱山関連施設の経年劣化や石垣の崩落、山間地に位置する遺跡での

斜面崩落や樹木の繁茂といった保存に関する課題のほか、増加する来訪者の受入れ態勢の整備を図るとともに一般の方々にはわかりにくい鉱山遺跡の本質的価値を如何にわかりやすく伝えるのかといった活用に関する課題が生じている。今後、本史跡を適切に保存し、その価値を発信・活用していくために、保存・活用整備に向けた計画の策定が求められている。

２．計画の目的

本史跡は、指定地が広域に所在し、その要素も多岐にわたることに特徴があるが、各遺跡や要素によって、立地条件や保存状態に格差が見られる。したがって、整備にあたり各遺跡の特性や急務性などの諸条件を踏まえつつ、統一された方針に基づき、一つの史跡としてその本質的価値を次世代に継承していくことが求められる。あわせて、これらの史跡や関連する西三川及び相川の重要文化的景観や、相川に所在する重要文化財建造物の保存・活用整備と連動した、魅力ある計画とすることも重要である。

こうした状況を踏まえ、史跡の適切な保護を図るための要件を見直し、適切な保存・活用のあり方を検討するため、平成 28 年３月に保存管理計画を策定した。本計画は、保存管理計画で定められた整備・活用の基本方針に則り、史跡の一体的な整備に必要となる基本事項について方針を定め、史跡の本質的価値を継承し、魅力ある活用を図るため、保存・活用に向けた整備計画を策定するものである。

３．対象範囲

本計画の対象は、「保存管理計画」で記載される以下の史跡指定地及び周辺地域とする。

表１－１：史跡保存整備計画の対象

1. 西三川砂金山地域	１－１　西三川砂金山跡	
2. 鶴子銀山地域	２－１　鶴子銀山跡	
3. 相川金銀山地域	３－１　相川金銀山跡	３－10　大間地区
	３－２　道遊の割戸	３－11　上相川地区
	３－３　宗太夫間歩	３－12　上寺町地区
	３－４　南沢疎水道	３－13　佐渡奉行所跡
	３－５　大立地区	３－14　鐘楼
	３－６　高任・間ノ山地区	３－15　大久保長安逆修塔
	３－７　北沢地区	３－16　河村彦左衛門供養塔
	３－８　御料局佐渡支庁跡	３－17　吹上海岸石切場跡
	３－９　戸地地区	３－18　片辺・鹿野浦海岸石切場跡

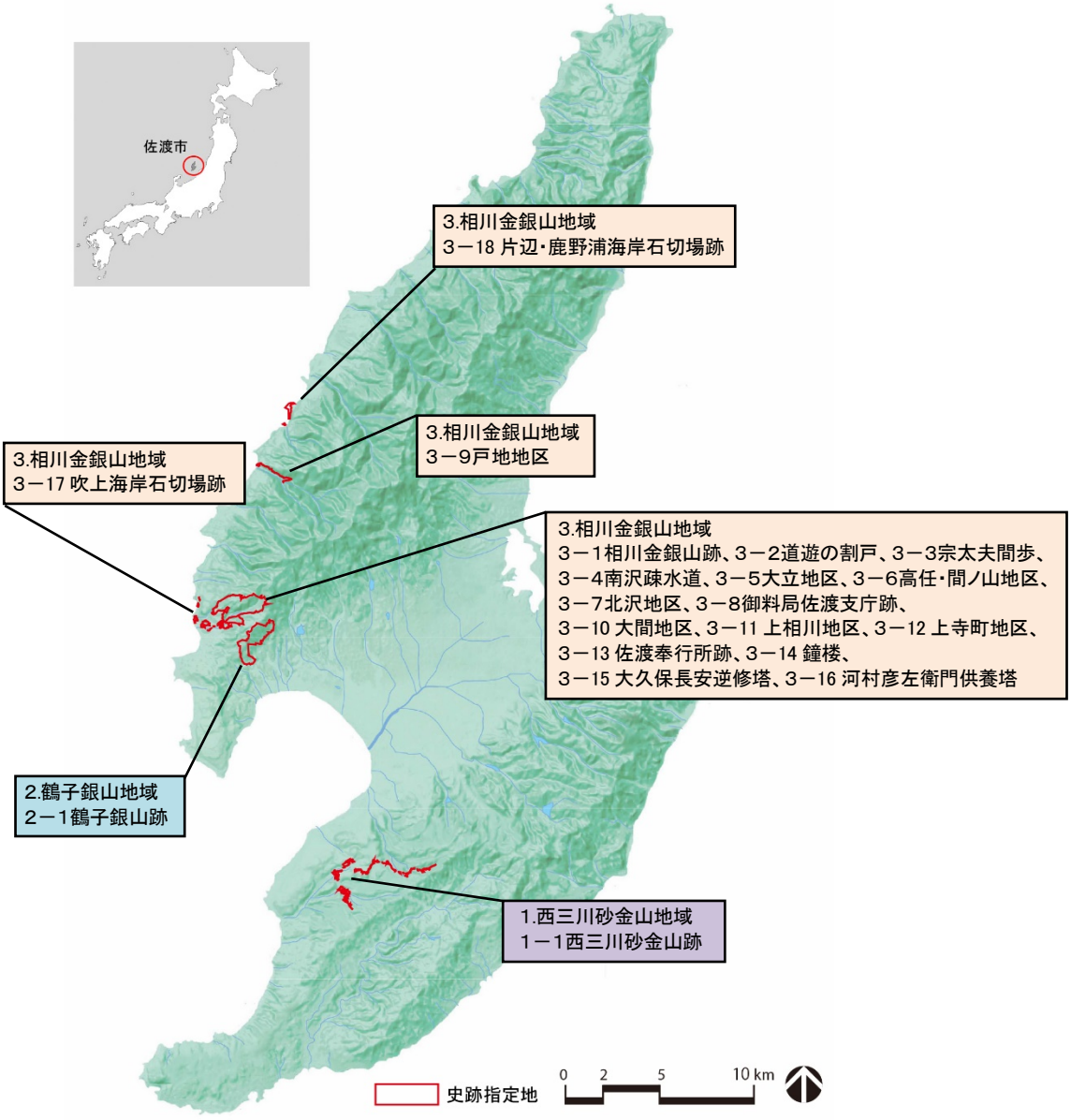

図１－１：史跡整備計画の対象範囲図

４．計画策定体制と策定経過

（１）計画策定の体制

本計画の策定にあたって、「史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議開催要綱」に基づき設置した「佐渡市史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議」で有識者からの意見を求めるとともに検討を重ね、文化庁と新潟県教育庁から指導助言を得た。なお、計画策定に関連する業務の一部については、株式会社プレック研究所に委託した。以下に計画策定の体制と検討の経過を示す。

表１−２：佐渡市史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議（敬称略）

氏名	所属等	専門とする分野	備考
池上　裕子	成蹊大学名誉教授	中世史	
浦野　成昭	株式会社ゴールデン佐渡取締役社長	鉱山技術	
北野　博司	東北芸術工科大学歴史遺産学科教授	考古学	
木村　勉	長岡造形大学名誉教授	文化財保存学・建造物保存修復	～平成 30 年3月
黒野　弘靖	新潟大学工学部准教授	都市計画・建築計画	
坂井　秀弥	奈良大学文学部教授	考古学	
田中　哲雄	元東北芸術工科大学教授	文化財保存学、史跡整備	
萩原　三雄	帝京大学文化財研究所所長	考古学・鉱山史	
北條　睦夫	佐渡市文化財保護審議委員	植物学	

表１−３：佐渡市史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議　オブザーバー一覧（敬称略）

氏名	所属等	備考
市原　富士夫	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	～平成 30 年8月
五島　昌也	文化庁文化資源活用課文化財調査官（平成 30 年 10 月より組織改編）	平成 30 年9月～
小田　由美子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室政策企画員	
渡邊　裕之	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室専門調査員	～平成 31 年3月
三ツ井　朋子	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室専門調査員	平成 31 年4月～
尾崎　高宏	新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室主任調査員	

表１−４：計画の策定経緯

年（西暦）	月日	内容
平成 28 年（2016）	3月 30 日	『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画　第Ⅱ期』策定
平成 29 年（2017）	8月 28 日	平成 29 年度第1回史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議
平成 30 年（2018）	1月5日	平成 29 年度第2回史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議
	8月 10 日	平成 30 年度第1回史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議
平成 31 年（2019）	3月 25 日	平成 30 年度第2回史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議
	4月 20 日	史跡佐渡金銀山ガイダンス施設「きらりうむ佐渡」開館
令和元年（2019）	9月 10 日	令和元年度第1回史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議
令和2年（2020）	1月 16 日	令和元年度第2回史跡佐渡金銀山遺跡保存整備に関する専門家会議
	3月	本計画策定に係る佐渡市史跡整備に関する専門家への意見聴取
	3月 31 日	史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画策定

第２章　史跡佐渡金銀山遺跡の概要

１．指定の経緯

佐渡金銀山遺跡の文化財指定は、昭和４年(1929)の佐渡奉行所址の国史蹟を嚆矢とし（昭和 18 年焼失のため指定解除)、昭和 33 年(1958)には、江戸時代の金銀生産を管理した佐渡奉行所跡、採掘拠点である道遊の割戸などが「相川鉱山遺跡」として新潟県の史跡に指定された。

昭和 34 年(1959)と昭和 42 年(1967)には、二度にわたり国史跡を目指し、国の文化財保護委員会からは指定の答申が出されたものの、諸般の事情により告示にまで至らなかった。

その後、平成６年に、佐渡奉行所跡、道遊の割戸と合わせ、時鐘を収めた鐘楼、江戸時代の代表的な坑道である宗太夫間歩などが「佐渡金山遺跡」として官報告示され、国の史跡に指定された。

また、平成 11 年以降、遺跡の実態把握と指定の拡大を目指した分布調査を行い、江戸時代の鉱石選鉱に使用した石磨（上磨）の材料供給地である吹上海岸石切場跡が、平成 21 年に史跡佐渡金山遺跡に追加指定され、平成 22 年には、明治時代から近現代における採鉱、選鉱、製錬に関する一連の生産拠点地区も史跡に追加指定となった。

平成 23 年、16 世紀に開発年代が遡る鉱山遺跡（銀山）である鶴子銀山跡が追加指定となり、史跡名称を「佐渡金山遺跡」から「佐渡金銀山遺跡」へと変更した。

その後も、平成 24 年から平成 29 年にかけて、片辺・鹿野浦海岸石切場跡、上相川地区、上寺町地区、相川金銀山跡、西三川砂金山跡、大間地区、戸地地区（追加）が順次追加指定を受けた。

年度(西暦)	説明
昭和4年(1929)	佐渡奉行所址が国史跡に指定される。
昭和 17 年(1942)	佐渡奉行所址、建物が焼失。
昭和 18 年(1943)	佐渡奉行所址の国史跡指定が解除される。
昭和 24 年(1949)	この頃から佐渡金銀山遺跡の史跡指定を目指す動きが再び起こる。
昭和 33 年(1958)	3月 22 日付け新潟県教育委員会告示第 11 号をもって、佐渡奉行所跡、道遊の割戸、南沢疎水道、河村彦左衛門供養塔、大久保長安逆修塔、鎮目市左衛門墓、御料局佐渡支庁跡が「相川鉱山遺跡」として新潟県史跡に指定される。
昭和 34 年(1959)	佐渡奉行所跡などの国史跡を目指したが、指定までには至らなかった。
昭和 42 年(1967)	再度、佐渡奉行所跡などの国史跡を目指したが、指定には至らなかった。
平成6年(1994)	5月 24 日付け文部省告示第 73 号をもって、佐渡奉行所跡、道遊の割戸、宗太夫間歩、南沢疎水道、鐘楼、河村彦左衛門供養塔、大久保長安逆修塔、御料局佐渡支庁跡が「佐渡金山遺跡」として国史跡に指定される。
平成 21 年(2009)	7月 23 日付け文部科学省告示第 119 号をもって、吹上海岸石切場跡が国史跡佐渡金山遺跡に追加指定される。
平成 22 年(2010)	2月 22 日付け文部科学省告示第 18 号をもって、近代遺跡である大立地区、高任・間ノ山地区、北沢地区、戸地地区が国史跡佐渡金山遺跡に追加指定される。
平成 23 年(2011)	1月 20 日付け文化庁告示第9号をもって、佐渡市が史跡佐渡金山遺跡を管理すべき地方公共団体に指定される。
	2月7日付け文部科学省告示第 15 号をもって、鶴子銀山が国史跡に追加指定される。併せて史跡名称を「佐渡金山遺跡」から「佐渡金銀山遺跡」に変更する。
平成 24 年(2012)	1月 24 日付け文部科学省告示第9号をもって、片辺・鹿野浦海岸石切場跡が国史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。
平成 25 年(2013)	3月 27 日付け文部科学省告示第 46 号をもって、上相川地区が国史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。
平成 26 年(2014)	10 月6日付け文部科学省告示第 142 号をもって、上寺町地区が国史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。

平成 27 年(2015)	3月 10 日付け文部科学省告示第 44 号をもって、相川金銀山跡が国史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。
	10 月7日付け文部科学省告示第 173 号をもって、西三川砂金山跡、大間地区、戸地地区が国史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。
平成 29 年(2017)	10 月 13 日付け文部科学省告示第 143 号をもって、戸地地区(追加)国史跡佐渡金銀山遺跡に追加指定される。

２．指定名称及び所在地等

（１）史跡名称

佐渡金銀山遺跡（さどきんぎんざんいせき）

（２）所在地

新潟県佐渡市相川江戸沢町１番６ほか 913 筆等

（３）指定対象地域、面積、指定基準、指定年月日

名称	面積	指定基準[1]	指定年月日(告示番号)
1.西三川砂金山地域			
1-1 西三川砂金山跡	284,835.150 ㎡	史 2･3･6･7	平成 27 年 10 月 7 日(文部科学省告示第 173 号)
2.鶴子銀山地域			
2-1 鶴子銀山跡	1,724,487.920 ㎡	史 2･3･6･7	平成 23 年 2 月 7 日(文部科学省告示第 15 号)
3.相川金銀山地域			
3-1 相川金銀山跡	2,170,993.080 ㎡	史 2･3･6･7	平成 27 年 3 月 10 日(文部科学省告示第 44 号)
3-2 道遊の割戸	30,656.000 ㎡		平成 6 年 5 月 24 日(文部省告示第 73 号)
3-3 宗太夫間歩	117.515 ㎡		平成 6 年 5 月 24 日(文部省告示第 73 号)
3-4 南沢疎水道	288.480 ㎡		平成 6 年 5 月 24 日(文部省告示第 73 号)
3-5 大立地区	110,844.400 ㎡		平成 22 年 2 月 22 日(文部科学省告示第 18 号)
3-6 高任･間ノ山地区	73,060.570 ㎡		平成 22 年 2 月 22 日(文部科学省告示第 18 号)
3-7 北沢地区	62,020.520 ㎡		平成 22 年 2 月 22 日(文部科学省告示第 18 号)
3-8 御料局佐渡支庁跡	2,259.590 ㎡		平成 6 年 5 月 24 日(文部省告示第 73 号)
3-9 戸地地区	23,204.910 ㎡		平成 22 年 2 月 22 日(文部科学省告示第 18 号) 平成 27 年 10 月 7 日(文部科学省告示第 173 号) 平成 29 年 10 月 13 日(文部科学省告示第 143 号)
3-10 大間地区	34,856.390 ㎡		平成 27 年 10 月 7 日(文部科学省告示第 173 号)
3-11 上相川地区	272,903.360 ㎡		平成 25 年 3 月 27 日(文部科学省告示第 46 号)
3-12 上寺町地区	97,751.230 ㎡		平成 26 年 10 月 6 日(文部科学省告示第 142 号)
3-13 佐渡奉行所跡	18,673.000 ㎡		平成 6 年 5 月 24 日(文部省告示第 73 号)
3-14 鐘楼	81.240 ㎡		平成 6 年 5 月 24 日(文部省告示第 73 号)
3-15 大久保長安逆修塔	37.730 ㎡		平成 6 年 5 月 24 日(文部省告示第 73 号)
3-16 河村彦左衛門供養塔	33.270 ㎡		平成 6 年 5 月 24 日(文部省告示第 73 号)
3-17 吹上海岸石切場跡	12,949.400 ㎡		平成 21 年 7 月 23 日(文部科学省告示第 119 号)
3-18 片辺･鹿野浦海岸石切場跡	140,565.330 ㎡		平成 24 年 1 月 24 日(文部科学省告示第 9 号)
指定面積 合計	5,060,619.085 ㎡		

[1] 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（平成 7 年 3 月 6 日文部省告示第 24 号）に基づく、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。指定基準の「史」は「史跡」の略。

史１　貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
史２　都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡
史３　社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
史４　学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
史５　医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
史６　交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
史７　墳墓及び碑
史８　旧宅、園地その他特に由緒ある地域の類
史９　外国及び外国人に関する遺跡

（４）史跡の位置

史跡佐渡金銀山遺跡は、「西三川砂金山地域」、「鶴子銀山地域」、「相川金銀山地域」の３つの地域から構成される。

西三川砂金山地域の西三川砂金山跡（1-1）は、佐渡島の南西部に立地し、西三川川河口から約4km 上流の西三川川と笹川川に挟まれた小佐渡山地の丘陵部に位置する。

鶴子銀山地域の鶴子銀山跡（2-1）は、佐渡島の西部に立地し、相川金銀山の南側にある沢根から相川下戸村の大佐渡山地の丘陵部に位置する。

相川金銀山地域は、佐渡島の西部に立地し、大佐渡山地の丘陵部に位置する。相川市街地を中心に分布する佐渡奉行所跡など江戸時代の遺跡及び近現代の遺構群が集積する。

相川市街地は、海岸部の低地に沿って南北に延びる「下町」地域と、緩い傾斜をもった段丘上の東西に延びる「上町」地域からなり、T字状を呈している。さらに、ここより濁川に沿った東方の山奥に「山の内」地域が広がり、古道を介し鶴子銀山跡へ通じている。この山の内の山域に相川金銀山跡（3-1）、道遊の割戸（3-2）、上相川地区（3-11）、上寺町地区（3-12）が所在する。

道遊の割戸の北西側には近代施設が集中する高任・間ノ山地区（3-6）が隣接し、北東部には大立地区（3-5）が所在する。さらに道遊の割戸から西側には宗太夫間歩（3-3）が所在する。

相川市街地は水金沢と濁川、間切川（南沢）によって南北に３つに分断されるが、濁川と間切川によって形成された上町台地と呼ばれる南側の尾根の先端部に佐渡奉行所跡（3-13）と鐘楼（3-14）が所在する。

相川市街地を流れる濁川南側の上町台地と北側の下山之神台地に挟まれた沢の両岸に、近代施設が集中する北沢地区（3-7）が所在し、その西端には御料局佐渡支庁跡（3-8）が所在する。また上町台地の南端に隣接する下寺町区域に、大久保長安逆修塔（3-15）、河村彦左衛門供養塔（3-16）、南沢疎水道（3-4）が所在する。

海岸沿いにも史跡が分布しており、相川市街地の北端部に大間地区（3-10）、相川市街地の北方、下相川地内の海岸段丘崖下の「吹上」とよばれる海岸部の標高 0～20m 付近に吹上海岸石切場跡（3-17）が所在する。また、片辺・鹿野浦海岸石切場跡（3-18）と近代遺跡の戸地地区（3-9）は、吹上海岸よりさらに北側の外海府海岸沿いに所在する。なお、吹上海岸石切場跡と片辺・鹿野浦海岸石切場跡は、国の名勝に指定される「佐渡海府海岸」の範囲内である。

３．土地所有及び管理状況

（１）土地所有

所有	面積	備考
国有地	159,473.97 ㎡	
県有地	61,010.53 ㎡	
市有地	3,206,315.39 ㎡	
民有地(856 名)	1,544,374.89 ㎡	
面積合計	4,971,174.78 ㎡	
誤差	▲89,444.30 ㎡	誤差の数値は、座標値により求めた既指定地と追加指定地の実測面積合計と、土地登記簿謄本の面積を積み上げた面積合計との間で生じた誤差。
実測面積合計	5,060,619.08 ㎡	合計面積は上記理由を踏まえ座標値により求めた実測面積による。

（２）管理団体

管理団体：佐渡市　告示年月日　平成 23 年 1 月 20 日　告示番号　文化庁告示第 9 号

４．調査等の履歴

史跡佐渡金銀山遺跡の、「西三川砂金山地域」、「鶴子銀山地域」、「相川金銀山地域」において近年実施された調査等は以下のとおりである。

表２－１：近年実施された調査等一覧

実施年度(西暦)	地域等	調査名	報告書等発行年
昭和 45～48 年度(1970-1973)	相川金銀山(上寺町地区)	石造物調査	昭和 48 年(1973)
平成6～10 年度(1970-1973)	相川金銀山(佐渡奉行所跡)	発掘調査	平成 13･14 年(2001･2002)
平成8年(1996)	相川金銀山 (大久保長安逆修塔)	薬剤注入による保存処理	―
	相川金銀山 (大久保長安逆修塔)	発掘調査	―
平成 11～12 年度(1999-2000)	相川金銀山(上寺町地区)	寺社調査	平成 15 年(2003)
平成 11～14 年度(1999-2002)	相川金銀山	分布調査	―
平成 12 年度(2000)	相川金銀山(佐渡奉行所跡)	発掘調査	平成 13･14 年(2001･2002)
平成 12～16 年度(2000-2004)	西三川砂金山	大山祇神社能舞台調査	平成 17 年(2005)
平成 13 年度(2001)	相川金銀山	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山(上相川地区)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山(上寺町地区)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山(佐渡奉行所跡)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山 (大久保長安逆修塔)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山 (河村彦左衛門供養塔)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
平成 14 年度(2002)	鶴子銀山	地形測量	―
平成 14～18 年度(2002-2006)	鶴子銀山	分布調査	平成 20 年(2008)
平成 15 年度(2003)	相川金銀山(戸地地区)	旧佐渡鉱山近代化遺跡建造物群調査	平成 20 年(2008)
	相川金銀山(大間地区)	旧佐渡鉱山近代化遺跡建造物群調査	平成 20 年(2008)
	相川金銀山(鐘楼)	解体修理	平成 17 年(2005)

実施年度(西暦)	地域等	調査名	報告書等発行年
平成 15～16 年度(2003-2004)	相川金銀山(上相川地区)	分布調査	—
	相川金銀山 (北沢地区・御料局佐渡支庁跡)	旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査	平成 20 年(2008)
平成 15～17 年度(2003-2005)	相川金銀山(高任・間ノ山地区)	旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査	平成 20 年(2008)
平成 16 年度(2004)	相川金銀山	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山(上相川地区)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山(上寺町地区)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山(佐渡奉行所跡)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山 (大久保長安逆修塔)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
	相川金銀山 (河村彦左衛門供養塔)	石造物分布調査	平成 16 年(2004)
平成 17 年度(2005)	相川金銀山(大立地区)	旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査	平成 20 年(2008)
	相川金銀山(上相川地区)	確認調査・分布調査	平成 20 年(2008)
	相川金銀山(上相川地区)	旧佐渡鉱山近代化遺産建造物群調査 (上相川火薬庫)	平成 20 年(2008)
平成 18 年度(2006)	相川金銀山(上相川地区)	分布調査・工事立会	平成 18 年(2006)
	相川金銀山(戸地地区)	旧佐渡鉱山近代化遺跡建造物群調査	平成 20 年(2008)
	相川金銀山(大間地区)	旧佐渡鉱山近代化遺跡建造物群調査	平成 20 年(2008)
平成 19～20 年度(2007-2008)	相川金銀山 (吹上海岸石切場跡)	分布調査	平成 21 年(2009)
平成 19～22 年度(2007-2010)	西三川砂金山	分布調査	平成 24 年(2012)
平成 20 年度(2008)	相川金銀山 (北沢地区・御料局佐渡支庁跡)	工作工場群跡発掘調査	平成 22 年(2010)
平成 20～22 年度(2008-2010)	相川金銀山 (片辺・鹿野浦海岸石切場跡)	分布調査	平成 23 年(2011)
平成 21 年度(2009)	相川金銀山(大間地区)	トラス橋落下防止のための仮設措置	—
平成 22～25 年度(2010-2013)	相川金銀山	分布調査	平成 26 年(2014)
平成 22～26 年度(2010-2014)	鶴子銀山	発掘調査	—
平成 23～26 年度(2011-2014)	西三川砂金山	発掘調査	—
平成 24～25 年度(2012-2013)	相川金銀山(上寺町地区)	分布調査	平成 26 年(2014)
平成 24～26 年度(2012-2014)	相川金銀山(高任・間ノ山地区)	道遊坑・高任坑・電車車庫・高任貯鉱舎・ベルトコンベアヤード・間ノ山上橋・間ノ山下橋現況調査	—
		高任粗砕場現況詳細調査	—
平成 24～27 年度(2012-2015)	相川金銀山(南沢疎水道)	坑内測量及び状況調査	—
	相川金銀山(大立地区)	大立竪坑櫓・捲揚機室現況詳細調査	—
平成 26 年度(2014)	相川金銀山(戸地地区)	分布調査	平成 27 年(2015)
平成 26～27 年度(2014-2015)	相川金銀山(大間地区)	護岸修復工事	—
平成 27年度(2015)	相川金銀山(上相川地区)	分布調査	—
平成 28 年度(2016)	西三川砂金山(笹川地区)	発掘調査	—

第３章　史跡の現状と課題

１．史跡の現状

（１）佐渡金銀山遺跡の本質的価値

平成 28 年（2016）３月に策定された『史跡佐渡金銀山保存管理計画』で示された本質的価値は以下の通りである。

中近世から近現代に至る約 400 年間にわたり操業された金銀鉱山の、技術、経営、鉱山に関わった人々の生活の変遷の歴史を示す遺構が佐渡という１つの島で点在しながらも、それぞれ良好に残る、我が国を代表する金銀山遺跡である。

○日本の鉱山史、経済史を理解する上で欠かすことのできない史跡である。

・平安時代末期から鎌倉時代初期に成立した「今昔物語集」「宇治拾遺物語」に登場するように佐渡では金が豊富に採れることが知られていた。対象地は明確ではないが、以降の鉱山開発の経緯や現在の島内河川における産金量から西三川砂金山である可能性が高い。

・12 世紀以降、金や銀は我が国の対外貿易、とりわけ最も関係の深い中国との取引決済に使用されるなど、国家にとって欠かせない鉱物資源であった。

・15 世紀後半になると中国の国内税が銀納化されたことにより、世界的な銀需要が一層高まることとなった。国内でもこうした動きに呼応して、16 世紀には石見銀山や鶴子銀山、新穂銀山を始めとして多くの銀鉱山が戦国大名や国人衆らにより開発され、産出した銀は領国経営強化や戦費として利用されるとともに、南蛮貿易等を通じて世界にも供給された。

・16 世紀後半に国家の実権を握った織田信長は、希少品などの高額取引において金銀が使用される状況を受け、国内通貨であった銅銭との換算比率を初めて公定し、続く豊臣秀吉は主要金銀鉱山を直轄管理すると共に、産出する金銀を基に品位を保証した金銀貨（判金）の鋳造を行った。

・豊臣政権下において、天正 17 年(1589)に上杉氏が佐渡一島を支配すると、島内の鉱山を掌握し、新たな鉱山技術を積極的に取り入れるなど大規模開発へとつながった。例えば、鶴子銀山では代官所を設置し、代官を置き管理を強めるとともに、横相や灰吹法といった最新技術を導入した。また、西三川砂金山では開発が進んだ結果、毎年３駄の砂金が伏見城へ納められるまでとなり、貨幣経済の一端を担った。

・17 世紀初めに成立した徳川幕府は、豊臣氏の政策を継承し、貨幣経済の基となる主要金銀鉱山を直轄管理するとともに、改めて国内のみならず対外貿易にも対応可能な金銀銅貨の再整理を行って、世界にも希な金・銀・銅による三貨制度が成立した。

・徳川幕府は、佐渡一島を直轄地し、国内でも有数の有力金銀鉱脈を持つ相川の地に佐渡奉行所を設置して金銀の生産を徹底的に管理するとともに、元和７年(1621)には島内で産出する金を素材として小判製造まで一貫して行う体制を整えた。

・佐渡ではこうした国内経済における金銀需要の一層の高まりと戦乱後の社会秩序の回復に呼応して、16 世紀末から 17 世紀初めにかけて相川を中心とする金銀山の開発と生産量の急増とともに人や物、情報が急速に押し寄せ、人口が急激に増加し交流が生みだされたことで、様々な文化

が花開き、現在の佐渡文化の基底の一部を形作った。

・明治２年（1869）に官営「佐渡鉱山」となると、西洋の技術を導入した近代化が図られ、様々な施設が建造された。

・昭和 10 年代には戦費を賄うための国策として大増産に転じ、稼働期間を通じて最大の年間産金量を稼ぎだした。しかしながら、その無計画な操業により生産量が減少し、昭和 28 年(1953)の大縮小決定を経て、平成元年（1989）に休山するに至った。

・近世から近現代に至る約 400 年間の長期間にわたって、国策の下、一貫して貨幣素材としての金銀を生産し続け、平成元年の休山後もその営みは、現在の景観へと受け継がれている。佐渡金銀山遺跡は、このような歴史の営みを史跡を通じて理解できるとともに、文献や絵画資料など記録類も膨大に残り、多角的な研究を可能としている。

○中近世から近現代にかけて約 400 年の金銀生産活動における各段階を代表する遺構が鉱山ごとのまとまりを持ち、広大な遺跡が広域に点在して分布する。

・西三川砂金山跡は、16 世紀末以降の産金に係わる遺構や集落が、約 28 万㎡の山間部に遺存する。とりわけ近世期に発達した独自の砂金採取システム「大流し」に関連した遺構が良好に残る。明治５年(1872)の閉山後も鉱山関係者の多くは生業を農業へと転換したものの、集落形態が現在も引き継がれている（重要文化的景観「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」）。

・鶴子銀山跡は、約 172 万㎡の広大な山林に、沢ごとにまとまりを持つ広域な採掘域群と鉱山集落跡、これらを統括する代官屋敷跡などがあり、それぞれ独立したエリアとして造成された地形が良好に遺存している。各エリアは、これまでの調査成果から、管理・経営者の下に採鉱・選鉱・製錬を行う等の土地の使い分けと、初期的な分業制がみてとれる。また、明治時代以降、昭和 21 年(1946)の閉山に至るまでには近代化が図られ、竪坑の開削や近世期の坑道の再開発が行われている。鶴子銀山と隣接した場所に相川金銀山が立地し、鶴子を稼いだ山師が相川の有力鉱脈を発見したとの記録もあることから、相川金銀山の前史的位置付けとしても重要である。

・相川金銀山は、佐渡で最大面積を持つ鉱山であり、江戸期以降は島内で最も重要な鉱山に位置付けられる。史跡指定地は約 305 万㎡で、そのうち８割以上が急峻な斜面地や山林からなる採掘域と初期鉱山集落跡（上相川地区）及び寺町（上寺町地区）で構成される。採掘域は近世から平成元年(1989)の休山に至るまで、場所や方法を変えながら採掘が行われた。江戸時代初期に最盛期を迎えた後、坑道が深く掘られるにつれて排水作業に悩まされるようになると、江戸時代中期には坑内排水の為に延長約１㎞の南沢疎水道が掘削され、現在に至るまで機能している。江戸時代初期に直轄地として全島を掌握した徳川幕府は、海岸部に近い緩斜面段丘の先端に鉱山経営の拠点として佐渡奉行所を設置し、インフラの整備と沿岸部の埋め立てを行い、計画的な町づくりをおこなった。このときに形成された町並みは、近代の変容を経て現在の相川市街地へと引き継がれている（重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」）。市街地には町民に時を告げる鐘楼や、佐渡代官大久保長安の逆修塔や代官河村彦左衛門の供養塔が残されている。また、沿岸部には主に鉱山臼の石材として利用され、市街地の建築材にも使われた石を切り出した石切場が残されている。明治時代以降には西洋の技術が取り入れられた施設が大立地区、高任・間ノ山地区、北沢地区、大間地区、戸地地区に次々と設置されたほか、鉱山経営の拠点として御料局佐渡支庁が北沢地区に置かれた。これらの近代鉱山施設の建物の一部は重要文化財（旧

佐渡鉱山採鉱施設）にも指定されている。

〇鉱山技術が理解できる。

・島の誕生の歴史と共に形成された堆積砂金鉱床と鉱脈鉱床というタイプの異なる２つの鉱床によって、砂金採掘と金銀鉱石採掘という二系統の生産技術が発展した様子を見ることができる。

・中世末から近世の佐渡金銀山では、大流しによる砂金採掘法（西三川砂金山）や横相（鶴子銀山・相川金銀山）、灰吹法（鶴子銀山）・焼金法（相川金銀山）など金銀生産活動における当時の最新技術の導入が図られた。

・中世末から近世の遺構として、露頭掘り跡や測量・採掘技術を駆使した横相を含む坑道掘りなどの採掘跡、選鉱、製錬といった金銀生産の一連の工程を示す遺構が残る。

・明治時代以降は、西洋から技術を導入した近代化（機械工業化）が進められ、その後も採鉱・選鉱・製錬の各分野における最新技術の研究と導入が続けられるなど、国内鉱山を技術的に牽引したリーダー的存在であった。

〇鉱山経営（金銀生産システム）が理解できる。

・中世末～近世前半の家内制手工業（鶴子銀山跡・上相川地区）から近世後半の工場制手工業（佐渡奉行所寄勝場）へと至る新しい形態の鉱山経営手法が導入され、奉行所を中心とした経営体制が確立・発展した。

・採鉱、選鉱、製錬に関する遺構の他、鶴子銀山代官屋敷跡や佐渡奉行所跡、西三川砂金山の金山役宅跡、金子勘三郎家住宅などの鉱山経営・管理に関するシステムの全容を示す遺構が残る。

・近現代に建造された施設には、採鉱、選鉱、製錬の各工程における中心的な施設のほか、各工程への動力供給、物資の運搬に関わる施設など、鉱山経営を構成する要素が単体ではなく施設群として残り、システムの全体像を理解することが出来る。

〇鉱山を支えた人々の生活が理解できる。

・金銀山の発見・開発は、全国各地との人や物の交流を活発化し、鉱山の繁栄とともに近隣には鉱山集落が形成・発展していった。鶴子荒町遺跡や上相川地区等の集落跡、鶴子銀山代官屋敷跡・佐渡奉行所跡・西三川砂金山の金山役宅跡・金子勘三郎家住宅等の管理施設跡、上相川地区・上寺町地区の寺院跡や西三川砂金山大山祇神社等は、鉱山を支えた人々の暮らしを今に伝える上で欠かすことのできない遺跡である。

・中でも佐渡金銀山遺跡を代表する相川周辺の遺跡群は、豊かな金銀鉱脈を内包した山間部から、それに連なる海成段丘上及び海岸部の帯状の平地を経て海へと至る高低差の著しい地形の中で、近世から近現代の金銀生産に係る遺跡を中心として、鉱山の管理運営に係る遺跡、人々の生活や信仰に関係する遺跡などが、山から海へと有機的に連続する形で残存する。

（２）整備の状況

現在の整備の状況は、史跡整備とガイダンス施設等整備に整理して以下に示す。

①史跡整備の状況

史跡整備の状況を保存整備と活用整備に分けて以下に示す。

表３－１：史跡整備の状況

地域	名称	保存に関わる整備の状況	活用に関わる整備の状況
相川金銀山地域	佐渡奉行所跡	平成6～12 年(1994～2000)に保存を目的とした発掘調査を実施し、盛土保存。	平成 13 年(2001)に安政6年の絵図等から奉行所を復元。
	道遊の割戸	－	眺望点の整備。
	宗太夫間歩	－	昭和 37 年(1962)の観光坑道の利用開始に伴った坑道内の整備。
	南沢疎水道	－	現在は内部一般公開を中止。
	鐘楼	平成 15 年度(2003)に解体修理の実施。	朝夕に地元住民による鐘撞きの実施。
	御料局佐渡支庁跡	－	昭和 31 年(1956)の相川郷土博物館の利用開始に伴った整備。
	大久保長安逆修塔	平成８年(1996)に発掘調査及び薬剤注入を実施。	－
	河村彦左衛門供養塔	－	－
	吹上海岸石切場跡	－	駐車場の整備。
	大立地区	平成 30 年(2018)から重要文化財建造物保存修理事業を開始。	－
	高任・間ノ山地区		－
	北沢地区	平成 20 年(2008)に発掘調査を実施。	平成 21 年(2009)に解説サインを整備。
	戸地地区	－	－
	片辺・鹿野浦海岸石切場跡	－	－
	上相川地区	平成 15～18 年(2003～2006)に発掘調査を実施。	－
	上寺町地区	－	－
	相川金銀山跡	－	－
	大間地区	平成 21 年(2009)にトラス橋に落下防止のための仮設措置を実施。平成 26～27 年(2014～2015)に石積み護岸を整備。	平成 20 年(2008)に解説・誘導サインを整備。
鶴子銀山地域	鶴子銀山跡	平成 22～25 年(2010～2013)に保存を目的とした発掘調査を実施。	平成 31 年(2019)に代官屋敷・荒町遺跡で解説・誘導サインを整備。
西三川砂金山地域	虎丸山	－	眺望場の整備。
	五社屋山	平成 23～26 年(2011～2014)に保存を目的とした発掘調査を実施。	－
	金山江	－	－
	笹川集落	平成 30 年(2018)に金子勘三郎家住宅の保存修理事業を開始。	解説・誘導サインの整備。

②ガイダンス施設等整備の状況

ガイダンス施設等の種別は、平成 28 年（2016）３月に策定した『佐渡ガイダンス施設（仮称）整備基本計画』において、メインガイダンス施設、サテライトガイダンス施設、エントランス施設の３種類に整理されており、以下がその機能の説明である。これらガイダンス施設等の整備の状況は右記に示す通りである。

i)メインガイダンス施設

史跡全体の本質的価値に対する理解を深め、基本となる情報を発信するメインガイダンス施設として、平成 30 年度に佐渡金銀山ガイダンス施設（きらりうむ佐渡）を相川市街地に建設した。この施設では、展示グラフィックの他に映像を多用することによって、効果的に佐渡金銀山遺跡全体について学ぶことができる。

なお、本施設は史跡の価値について解説し、普及啓発活動を行うとともに、史跡を構成する各地区、各要素の来訪を促すものである。下記のサテライトガイダンス施設との役割分担と機能を明確にした上で、連携によって相互利用を高め、来訪者の史跡に対する理解をより深めることを目指す。

ii)サテライトガイダンス施設

史跡の本質的価値に対する理解を更に深めるため、メインガイダンス施設より詳細な各鉱山の情報を伝えるガイダンス機能のサブ拠点として、サテライトガイダンス施設を設置する。

サテライトガイダンス施設では、既存の博物館や資料館等を活用するほか、佐渡市が所有する改修後の旧西三川小学校笹川分校や金子勘三郎家住宅、鉱山住宅、旧相川税務署等の歴史的建造物の保存修理・ガイダンス機能の付与についても検討する。

iii)エントランス施設

ガイダンス施設以外にも史跡に関する案内情報を提供する施設として、両津・小木港周辺に所在する観光案内所をエントランス施設として活用する。観光案内所は、佐渡汽船両津港構内及びあいぽーと佐渡（佐渡インフォメーションセンター）、小木港周辺のマリンプラザ内にあり、佐渡金銀山を含む島内の観光情報等の提供を含め、来訪者のニーズに合わせた情報を提供することが可能である。

表３−２：ガイダンス施設等整備の状況

地域	施設種別	施設名	管理者	整備完了年月
相川金銀山地域	メインガイダンス	佐渡金銀山ガイダンス施設（きらりうむ佐渡）	佐渡市	平成 31 年(2019)４月
	サテライトガイダンス	佐渡金山展示資料館	(株)ゴールデン佐渡	昭和 45 年(1970)４月
		相川郷土博物館	佐渡市	昭和 31 年(1956)７月
		佐渡奉行所跡	佐渡市	平成 13 年(2001)４月
		旧鉱山住宅（新五郎町２・３号）	佐渡市	平成 25 年(2013)
		旧深見家住宅	佐渡市	未整備
		旧鉱山倶楽部	佐渡市	未整備
		旧相川税務署	佐渡市	未整備
銀山地域 鶴子	—	—	—	—
砂金山地域 西三川	サテライトガイダンス	佐渡西三川ゴールドパーク	(株)西三川ゴールドパーク	平成2年(1990)４月
		旧西三川小学校笹川分校	佐渡市	令和2年(2020)３月
		金子勘三郎家住宅	佐渡市	令和9年(2027)３月予定
両津	エントランス	あいぽーと佐渡（佐渡インフォメーションセンター）・	佐渡市	平成27年(2015)３月
小木		マリンプラザ小木（南佐渡総合案内所）	佐渡市	平成4年(1992)

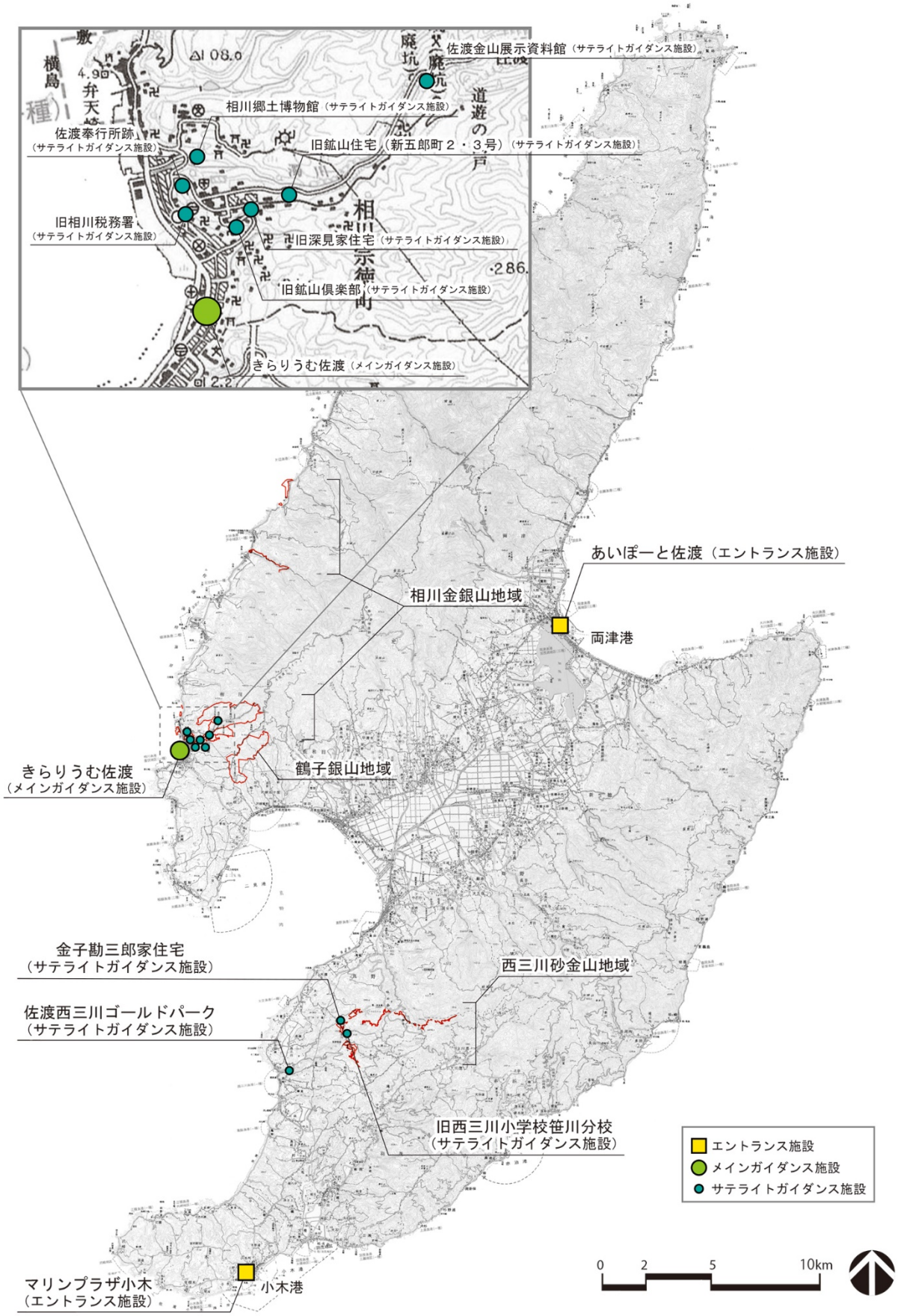

図３−１：ガイダンス施設等の位置図

２．整備に関する課題

（１）西三川砂金山地域

①保存に関わる整備の課題

＜虎丸山・五社屋山＞

・樹木や下草の繁茂が地上遺構へ影響を及ぼす可能性がある。

＜笹川集落＞

・金子勘三郎家住宅の建物の老朽化が著しく、早期の修理が必要である。

・遺跡の詳細を把握するための継続的な調査研究を行う必要がある。

②活用に関わる整備の課題

＜虎丸山・五社屋山＞

・遺構を一見しただけでは、砂金の採掘法のイメージが伝わりにくい。

・植生の繁茂が視覚的な遺構の理解を妨げる可能性がある。

＜虎丸山・金山江＞

・遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う安全確保が難しい。

＜笹川集落＞

・来訪者の適切な誘導と来訪者マナーの周知が必要となる。

・公開及び来訪の拠点として旧西三川小学校笹川分校の整備・活用の検討が必要となる。

・公開のための便益施設や駐車スペースの確保が必要となる。

・当時の機能が分かるような活用を考慮した建造物の補修・修理が必要である。

（２）鶴子銀山地域

①保存に関わる整備の課題

・多くの遺構が山間に埋没している状態にあり、個々の遺構の価値を顕在化するための方策が必要である。

・遺跡の詳細を把握するための継続的な調査研究を行う必要がある。

②活用に関わる整備の課題

・統一されたサイン等の整備が必要である。

・見学可能な主要遺跡の多くが樹林地に埋もれた状態にあるため、遺構の顕在化のため、必要範囲の間伐、里山林への林相改良等の検討が必要である。

・遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う安全確保が難しい。

（３）相川金銀山地域

①保存に関わる整備の課題

＜佐渡奉行所跡＞

・斜面のモニタリングと崩落等の防止措置が必要である。

・斜面植生の適切な管理が必要である。

・復元建物の補修及び修理が必要である。

＜道遊の割戸＞

・現在の山容を維持するため、斜面の崩落等の防止措置が必要である。
・指定地及び周辺域の斜面の安定化措置が必要である。

＜宗太夫間歩＞

・斜面の崩落等の防止措置が必要である。
・遺構上に設置されたコンクリート階段等の取扱いの検討が必要である。
・落石等土砂災害に対する適切な防災措置が必要である。

＜南沢疎水道＞

・後年コンクリートで補修した箇所は、新たな補修に際して史跡にふさわしい材料・工法等の検討が必要である。

＜鐘楼＞

・潮風の影響を受けやすい立地のため、モニタリングを行い、定期的な補修及び修理が必要である。
・建物の景観阻害要因となっている電線の移設等を含めた長期的な対応が必要である。

＜御料局佐渡支庁跡＞

・御料局佐渡支庁跡・旧本部鉱山事務所ともに経年劣化が進行しており、修理及び耐震補強等が必要である。

＜大久保長安逆修塔＞

・現況調査等に基づいた石材の風化対策を行う必要がある。
・現況調査等に基づいた復元修理の検討が必要である。

＜河村彦左衛門供養塔＞

・タブ林(市指定)に立地することから、自然環境保護に重点を置いた整備の検討が必要である。
・塔に至る指定地周辺の石段は、一部不陸・破損が見られるため、修理の検討が必要である。

＜大立地区＞

・ＲＣ造及び鉄骨造、石造構造物の損傷が顕著であり、修理が必要である。

＜北沢地区＞

・ＲＣ造及び石造構造物の劣化が進行しており、修理等が必要である。

＜上相川地区／上寺町地区＞

・地上及び地下遺構の顕在化の観点から、樹林及び下草の適切な植生管理が必要である。
・遺跡の詳細を把握するための継続的な調査研究が必要である。
・斜面・崩落個所の拡大防止対策が必要である。

＜相川金銀山跡＞

・斜面地の崩落等の防止措置が必要である。
・鉱山施設等の保存修理が必要である。
・継続的な調査研究が必要である。

＜大間地区＞

・護岸の崩落箇所の修理が必要である。

・将来的な鉄製構造物（トラス橋）の取扱いの検討が必要である。

②活用に関わる整備の課題

＜佐渡奉行所跡＞

・管理体制の充実が必要である。

・奉行所機能を解説する説明板等のサイン類の拡充が必要である。

＜道遊の割戸＞

・統一されたサイン等の整備が必要である。

・眺望を確保するための植生の適切な管理が必要である。

＜宗太夫間歩＞

・統一されたサイン等の整備が必要である。

・坑内復元展示施設を更新する際には、史跡の価値を損ねないよう配慮が必要である。

＜南沢疎水道＞

・統一されたサイン等の整備が必要である。

・非公開のため、坑内に入らなくても価値等が理解できる方法の検討が必要である。

＜鐘楼＞

・統一されたサイン等の整備が必要である。

＜大久保長安逆修塔＞

・統一されたサイン等の整備が必要である。

＜吹上海岸石切場跡／片辺・鹿野浦海岸石切場跡＞

・統一されたサイン等の整備が必要である。

・史跡のほか、名勝及び国立公園の範囲でもあるため、見学路の整備は行わず、既存の施設（駐車場や県道）を活用した見学・解説方法の検討が必要である。

・史跡指定地外の適所からの眺望や解説を主とした見学方法の検討が必要である。

・立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う安全確保が難しい。

＜大立地区＞

・櫓と捲揚機、竪坑、道遊坑・高任坑の関係性の把握が難しい。

＜高任・間ノ山地区＞

・統一されたサイン等の整備が必要である。

・各建造物や構造物間の関係性及び佐渡の金銀生産システム全体の中での関係性把握が難しい。また、それぞれ施設の操業当時の機能や雰囲気が分かるような整備が必要である。

・非公開のため、採鉱施設の主要部分を見学できない。

＜北沢地区＞

・各建造物・構造物間の関係性及び佐渡の金銀生産システム全体の中での関係性の把握が難しい。また、それぞれ施設の操業当時の機能や雰囲気が分かるような整備が必要である。

＜戸地地区＞

・統一されたサイン等の整備が必要である。
・水力発電の仕組みや稼働時の状況等が理解できるような整備が必要である。
・立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う安全確保が難しい。

＜上相川地区／上寺町地区＞

・統一されたサイン等の整備が必要である。

＜相川金銀山跡＞

・統一されたサイン等の整備が必要である
・立入りが困難な場所が多いことから、将来的な公開にあたってはルート及び安全対策の検討が必要である。
・公開範囲以外への立入り禁止措置が必要である。
・鉱山施設等の将来的な公開の検討が必要である。
・きらりうむ佐渡（メインガイダンス施設）から史跡現地への誘導方法の検討が必要である。

＜大間地区＞

・港湾施設（建造物）内部の将来的な活用方法について、所有者・占有者と協議・調整が必要である。
・見学者のための駐車スペースの確保が必要である。

第４章　基本方針

１．基本理念と基本方針

（１）史跡の本質的価値[2]

中近世から近現代に至る約 400 年間にわたり操業された金銀鉱山の、技術、経営、鉱山に関わった人々の生活の変遷の歴史を示す遺構が、佐渡という一つの島で点在しながらもそれぞれ良好に残る、我が国を代表する金銀山遺跡である。

（２）保存管理計画における基本方針

本計画の関連計画である保存管理計画で示された整備・活用の基本方針は、以下のとおりである。

①現状保存の原則を踏まえた史跡の価値の顕在化と積極的な活用

整備と活用にあたっては、史跡の価値を損なうことのないよう、地下遺構も含め現状での保存を原則とする。また、発掘調査・資料調査等の調査成果に基づき、史跡の価値の顕在化により、来訪者が史跡の文化的価値を理解しやすいような整備・活用を目指すとともに、史跡を広く認知してもらう機会を増やすため、現状保存の原則を踏まえつつ、積極的な活用を図る。

②史跡の現状に応じた適切な保存措置（修復整備等）の実施

本史跡は、中近世から近現代に至る金銀生産システムに係る様々な遺構等が、海岸から山林にわたる多様な立地環境の中に残されている。そのため、遺構等によって保存状況が異なるため、それらの状態や性質（素材）に合わせた整備・活用方法を検討する。特に、史跡を構成する要素の中でも、建造物単体で文化財の価値を有し、かつ緊急の保護措置が必要な遺構については、本計画との整合に留意しつつ、同時並行的に詳細調査・保護措置について別途検討を進める。

③史跡の本質的価値を顕在化し、来訪者が価値を理解しやすい公開活用方法や整備の検討

本史跡には、中近世から近現代まで操業された金銀鉱山の技術、経営、鉱山に暮らした人々の生活の変遷の歴史を示す遺構が、広い範囲に鉱山ごとにまとまりを持って残っている。そのため、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに、来訪者が地域別、時代別に史跡を巡りながら、本質的価値を理解できるような公開方法や必要な整備を整備活用計画で検討する。なお、全ての来訪者に価値の理解の機会を等しく提供するため、ユニバーサルデザインの導入を推進する。

④関連文化財とのネットワーク化を考慮した整備

佐渡島には、史跡指定地周辺も含め、金銀生産活動に関する史跡が広大かつ広域に分布している。それら関連文化財とのネットワーク化等の広域的な活用を視野に、本史跡全体における活用を考慮した整備の在り方を検討する。

⑤既存文化施設等を活かした情報提供の推進

佐渡市には、市町村合併前に設置された各自治体の博物館等の施設があり、鉱山資源等を活用した観光目的の民間施設を含め、市内には数多くの文化施設が点在している。そのため、来訪者が史

[2] 「第３章　史跡の現状と課題　1-（1)」で詳細に記載されるため、要約を掲載。

跡の本質的価値を理解するための情報提供は、既設のものを一部改修し、有効活用するとともに、来訪者の理解や利便性の向上を図るための新設も検討する。

⑥周辺環境との調和

本史跡周辺には、指定地内と連続して鉱山操業時の様子を今に伝える山林等の自然的な環境が良好に残されている。そのため、史跡指定地のみならず、周辺環境や景観との調和にも配慮し、関係法令との調整を図る。

⑦来訪者の安全対策

史跡内は、鉱山遺跡としての性格や立地等の特性から、人の立入りが困難な場所も存在するため、公開する範囲や公開方法を慎重に検討するとともに、来訪者の安全にも配慮する。

（３）整備の基本理念と基本方針

本計画は、上記の保存管理計画の基本方針に基づき、佐渡金銀山遺跡を未来に確実に継承し、適切な公開・活用を目指すべく、整備の基本理念と基本方針を次のとおり設定する。

【基本理念】

〇わが国を代表する歴史的な鉱山遺跡として、史跡佐渡金銀山遺跡の本質的価値を保存し、広く公開・活用するための整備と調査研究を行う。

〇鉱山とそれに由来する景観を保護し、史跡とその周辺環境を適切に保全するための整備を行う。

〇史跡を活用した魅力ある地域文化を育成するため、住民や来訪者に親しまれる史跡を目指した公開・活用に努める。

【基本方針】

〇史跡の価値や特性を正しく伝え、確実に未来に継承する。

・「金銀鉱山」という生産体系を構成する技術、経営、生活に関する特徴や価値と構成要素についての特性、立地環境に合わせた適切な保存対策を含む保存整備を検討する。

・鉱山の全体像及び変遷、個々の機能に関する調査研究を深め、その結果に基づき史跡の本質的価値がわかりやすい整備を行うと共に、様々な手段による情報発信に努める。

・保存のために実施する緊急的な措置は、その後の整備の支障とならない範囲で実施する。

〇史跡の魅力を高め適正な環境整備を図るとともに、鉱山集落や町並みとの一体的な景観を形成する。

・文化的景観の重要な構成要素としての価値付けも担っていることから、歴史的景観として周辺環境の保全を図り、両者が連携して魅力を高めるものとなるよう努める。

・周辺の環境に配慮しつつ、各種サインのデザインを統一するとともに、動線計画に基づいた来訪者受入れ態勢の充実を図る。

・各地区の特性、立地環境を踏まえ、最も適した公開範囲と方法を採用する。

・来訪者の安全を確保できない箇所について立入り制限等に必要な整備を実施するとともに、将来的な見学エリアの拡大を目指す。

○「地域の誇り」となる史跡の価値を発信し、活用と地域の活性化を目指す。

・史跡の調査成果を踏まえ、整備内容や動線計画を検討し、可能な限り史跡の本質的価値の顕在化を図ることで、史跡の魅力が伝わる整備をする。

・史跡が広大かつ広域に分布することから、各構成要素が有機的に関連し合って全体像を構成することを示す動線計画を検討する。

・地域の誇りとして、住民に親しまれる鉱山として整備をする。

・鉱山や関連文化財の魅力を伝える場として、また地域の歴史文化・自然学習の場として活用する。

２．整備の方向性

本計画が対象とする佐渡金銀山遺跡は、指定地が広大かつ広域に分布し、属する年代やこれらを取り巻く環境は多様であり、さまざまな課題がある。毀損や劣化が進行し保存修理が必要なものや、相川市街地や笹川集落内にあり近隣住民の住環境に配慮を要するもの、山地等に位置し現地へのアクセスが困難なもの、私有地のため公有化や追加指定に時間を要するもの、指定地や選定地が重複する重要文化財建造物「旧佐渡鉱山採鉱施設」や重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町に由来する文化的景観」「佐渡西三川の砂金由来の農山村景観」との調整が必要となるものなど地域ごとに整備の諸条件が異なる。

このことから、段階的な事業計画の設定や公開範囲の限定により、効率的かつ効果的な整備を実施することが必要である。

（１）事業計画の設定

本史跡には令和４年度（2022）登録を目指している世界文化遺産の構成資産候補も含まれており、登録後は世界文化遺産の保全方針にも則った整備が求められると予想される。従って整備は短期間に一律に実施するのではなく、状況変化に柔軟に対応するため段階的に進めていく必要がある。

そこで、事業計画期間を短期・中期・長期に区分し、短期から中期を第１期事業とする。短期計画は世界遺産登録の状況変化を見据えた概ね５年間を対象期間とし、中期計画は重要文化財建造物修理事業に伴う高任粗砕場の石垣修理や佐渡奉行所跡再整備等の大型修理事業が伴う概ね５年間とする。これ以降の事業は長期計画とし、課題解決の進捗状況、保存状況や調査研究、世界文化遺産登録など社会情勢の変化など必要に応じて、内容等を検討する。これらの検討を踏まえ、第１期事業終了までに第２期整備基本計画を策定したうえで、長期以降の事業を実施する。

なお長期以降に整備予定の史跡では、確認調査や追加指定等、整備に向けて諸条件を整える取組みを進めるとともに、可能な限り暫定的または部分的な整備や公開を行う。諸条件が整い次第、計画を繰り上げて整備することも検討する。また遺構の保存上、緊急を要する整備や既存整備の修復等は適宜実施する。

①短期計画（概ね５年間）

短期事業で整備を進める史跡は、これまでの発掘調査成果に基づき史跡の価値の理解に効果的なものを優先し、保存に緊急性を要し、公有化が進展し調査成果も蓄積しているなど整備条件が整っているものを優先的に抽出する。前者については上相川地区や鶴子銀山代官屋敷跡、鶴子荒

町遺跡、後者については金子勘三郎家住宅や御料局佐渡支庁跡を対象とする。これらの詳細については、本計画の個別整備計画にて内容を示す。

併せて計画地内全体に対しても整備を進める。世界文化遺産登録に伴い予想される来訪者の増加に備え、史跡全体の情報提供を行うために建設した佐渡金銀山ガイダンス施設（きらりうむ佐渡）を起点とした解説・誘導機能の充実を図る。

②中期計画（概ね 10 年間）

中期計画で整備を進める史跡は、短期計画よりも整備事業に係る経費が高額となるものや、重要文化財建造物の指定を受けている大立竪坑櫓・同捲揚機室や高任粗砕場の重要文化財修理事業の進捗に併せて実施する必要があるものを優先的に抽出する。前者については、佐渡奉行所跡の再整備事業、後者については大立竪坑櫓・同捲揚機室を対象とする。

③長期計画

長期計画は、課題解決の進捗状況を確認し、調査研究や公開整備の学術的な進展、世界文化遺産登録など社会情勢の変化に加え、第１期事業の進捗状況や効果等を顧みて本計画を再検討し、第１期事業終了までに第２期整備基本計画を策定したうえで第２期事業を実施する。従って対象とする史跡も第２期整備基本計画において再検討を要するが、基本的には重要文化財の修理事業に伴い、併せて整備が必要となる大立地区や、高任地区のほか、高任粗砕場周辺の石垣、鉄筋コンクリート基礎の劣化が進行する北沢地区を対象とする。

長期計画では、新たに整備対象とする史跡の調査を進めつつ、継続的に整備を行う。また、管理や活用において住民との協働をさらに充実させるとともに、史跡や文化的景観を中心とした文化財の魅力向上につながる整備を行う。

一方、中期計画までに整備を終えた史跡や歴史的建造物については、経過観察を行い、必要に応じて再整備についても検討する。

（２）公開・非公開の区分

本史跡は、指定地が広大かつ広域に分布し、山地や丘陵地、海岸部のほか、市街地など多様な条件下に立地する。これらの史跡指定地全てにおいて、来訪者の安全対策、現地へのアクセスルートの確保など整備事業を実施したうえで公開することは現実的に困難である。このため、以下の基準に基づき、公開・非公開の範囲を決めることとする。

なお、安全対策や整備事業の実施により、一部公開が可能となる場合は、部分公開をするものとし、非公開範囲の遺跡や遺構については、本史跡の価値を物語る上で欠くことのできないものは、ガイダンス施設や解説サイン等での情報提供を行いつつ、現状を維持していくための必要最小限の保存管理を実施する。

＜非公開の基準＞

・来訪者の安全確保が困難
・アクセスルートの確保（既存道路の有無）や整備等が困難
・管理団体における公開のための日常的な間伐や除草が困難

３．関連計画との関係

本計画に関わる上位・関連計画は以下に示す通りである。本計画は、史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画書（第Ⅰ・Ⅱ期）の内容に基づいて、史跡整備に関わる個別の既策定の計画との整合を図った上で策定するものである。

表４－１：佐渡市全体の上位計画

計画名称	策定・改正年	策定者	計画期間
①　佐渡市将来ビジョン[3]	平成29年(2017)3月	佐渡市	平成29年度～令和元年度

表４－２：関連計画

計画名称	策定・改正年	策定者	計画期間
②　佐渡市都市計画マスタープラン	平成21年(2009)3月	佐渡市	平成21年度～令和7年度
③　佐渡市歴史文化基本構想	平成23年(2011)3月	佐渡市教育委員会	―
④　佐渡市景観計画	平成28年(2016)8月	佐渡市	―
⑤　佐渡歴史的風致維持向上計画	令和2年(2020)3月	佐渡市	令和2年度～令和11年度
⑥　名勝佐渡海府海岸・天然記念物及び名勝佐渡小木海岸保存活用計画	平成28年(2016)3月	佐渡市 佐渡市教育委員会	―
⑦　史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画	平成28年(2016)3月	佐渡市	―
⑧　重要文化財旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用計画	平成28年(2016)3月	佐渡市	―
⑨　佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観保存計画	平成29年(2017)3月	佐渡市	―
⑩　佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観保存計画	平成22年(2010)12月	佐渡市	―
⑪　佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観整備計画	令和2年(2020)3月	佐渡市	―
⑫　佐渡金銀山ガイダンス施設(仮称)整備基本計画	平成28年(2016)3月	佐渡市	―
⑬　史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画	平成30年(2018)3月	佐渡市産業観光部世界遺産推進課	―
⑭　史跡佐渡金銀山遺跡佐渡奉行所跡整備基本計画	平成29年(2017)3月	佐渡市	平成29年度～令和8年度
⑮　「佐渡金銀山」保存・活用行動計画	平成28年(2016)3月	新潟県 佐渡市	平成28年度～令和4年度
⑯　第2次佐渡ジオパーク基本計画	平成29年(2018)2月	佐渡ジオパーク推進協議会	平成30年度～令和4年度
⑰　「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」包括的保存管理計画	平成31年(2019)3月	新潟県 佐渡市	―
⑱　世界農業遺産「トキと共生する佐渡の里山」第2期アクションプラン	平成28年(2016)3月	佐渡市	平成28年度～令和2年度

[3] 令和２年度（2020）に改正予定。

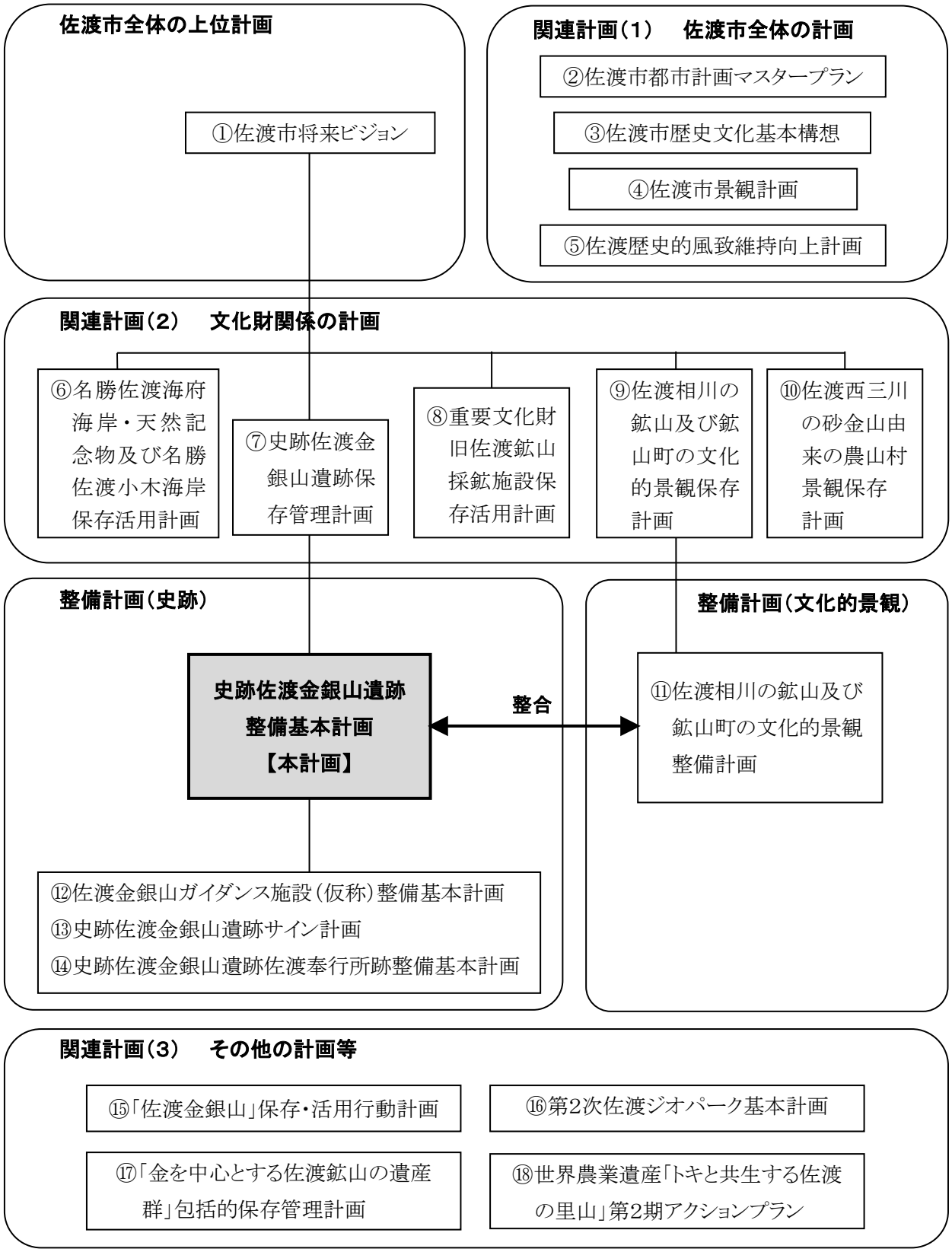

図４－１：史跡佐渡金銀山遺跡整備基本計画と関連計画図

第５章　整備基本計画

１．全体計画および地域区分計画

（１）全体計画

①整備基本計画の対象範囲

本計画では、史跡佐渡金銀山遺跡の指定地を対象とし、必要に応じて周辺地域を含めた検討を行う。

また、本史跡は、指定地が広大かつ広域に分布し、山地や丘陵地、海岸部のほか、市街地など多様な条件下に立地することから、それらの条件を基に地域区分を設定し、それぞれの地域に所在する史跡の価値に基づいた適切な整備方針を定める必要がある。

②整備基本計画での整備の考え方

本計画で対象とする整備は、保存整備と活用整備に区分して整理する。保存整備と活用整備の整理にあたっては、文化庁文化財部記念物課 2004『史跡等整備のてびき　−保存と活用のために−【総説篇】』（pp. 96−97）の記述を参考とした。

表５−１：保存整備と活用整備の区分と本整備基本計画との対応

区分	整備の種別	本整備基本計画
保存整備	保存のための管理 史跡等を保存し将来にわたって確実に継承していくうえで必要となる種々の管理の行為及び施設の設置を行うこと。	・遺構の保存に関する計画 ・樹木等の管理に関する計画
	復旧 史跡等が毀損し衰亡している場合に、毀損し又は衰亡する前の状態に戻すこと。	・遺構の保存に関する計画
活用整備	環境基盤の整備 史跡等の指定地とその周辺の区域において、良好な環境を維持又は創出すること。	・周辺地域の環境保全に関する計画
	遺跡の表現 史跡等に対する正しい理解を促すために、史跡等の本質的価値を目に見える形で分かりやすく示すこと。	・案内・解説施設に関する計画 ・樹木等の管理に関する計画
	管理・運営及び公開・活用に関わる施設の設置 史跡等の公開・活用及び維持管理のために必要な施設をはじめ、史跡等の管理・運営の拠点となる施設の設置を行うこと。	・便益施設に関する計画 ・公開・活用のための施設に関する計画 ・管理運営計画

（２）地域区分計画

本史跡は山間部から海岸部にかけて様々な立地条件のもと、多様なスケール感の遺構が点在しており、土地所有の状況や遺構の時代、要素の内容・性質によっても違いが生じている。このため、これらの特徴を踏まえた整備を適切に実施することが望ましいため、一定のまとまりのあるエリアごとに地域区分を設定する。本計画では、平成 28 年（2016）に策定した『保存管理計画』の地域区分を基本とする。

表５−２：史跡佐渡金銀山遺跡の地域及びエリア区分

地域区分	（エリア）		地域及びエリア区分の考え方
西三川砂金山地域	A:西三川砂金山跡エリア	A−1:虎丸山エリア	西三川砂金山跡は、史跡指定地が地理的に大きく4つに分かれており、それぞれ土地利用が異なるため、山林部の「虎丸山エリア」、「五社屋山エリア」、「金山江エリア」、笹川集落周辺の「笹川エリア」の4つのエリアに区分する。
		A−2:五社屋山エリア	
		A−3:金山江エリア	
		A−4:笹川集落エリア	
鶴子銀山地域	B:鶴子銀山跡エリア	B−1:百枚平・代官屋敷・荒町エリア	鶴子銀山跡は、史跡指定地が広大であるが、遺構の時代や要素の内容・性質によって、「百枚平・代官屋敷・荒町エリア」、「大滝エリア」、「その他エリア」と、相川金銀山と鶴子銀山を結ぶ「古道エリア」の4つのエリアに区分する。
		B−2:大滝エリア	
		B−3:その他エリア	
		B−4:古道エリア	
相川金銀山地域	C:相川金銀山跡エリア	C−1:濁川及び周辺エリア	相川金銀山跡は、土地利用が、立入困難な山林と河川沿いの道路に大きく分けられるため、濁川及び周辺の主要間歩が集中する「濁川及び周辺エリア」と、山林内に遺構が分散する「水金沢水系及び右沢周辺エリア」の2つのエリアに区分する。
		C−2:水金沢水系及び右沢周辺エリア	
	D:道遊の割戸エリア		道遊の割戸は、相川金銀山跡に隣接するが、人工的に鉱脈を掘り採った遺構の状況や景観が独特の特徴を示しているため、1つの地区とする。
	E:宗太夫間歩エリア		宗太夫間歩は、相川金銀山跡に隣接するが、既に有料公開している施設であり、公開に必要な整備を行っているため、独立した地区とする。
	F:南沢疎水道エリア		南沢疎水道は、史跡指定地が地理的に独立しているため、1つのエリアとする。
	G:近代遺跡エリア	G−1:大立エリア	指定地のうち、近代鉱山施設（重要文化財建造物）を含む一帯を独立して、1つのエリアとし、その他の指定地は隣接する「C−1:濁川及び周辺エリア」に含む。
		G−2:高任・間ノ山エリア（諏訪隧道・神明トンネル含む）	相川金銀山跡に隣接するが、近代鉱山施設が集中する区域で重要文化財建造物を含むことから、1つのエリアとする。
		G−3:北沢エリア（御料局佐渡支庁跡含む）	北沢エリアは、近代鉱山施設が集中し、史跡指定地が地理的に独立しているため、1つのエリアとする。
		G−4:戸地エリア	戸地エリアは、遺構の立地環境が平坦地と山林に大きく分けられるが、遺構が史跡指定地内に連続して分布するため、1つのエリアとする。
	H:大間エリア		大間エリアは、遺構が指定地全体に分布しており、土地利用状況に大きな違いがないため、1つのエリアとする。

地域区分		（エリア）	地域及びエリア区分の考え方
相川金銀山地域	上相川地区	Ⅰ：上相川・上寺町エリア	上相川地区と上寺町地区は、遺構が指定地全体に分布しており、大部分が山林であるため、隣接する2地区を合わせて1つのエリアとする。
	上寺町地区		
	J：佐渡奉行所跡エリア		佐渡奉行所跡は、史跡指定地が地理的に独立しているため、1つのエリアとする。
	K：鐘楼エリア		鐘楼は、史跡指定地が地理的に独立しているため、1つのエリアとする。
	L：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔エリア		大久保長安逆修塔及び河村彦左衛門供養塔は、史跡指定地が地理的に独立しているため、1つのエリアとする。
	M：吹上海岸石切場跡エリア		吹上海岸石切場跡は、史跡指定地が地理的に独立しているため、1つのエリアとする。
	N：片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリア		片辺・鹿野浦海岸石切場跡は、史跡指定地が地理的に独立しているため、1つのエリアとする。

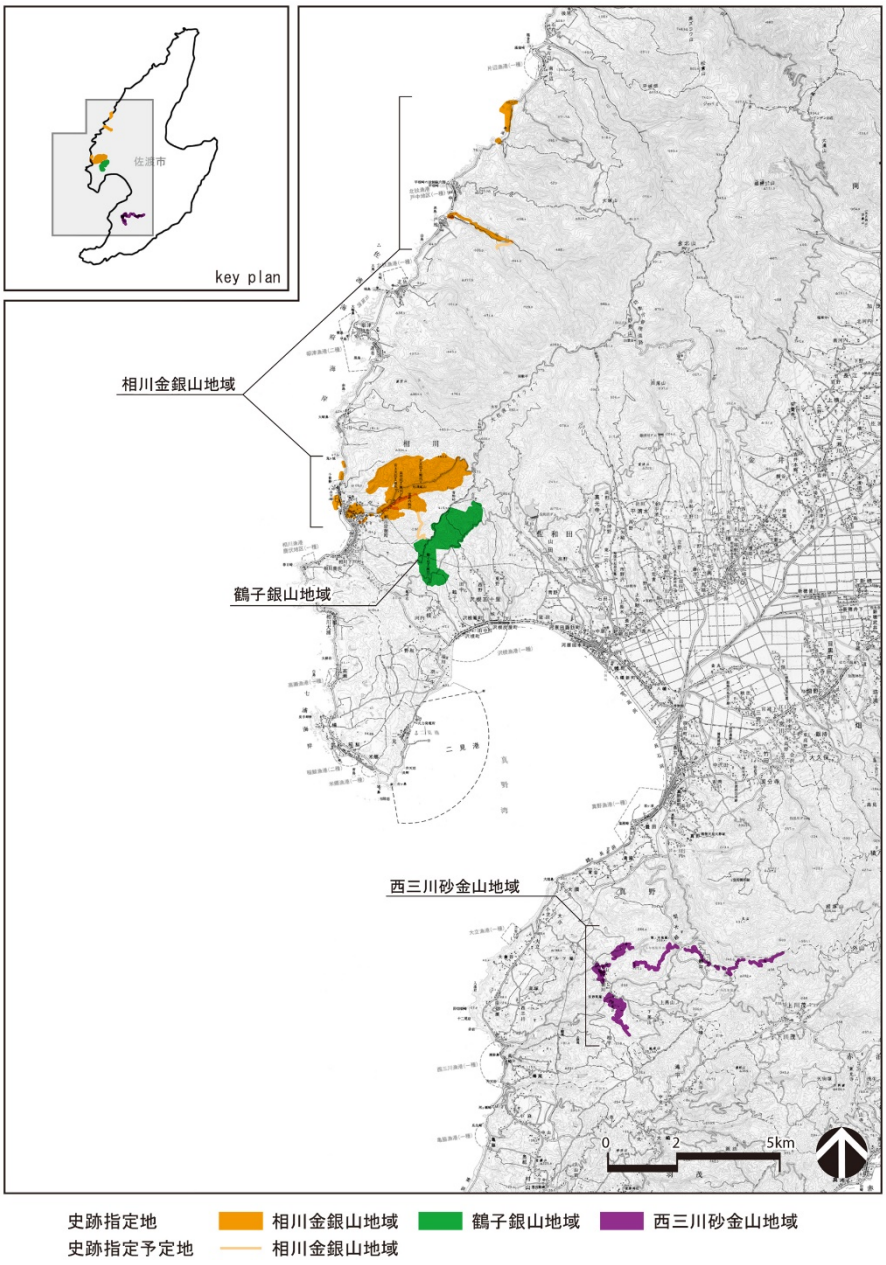

図５－１：地域区分図（地域全体）

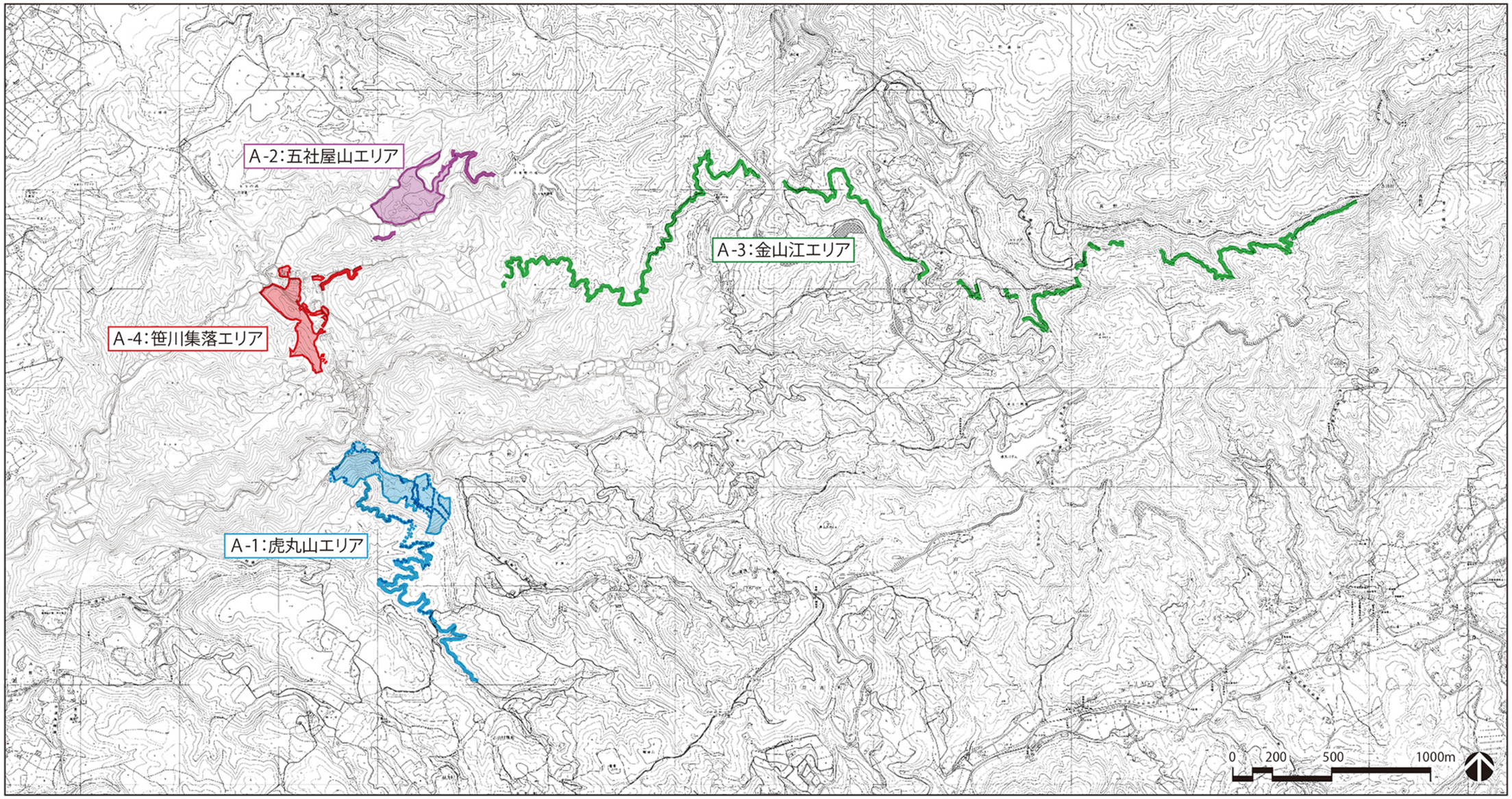

西三川砂金山地域
A：西三川砂金山跡エリア
A-1：虎丸山エリア
A-2：五社屋山エリア
A-3：金山江エリア
A-4：笹川集落エリア

※点線は追加指定予定地を示す

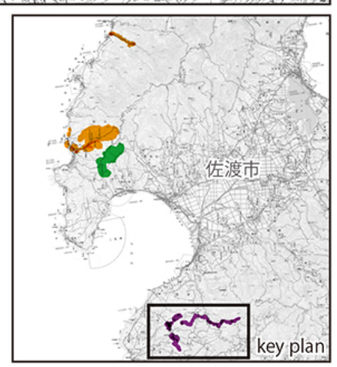

図５－２：地域区分図（西三川砂金山地域）

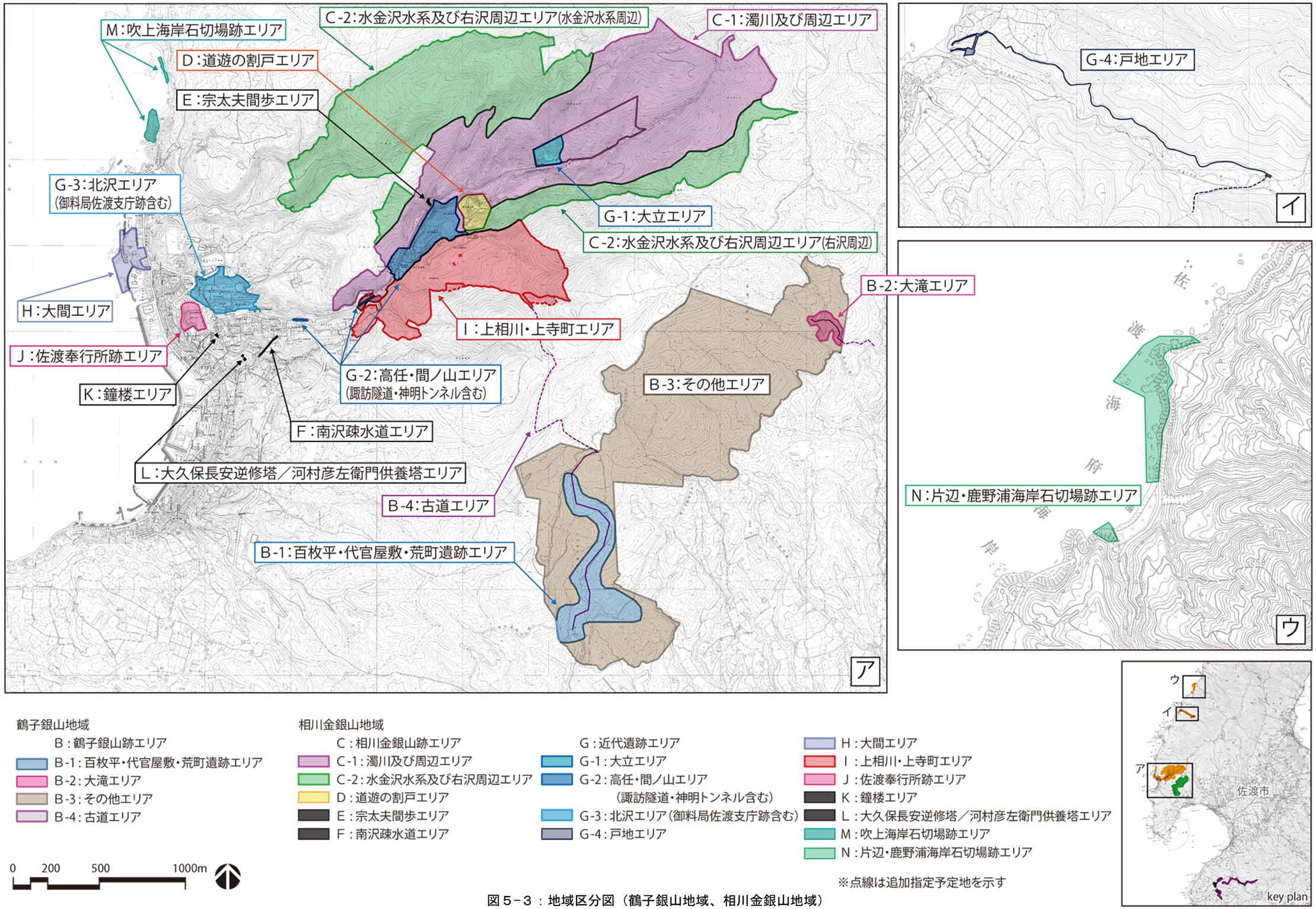

図５－３：地域区分図（鶴子銀山地域、相川金銀山地域）

２．地域別整備方針

地域区分計画によって区分した３地域それぞれの史跡の価値に基づき、以下に本計画で整備を行う各地区の整備方針を定める。

（１）西三川砂金山地域

①文化財の価値

【史跡の価値】

○「大流し」（水路 - 堤 - 稼場）による金（砂金）の生産工程に関する遺跡、経営に関する遺跡、生産に従事した人々の生活に関する遺跡

○佐渡奉行所による鉱山の管理

【重要文化的景観の価値】

○砂金採掘によって形成された地形・技術を閉山後の土地利用に活かし、農山村へと産業構造を転換させた景観

②整備テーマ

【地域整備テーマ】

「砂金山と農山村景観」

砂金山に由来する農山村の美しい景観と、そこに内包される砂金採掘の痕跡を示す。

笹川集落エリアのガイドツアーでは、上記解説のほかに集落内に点在する隠れた鉱山遺跡（立残山や石組水路、金子勘三郎家等）の情報を提供する。

なお、上級者向けコースとして、五社屋山エリアでのオプショナルツアー（参加者限定）を設定する。

【エリア別整備テーマ】

Ａ－１：虎丸山エリア　「大流しがもたらす景観」

・笹川集落エリアのガイドツアーポイントの一つである視点場より、大流しにより掘り崩された虎丸山のダイナミックな採掘地の景観を示す。

Ａ－２：五社屋山エリア　「砂金採掘の技術」

・無数にひかれた水路や山野を掘り崩した稼ぎ場、堆積するガラ石などの砂金採掘技術の痕跡から「大流し」を体感する。

Ａ－４：笹川集落エリア　「大流しと金児の集落」

・砂金採掘に従事した金児の子孫が暮らす集落の農山村景観と、そこに存在する大流しの痕跡を示す。

・重要文化的景観＝景観保全区域として維持・保全されるエリアとして、建造物等の修理・修景については、重要文化的景観のコンセプト（農山村景観の維持）に準拠する。

③整備方針と整備イメージ

史跡の価値に基づいた地域の整備方針と整備イメージを次に示す。

表５－３：西三川砂金山地域の整備方針と整備イメージ

整備区分	整備方針	整備イメージ
保存整備	地形改変の痕跡や金生産に関する遺構等から構成される砂金採掘遺構の保全	・佐渡独自の砂金採掘技術（大流し）による地形改変の痕跡であり、シンボリックな景観を構成する遺構の現状維持のための植物管理(伐採・間伐等)と斜面崩落防止措置及び落石対策を行う。 ・遺構保存のため大流しによる金(砂金)の生産工程を構成する要素(水路－堤－稼場)の顕在化（一部地上遺構周辺の草木除去）を行い、適切に保存する（遺構面保護）。
	砂金山操業時からその後の歴史を物語る歴史的建造物や一般家屋から構成される集落景観の保全	
活用整備	来訪者理解を促進するための施設機能の整備	・連続性・全体性に関する解説機能を強化する（サテライトガイダンス施設の整備、現地での解説機能の整備）。 ・ガイドツアーによる公開を原則とし、技術・生活の要素を巡るモデルコースを案内する。このため、解説ポイントにガイドが説明のツールとして使いやすく、セルフガイドでもある程度理解できる解説機能を整備する。 ・園路やアクセス道路が無い、または整備ができない非公開範囲の場所は、情報を可能な限りサテライトガイダンス施設で提供する。 ・活用のための遺構の顕在化（一部地上遺構周辺の草木除去）を行う。
	砂金生産のシステム理解及び集落の歴史を伝えるためのモデルコースの整備	

（２）鶴子銀山地域

①文化財の価値

【史跡の価値】

○鉱脈鉱床開発の嚆矢となった銀の生産工程に関する遺跡、管理に関する遺跡（鶴子銀山代官屋敷跡）、生産に従事した人々の生活に関する遺跡（鶴子荒町遺跡）

○相川金銀山の開発前史を示す遺跡

②整備テーマ

【地域整備テーマ】

「中近世の鉱山経営と採掘遺構」

鉱山の閉山後、山野に埋もれたかつての鉱山の生々しい痕跡を示す。

百枚平・代官屋敷・荒町遺跡エリアのガイドツアーでは、上記の解説のほかに採掘技術の変遷や上相川・上寺町エリアとの集落構成の違いについて情報を提供する。

なお、上級者向けコースとして大滝エリア・古道エリアでのオプショナルツアーを設定する。

【エリア別整備テーマ】

Ｂ－１：百枚平・代官屋敷・荒町遺跡エリア　「山野に残る鉱山の痕跡」

・銀鉱石の採掘遺構と、鉱山活動に携わった人々の暮らしの痕跡を示す。

Ｂ－２：大滝エリア　「採掘技術の変遷と立地」

・鉱石採掘技術の変遷や立地条件による違いを体感する。

Ｂ－４：古道エリア　「鉱山をつなぐ幹線道路」

・鶴子銀山と相川金銀山をつなぐ鉱山道として利用された峠越えの急峻な道を体感する。

③整備方針と整備イメージ

史跡の価値に基づいた地域の整備方針と整備イメージを以下に示す。

表５-４：鶴子銀山地域の整備方針と整備イメージ

整備区分	整備方針	整備イメージ
保存整備	銀生産の鉱山経営システムに関する遺構の保存	・銀鉱山のシステムを構成する要素（採鉱・選鉱・製錬・管理・鉱山集落）の地上遺構及び地形の現状を維持する。 ・公開範囲において、遺構の一部顕在化のための植生管理（伐採・間伐）をする。 ・各構成要素を繋ぐ、港から銀山を経て相川へと至る複数の古道（指定地外も含む）は、舗装部分も含め、現状を維持する。
活用整備	来訪者理解を促進するための施設機能の整備 銀生産に関する鉱山経営システム理解のためのモデルコースの整備	・ガイドツアーによる公開を原則とする。このため、解説ポイントにガイドが説明のツールとして使いやすく、セルフガイドでもある程度理解できる解説機能を整備する。 ・園路やアクセス道路が無い、または整備ができない非公開範囲の場所は、情報を可能な限りメインガイダンスで提供する。 ・活用のための遺構の顕在化（一部地上遺構周辺の草木除去）を行う。

（３）相川金銀山地域

①文化財の価値

【史跡の価値】

○金銀生産の鉱山経営システムに関する遺跡

・独特な金銀分離技術の確立

・長期間操業が継続され、手工業から機械工業へと至る発展段階を示す

○日本最大級の金銀鉱山

・国の財政を支え、鉱山内で貨幣製造まで行った一貫生産体制

○佐渡奉行所が島内鉱山を直接的に管理

【重要文化的景観の価値】

○相川金銀山の発展によって形成された生産機能、上町地区の居住・行政機能、下町地区の流通・行政機能が、金銀山の盛衰に伴い動的な関係を構築しつつ展開してきた歴史的変遷を示す景観

②整備テーマ

【地域整備テーマ】

「400 年にわたる鉱山と鉱山町の営み」

山間部に残る近世及び近現代の金銀採掘地や施設の機能と時代による違いを体感し、歴史的景観の残る町並み散策と近世から近現代の金銀山に関係する痕跡を示す。

また、重要文化財や重要文化的景観における活用と連携を図り、複数のサテライトガイダンスを利用した公開活用を行う。

【エリア別整備テーマ】

Ｄ：道遊の割戸エリア　「鉱石採掘がもたらす景観」

・各視点場より、金銀鉱石の採掘によってもたらされた道遊の割戸の独特な景観を示す。

Ｅ：宗太夫間歩エリア　「江戸の坑内採掘現場」

・採掘遺構（坑道）を活用し、金銀山絵巻に基づき整備された坑内の作業工程を体感する。
・なお、近隣の近代の坑道（道遊坑）との採掘技術の違いを対比する。
・民間会社により、坑内の一般公開を実施（部分公開）。

Ｆ：南沢疎水道エリア　「鉱山の排水」

・現在も利用される相川金銀山の排水技術（排水坑道）の機能を示す。
・安全対策上、以降の一般公開ができないため、ガイダンス施設や解説サインによる情報提供を実施。

Ｉ：上相川・上寺町エリア　「山野に埋もれた鉱山集落」

・相川金銀山の繁栄によって形成され、鉱山の衰退とともに無人となったかつての町並みの様相を示す。

Ｊ：佐渡奉行所跡エリア　「奉行所と鉱山経営」

・復元建物やガイダンス施設等を活用し、江戸時代の奉行所機能（鉱山経営・行政）を示す

・上町の町場に位置するポケットパーク的位付け。

Ｋ：鐘楼エリア　「鉱山町の時鐘楼」

・相川の町場エリアの景観の一つして、鐘楼の機能を示す。

・上町の町場に位置するポケットパーク的位置付け。

Ｌ：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔エリア　「佐渡代官の足跡」

・相川金銀山にゆかりのある代官の石造物とその業績を示す。

・下町の町場に位置するポケットパーク的位置付け。

Ｍ・Ｎ：吹上海岸石切場エリア／片辺鹿野浦海岸石切場エリア　「鉱山臼の石切場」

・相川金銀山で使用された鉱山臼の石材を供給した石切場の痕跡を示す。

Ｇ－１：大立エリア　「近現代の採鉱施設」

・大立竪坑櫓や大立竪坑捲揚機室の重要文化財整備事業により、近現代における採鉱施設の機能を示し、その規模を体感する。

Ｇ－２：高任・間ノ山エリア　「近現代の採鉱・製錬施設」

・大立竪坑櫓や大立竪坑捲揚機室の重要文化財整備事業により、近現代における採鉱施設の機能を示し、その規模を体感する。

・近現代における製錬施設である間ノ山掲鉱場や、高任～北沢間をつないだ鉱者軌道跡・鉱車用トンネルの機能を示す。

・なお、近隣の近代の坑道（宗太夫坑）との採掘技術の違いを対比する。

・民間会社により、坑内の一般公開を実施（部分公開）。

Ｇ－３：北沢エリア　「町場に残る近現代の選鉱・製錬施設」

・北沢浮遊選鉱場や北沢青化・浮選鉱場、北沢火力発電所、50ｍシックナーなどの近現代における選鉱・製錬施設の機能を示し、その規模を体感する。

・鉱山を管理した鉱山事務所（現相川郷土博物館）の保存整備事業により、同施設を活用した近現代における鉱山経営の様相を示す。

・町場に位置するポケットパーク的位置付け。

Ｇ－４：戸地エリア　「鉱山と水力発電所」

・鉱山に電力を供給した水力発電所の機能を示す。

Ｈ：大間エリア　「近現代の鉱山港」

・明治時代に鉱山専用の港として整備された大間港や火力発電所の機能を示す。

③整備方針と整備イメージ

史跡の価値に基づいた地域の整備方針と整備イメージを次に示す。

表５−５：相川金銀山地域の整備方針と整備イメージ

<table>
<tr><th>整備区分</th><th>整備方針</th><th>整備イメージ</th></tr>
<tr><td rowspan="2">保存整備</td><td>金銀生産システムに関わる遺構及び遺跡の保全</td><td rowspan="2">・地形と共に残される各種採鉱法（大規模露頭掘り、坑道掘り）による痕跡や、シンボリックな景観を維持するための植物管理（伐採、間伐）と斜面崩落防止措置及び落石対策を実施する。
・選鉱から小判製造に至る一連の生産工程を示す遺構を保存する。
・採鉱から選鉱、製錬に至る一連の鉱山施設は、金銀生産の各工程を示すものであり、その現状を維持しつつ、記録化を行った上で、それぞれの施設が担った機能を顕在化させる整備を実施する。
・鉱山集落の特徴を示す地割り等の地形や建造物、構造物、石造物等を保存すると共に顕在化（支障草木の除去等）により、周辺景観との調和と保全を図る。
・地下遺構の内容把握のための計画的な発掘調査を実施する。</td></tr>
<tr><td>鉱山操業時からその後の歴史を物語る鉱山施設や歴史的建造物から構成される町の景観の保全</td></tr>
<tr><td rowspan="2">活用整備</td><td>来訪者理解を促進するための施設機能の整備</td><td rowspan="2">・生産の管理（行政、技術）拠点である奉行所跡の復元施設を活用した、体験的な展示及び解説の充実
・選鉱に機能特化した鉱山臼に必要な石材を供給した石切場の石の切出し痕の価値をガイダンス施設等で解説する。
・常時公開中の鉱業権者による観光坑道やガイドツアー、奉行所を活用した公開を継続する。
・鉱山集落や町並み、鉱山技術、管理施設の要素を巡るモデルコースを定期的にガイドツアーで案内解説する。
・解説ポイントにガイドが説明のツールとして使いやすく、かつ、セルフガイドでもある程度理解ができる解説機能を整備する。
・作業工程全体はメインガイダンスで紹介し、これと連動した解説機能を整備する（各エリアとそれぞれの遺構、施設が担った機能及び他エリアとの関連について解説する）。
・金銀生産の作業工程順や鉱山に由来する町並みを巡ることのできるモデルコースを設定し、セルフガイドによる訪問を基本としたルート及び解説機能の整備を行う。
・ガイドツアーによる公開を行っている箇所（大立竪坑櫓、捲揚機室）は、解説機能の充実を図りつつ、現況の公開方法を継続する。
・施設内に入る又は接近して見学することが困難な施設は、現地に古写真や映像などを用いた稼働時の状態を視覚的に解説する機能を整備する。
・活用のための遺構の顕在化（一部地上遺構周辺の草木除去）を行う。
・発掘調査等の成果を解説サインや普及啓発活動に反映する。</td></tr>
<tr><td>金銀生産システムの理解及び鉱山に由来する町の歴史を伝えるためのモデルコースの整備</td></tr>
</table>

３．遺構の保存に関する計画

本史跡は、多様な種類の遺構によって構成された史跡である。本項では、史跡全体での遺構や建造物等の保存に関することについて示す。

（１）要素の保存に関する計画

本史跡の本質的価値を構成する要素の保存に関する計画を示す。本質的価値を構成する要素を以下のように分類した上で、それぞれの項目について検討する。

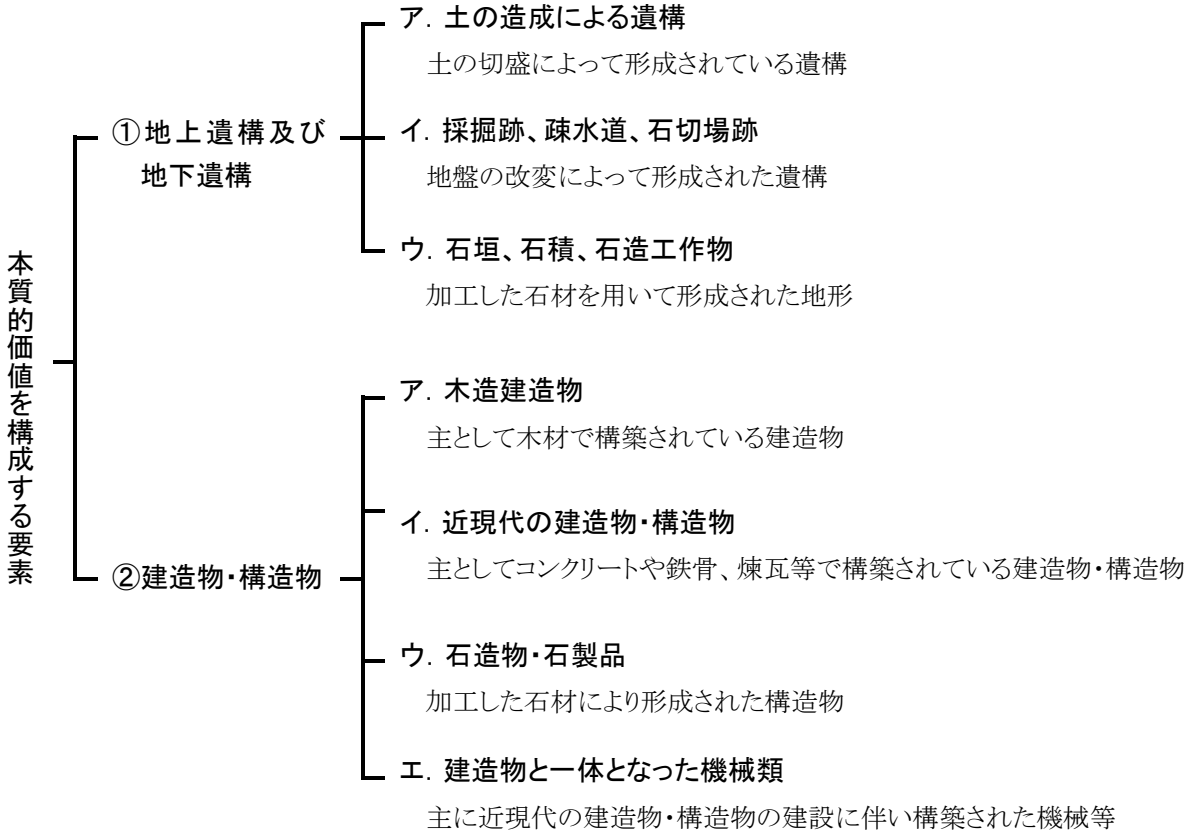

図５－４：史跡佐渡金銀山の本質的価値を構成する要素の分類図

①地上遺構及び地下遺構

地上遺構は、採掘跡や集落跡のテラス・石垣など、地上に露出している遺構であり、これらが視覚的に理解できるような維持管理や整備を実施する。

地下遺構は、その内容を把握することが重要であるため、確認調査を計画的に実施し、その結果に基づいた適切な整備を実施する。

ア．土の造成による遺構

土の造成による遺構とは、テラス・土塁・堀跡・素掘り井戸跡・鉱車軌道路盤等の土の切盛によって形成されている遺構が含まれる。

・地形の凹凸や斜面部に造成された平坦地など土の切り盛りによって形成された遺構であることから、特に脆弱であり、土砂の流出、崩落、泥沼化等が生じる恐れがあるため、定期的な調査を実施する。

・経過観察の結果に基づき、本格的な復旧工事が必要となる場合には、遺構の状況等に応じて適切な手法を検討する。

イ．採掘跡、疎水道、石切場跡

採掘跡や疎水道、石切場跡は、露頭掘り跡や坑道跡等の掘削等による地盤の改変で形成された遺構が含まれる。

・露頭掘り跡は地形の窪み等として確認できるものであり、視覚的に遺構が理解できるよう維持する。とりわけ、相川金銀山地域の道遊の割戸や西三川砂金山地域の虎丸山の裸地など、採鉱活動により独特の景観を示しているものについては、その景観を維持するための整備を実施する。

・間歩・坑道・疎水道は、一部が公開されており、遺構保存と来訪者の安全確保の両面から、岩盤等の強度に関して定期的な調査を実施し、必要に応じて崩落防止等の整備を実施する。

・非公開の間歩・坑道で坑口が開口しているものは、遺構の保存や事故防止のための進入禁止柵等を設置する。

・石切場跡は、定期的に藻類等の付着物や漂着ゴミ等の除去等を行い、現状を維持する。

ウ．石垣、石積、石造工作物

石垣、石積、石造工作物には、加工した石材を用いて形成された地形等の要素が含まれる。

・石垣は構造体を維持する役割が重要であり、孕みや緩み等が生じていないかの点検を重点的に行い、必要であれば積直し等の整備を実施する。また、天端や積石間に実生木の萌芽等が見られた場合は、破損の原因になるため早期に除去する。

・近代の石垣や石積等の構造物は、護岸（河川・港湾）、法面、橋梁（石橋）、建物の基盤部等に多くみられ、たたき工法等特殊な工法も残存するため、毀損の進行の程度等を定期的に点検し、施設管理者と協議の上、計画的に整備を実施する。

・石造工作物は、日常的・定期的な維持管理によって現状を維持し、今後、石材の風化や劣化が生じた際には、必要に応じて薬剤等による強化、撥水等の保存処理を実施する。

・石造工作物の石組みの井戸跡は、孕みや緩み等が生じていないかの点検を重点的に行い、必要であれば積直し等の整備を実施する。また、天端や積石間に実生木の萌芽等が見られた場合は、破損の原因になるため早期に除去する。

なお、石垣・石積は、建造物等の他の構造物を設置するために整備されるものであり、これらの原状を回復するための整備にあたっては、その目的を確実に維持していく必要があることから、次項に原状回復の方針及び原状回復の検討の流れを示す。

ウ−１．石垣・石積の原状回復の基本方針

本史跡内の石垣・石積は、広大な史跡指定地内に点在しており、その数もかなりの件数に及んでいる。これらの石垣・石積は、石垣カルテを作成し、現状の把握に努めている。

石垣・石積は、本来、建造物等の他の構造物を設置することを目的に整備されるものであり、その目的を確実に維持する整備が必要となる。また、それらの石垣・石積の中には、鉱

山施設としての特性から、採掘期間のみ維持することを目的に整備されているものもあり、現況の構造では恒久的な構造物として維持していくことが困難なものもある。

そのため、石垣・石積の本来の目的を維持していくために、原状回復（再構築）にあたっては、以下の基本方針に基づき実施することとする。

＜石垣・石積の原状回復（再構築）の基本方針＞

石垣・石積としての性能の確実な確保と、石垣・石積に求められる現在の役割に応じた復旧工法の選定を行う。

ウ−２．現在の役割に応じたタイプの分類

基本方針に基づき、石垣・石積に求められる現在の役割について、以下の４タイプを設定する。

タイプ１：歴史の証拠となる石垣

・当時の築造工法としての歴史的な価値を有するたたき工法を使用した大間エリアの護岸や、築造後の改修の痕跡が残り、鉱山施設の変遷を知ることができる中尾変電所周辺の石垣・石積、当時の土木技術や相川金銀山の歴史的変遷の証拠となる石垣・石積

→歴史的構造物（文化財）として、石垣の機能、外観、材質、当時の築造工法を忠実に維持していくことを目標に、当時の工法を用いた修復を行う。

タイプ２：鉱山に関連する諸施設を守るために必要な石垣

・歴史的な鉱山施設の設置のために築造された石垣・石積、歴史的な建造物周辺に立地し、修景的な配慮が求められる石垣・石積

→施設の立地環境を維持していくために、当時の工法以外の工法の採用も視野に入れて確実に性能を確保するが、露出する部分は、現状または当時の機能と外観を再現する修復を行う。

タイプ３：維持管理、活用上の安全確保を目的とした石垣

・本質的価値を構成する要素ではない要素のうち、山林内の地山補強や、近年に建設された施設等の周辺で、立地条件から目立たず、かつ石垣の目的や機能を維持するためには当時の工法以外の工法を採用する必要がある石垣・石積

→当時の工法以外の工法の採用も視野に入れて確実に性能を確保する修復を行う。

タイプ４：機能上、現在は必要がない石垣

・山林内等の目立たない場所に立地し、地山補強や施設用地確保等を目的として設置されたが、現在では周辺環境の変化等により、現在は機能上必要としない石垣・石積

→現状維持を基本とする。

ウ-３．原状回復の検討の流れ

原状回復の検討の流れについて、平成 16 年（2004）策定の『被災宅地災害復旧技術マニュアル　新潟県　国土交通省』の手順を参考に以下のように設定する。

各段階における検討方法については、対象となる石垣・石積の立地環境や用途、積み方等に合せて適切な検討方法を採用する。

(1) 資料・現況調査

・既往資料及び地形図により、対象地の造成、石垣築造、築造後状況についての履歴や立地環境を整理する。

・現地踏査により、地形、地質、水文、滑動状況について対象地の状況を確認する。

↓

(2) 崩落調査

・調査結果を基に、地盤特性を検討し、崩落要因を特定する。

・石垣の崩落要因を特定するために安定解析を行い、地すべりした斜面または地すべりの恐れがある斜面については、安定度を計算する。

・調査・解析結果に基づき、要因を除去する方法の方向性について検討を行う。

↓

(3) 基本設計（予備設計）

・地すべり調査結果及び既往測量・調査結果に基づき設計条件を設定し、復旧対策の検討を行う。

・築造当時の状況を調査結果から推定し、築造当時の工法を用いた復旧の可能性について検討する。

・築造当時の工法を用いた復旧が困難な場合は、他の工法を用いた復旧工法を検討する。

↓

(4) 実施設計（詳細設計）

・予備設計の検討結果に基づき、復旧工事実施設計を行う。

図５-５：原状回復検討のフロー図

②建造物・構造物

建造物・構造物は、鉱山経営の痕跡を示す西三川砂金山跡の金子勘三郎家住宅や御料局佐渡支庁跡などの木造建造物や、相川金銀山跡・大間港・戸地川第二発電所等の金銀生産システムを示す鉱山施設などの近代建造物・構造物等が現存する。これらの建造物・構造物は、経年劣化が目立つものも少なくないことから、必要な詳細現況調査を行いながら、修理方針を定め、その方針に基づいて補修・修理及び必要な耐震化工事を進める。また、大久保長安逆修塔や河村彦左衛門供養塔等の石造物・石製品や、大立竪坑櫓や捲揚機室等の建造物と一体となった機械類についても本項で示す。

ア．木造建造物

木造建造物は、主として木材で構築されている建造物が含まれる。

・金子勘三郎家住宅・御料局佐渡支庁跡など、経年劣化の進行が認められるものもあるため、詳細調査を行いながら補修・修理及び必要な耐震補強工事を進める。

・維持的措置として、定期的にシロアリ等病害虫防除を行う。

・部分的かつ小規模な部材の破損等には維持的措置で対処する。

・経年的な劣化に対しては、定期的な調査を実施し、原則として小規模な修理によって現状維持に努め、一定程度の期間を経た後は必要に応じて解体修理を実施するなどの中長期的な計画の下に、維持管理のための継続的な取組みを行う。

・修理の手順については、重要文化財（建造物）に準ずるものとする。

イ．近現代の建造物・構造物

近現代の建造物・構造物には、主としてコンクリートや鉄骨、煉瓦等で構築されている建造物・構造物が含まれる。

・鉱山施設などの近現代の建造物・構造物は、操業休止後も所有者によって維持管理が行われてきたものの、経年劣化が進行し、早急な補修や保存修理が必要な物件が多くある。これらについては、定期的な調査及び経過観察を行って状態を記録・把握する。

・コンクリートや鉄骨構造などの修理方針を定めるために、詳細な調査や検討を要する建造物・構造物等については、暫定的な応急措置を検討・実施し、緊急度に基づく優先順位を決めた上で整備を進める。

・煉瓦造建造物は、亀裂等の破損が見られるものがあることから、破損状況調査等に基づき、計画的に整備する。また、必要に応じて耐震補強を検討する。補強が必要となった際には、史跡の価値を減ずることがないよう、工法等を十分に検討する。

・近現代建造物では、内部が倉庫や博物館など本来の機能とは別の用途に供されているものがある。これらのうち、本来の建造物の機能等を理解するために内部の復旧が必要なものについては、現機能の移転を行い、計画的に本来の形状に復する。

ウ．石造物・石製品

石造物・石製品は、墓石や鉱山臼等の石材を加工した遺物が含まれる。

・上相川・上寺町エリアでは、膨大な数の墓石や鉱山臼等が存在する。当面は日常的・定期的

な維持管理によって現状を維持する。盗難や破損の恐れがあるものは調査・記録の上、適切な場所へ移動させた上で展示措置も検討する。

・石造物については詳細調査を実施して、個々の位置や形状及び状態、銘等の特徴など、詳細な記録を行って内容を把握し、原位置の特定に努めるとともに、倒壊、損傷、盗難の恐れがあるものについては、必要に応じて補強策や覆屋、保護柵等の設置を検討する。

エ．建造物と一体となった機械類

建造物と一体となった機械類は、主に近現代の建造物・構造物と共に構築された機械等が含まれる。

・現在、必要な維持的措置（注油・錆止めの塗布等）が所有者によって定期的に行われており、今後も現状を維持する。これらの機械は操業当時の建物の機能及び生産システムを理解する上で密接不可分なものであるため、取り外された部品などは可能な限り原位置に復旧できるよう今後も調査を継続していく。

（２）防災に関する計画

本史跡に起こり得る災害としては、地震や台風等の自然災害のほか、火事や破壊行為等の人為的災害、さらに劣化等に伴う遺構の崩落等が考えられ、文化財である史跡の価値を損なうのみでなく、地域住民や来訪者にも被害を与える可能性がある。そのため、これらの災害の発生を防ぎ、また災害発生時には迅速に対応するため、以下に示す対応によって防災に取り組んでいく必要がある。

①遺構の劣化状況や災害発生のおそれのある箇所の把握

本史跡は、史跡指定地が広域に分散しており、また構成要素には様々な素材を用いて構築された建造物・構造物が数多く含まれている。そのため、指定地内の各地域や各要素に対して有効な防災対策を検討するには、史跡の現状や自然条件が遺構に与える影響の把握が必要である。遺構の劣化や地盤の自然崩壊等による落盤等の災害に備えるためには、維持管理の一環として必要に応じて定期点検等を行い、各種災害に対する事前の予防措置及び災害発生後の対応を適切に実施する。

定期点検については、史跡指定地が広域であることを踏まえ、遺構の立地環境から災害の影響を受けることにより、遺構の保存上又は公開活用上の問題が発生する可能性が高い危険箇所を予め把握し、その分布状況を地図上に記載しておき、定期点検（年１回程度）や災害後の点検を効率的かつ計画的に実施できるようにする。

②自然災害への対応

本史跡の構成要素は、山間に多く遺存する文化財であるという特徴から、近年では災害の中でも特に、石垣や法面の崩落等の土砂災害が多く、緊急対応や計画的な崩落防止処置のほか、斜面の保全対策等の検討が必要である。また、倒壊の危険がある石垣等の工作物や樹木等については、調査・点検のうえ倒伏防止のための暫定的な措置を行った上で計画的な対応を検討していくこととする。

こうした防災のための措置を施す場合でも、史跡そのものや景観への影響に十分配慮する。なお、応急措置の場合でも、史跡への影響を与えないよう配慮しつつ、景観の調和に努める。

以下に主な自然災害への対応を示す。次頁掲載の表のほか、落雷等、その他の災害については、発生の頻度や被害の状況を踏まえて、適宜対応を検討していく。

表５−６：想定される自然災害とその対応

自然災害	対応
震災	石垣の崩落防止等の震災対策を実施する。建造物・構造物等の耐震性の調査を実施し、強度を把握した上で必要な対策を検討する。
風害	風による被害が予想される危険箇所の抽出や被害の拡大防止について事前に検討するとともに、日常的な点検を行って被害防止に努める
水害	市が作成したハザードマップに基づき、水害による被害が予想される危険箇所の抽出や被害の拡大防止について事前に検討する。なお、河川に関しては、河川管理者のもと洪水や土石流に対する対応が実施されている。
雪害	史跡の気象条件を踏まえ、建造物周辺や通路等の凍結への対応として、本質的価値を構成する要素に影響を及ぼさない範囲での凍結防止剤及び融雪剤の散布、積雪時の除雪を実施する。また、被害が生じた部分については、経過観察により原因や脆弱部分を把握し、必要な対応策を検討する。
波浪害	津波や高潮による被害が想定されるのは海岸部に立地する大間エリア、吹上海岸石切場跡エリア、片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリアの3か所である。 大間港については、周辺住民等との協議調整の上、文化財の価値の保護を図りつつ波浪被害の根本的な軽減を図るため、景観に配慮したううえで沖合に離岸堤が設置されている。 石切場は、操業時から数百年が経過した現状においても遺構の著しい劣化は確認されていないことから、当面は経過観察を継続し、変化が生じた場合は現状の記録を基に取り得る対策を検討する。
土砂災害	急峻な斜面地で発生の可能性が高い、地すべり・崖崩れ・土石流について市がまとめたハザードマップにおける災害の危険性が高い区域、過去の毀損発生か所、点検によって小規模な変化が認められる箇所を中心に監視と経過観察を実施する。 土砂の流出や岩盤の露出による崩壊等の危険性のある場所は、関係機関と協議しながら、防護柵や防護ネット等の安全対策や被害の拡大を予防する措置を計画的に実施する。
塩害	海岸部に立地する史跡については、経過観察や各種調査等の結果に基づき、必要な対応策を検討する。

③人為災害への対応

人為的な災害が原因となって、文化財に被害を及ぼす可能性が考えられる。近年では、西三川砂金地域で人為的な原因による火災が発生しており、主として火災への対応を検討する必要がある。

以下に主な火災への対応と人為災害への予防措置を示す。

表５−７：想定される人為災害とその対応

人為災害	対応	
火災	防火対策	史跡指定地内の建造物等の構造や規模を確認し、関係法令に基づき燃焼特性を確認する。また、建築基準法第2条第1項第6号に規定する延焼の恐れのある部分等、隣棟との距離の把握が必要である。既存の消火設備を活用するとともに、消火設備が未整備の場所には、早急に初期消火設備を整備する。また、今後の活用方針に合わせて必要な防災設備（警報・防犯）や通報体制を検討する。
	防火管理区域の設定	史跡指定地を防火管理区域とし、指定地内の重要な建造物を防火対象建造物とする。また、消防法第8条第1項に基づく防火管理者の選任を行う。史跡指定地内の防火に係る環境の把握、火気や可燃物等の管理、安全対策、警備、消防訓練の実施等も検討する。

表５−８：人為災害への予防措置

予防措置	概要
防火・防犯設備の充実	現状把握を行い、既に設置されている設備の数や位置について、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、関係する法令等への適合性を確認する。設備機器の位置や構造、不良事項や注意事項を的確に把握することに努め、機器の機能を最良の状態に保持するため、消防法に定められた点検のほか、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を活用した自主的な点検を行う。
注意喚起の継続	指定地は広域に分散しており、人目の届かない場所もあるため、定期的な巡回・監視体制を構築するとともに、史跡指定地や文化財の価値を周知する案内板や名称柱の設置、注意喚起する看板などを設置し、火災や破壊行為・盗難等を未然に防止する取組みを進める。
イベント等開催時における対応策の検討	イベント等の開催に関わり、史跡内を活用することは、来訪者が史跡を身近に感じる契機ともなり、史跡への理解を深める上で重要であることから、保存に影響のない範囲で許容する。ただし、イベントや過度な来訪が史跡への現状変更等の対象行為（『史跡佐渡金銀山遺跡保存管理計画　第Ⅱ期』p.297）にあたる恐れのある行為を含む場合は、事前に佐渡市教育委員会と内容の確認と対応策の必要性について協議を行う。

④災害時の来訪者への対策

本史跡で災害が発生した際に、訪れている来訪者に被害を及ぼす可能性が考えられる。以下に、災害時の来訪者に関わる対策を示す。

・災害等発生時には、来訪者の避難誘導を実施しつつ、公開範囲において取り残されている来訪者の有無等の安全状況を確認する。また、史跡等の被害状況によっては公開範囲の限定または中止を検討する。

・史跡の公開範囲では、携帯電話の通話が坑内を除く全域で可能であり、ガイドツアー実施時に災害が発生した場合は、ガイドが責任者となり、救助等が必要となる場合は、ガイドから直接、警察・消防に連絡する。

・各施設で策定されている又は今後策定される防災計画に基づいて、防災に関わる整備を各施設で実施する。

（3）経過観察

経過観察については以下の内容で実施することとする。経過観察の頻度や方法については、経過観察の段階、要素の状態、公開の有無によって変化する。

なお、本項では経過観察実施の際の記録化の方法についても記載する。

①経過観察の対象

経過観察は、史跡指定地の本質的価値を構成する要素（復元された保存活用施設を含む）を対象として実施する。

②経過観察の方法

経過観察については、主に以下の方法を用いて実施する。

表５−９：経過観察の方法

方法	内容
目視	現地で目視により、状態変化や毀損等の有無を確認する。
定点撮影	デジタルカメラによる定点撮影により、状態変化や毀損等の有無を確認する。
測量	3次元測量により、状態変化や毀損等の有無を確認する。
劣化状況調査	3次元測量、振動モニター等を用いて保存整備に必要となる情報を継続して収集する。

③記録化の方法

記録化については、主に以下の方法を用いて実施する。

表５-10：記録化の方法

方法	内容
観察記録	経過観察実施日や実施場所、要素の状態を記録する。場合により発掘調査を実施する。
来訪者記録	施設等へ来訪する来訪者の人数を記録する。
画像取得	定点撮影により、現況の画像を記録する。
マッピング	山中や広域にわたる要素を地図上にマッピングする。必要に応じてマッピングするための要素の位置情報を収集する。
カルテ	復旧・復元等に向けた基礎資料とするための要素の劣化状況等、詳細な情報を記載したカルテを作成する。カルテの様式は、既に作成済みの石垣カルテを参考とし、「(1)要素の保存に関する計画」で示した本質的価値を構成する要素の分類ごとに様式を設定する。
測量データ取得	3次元測量等により、現況の詳細なデータを取得する。

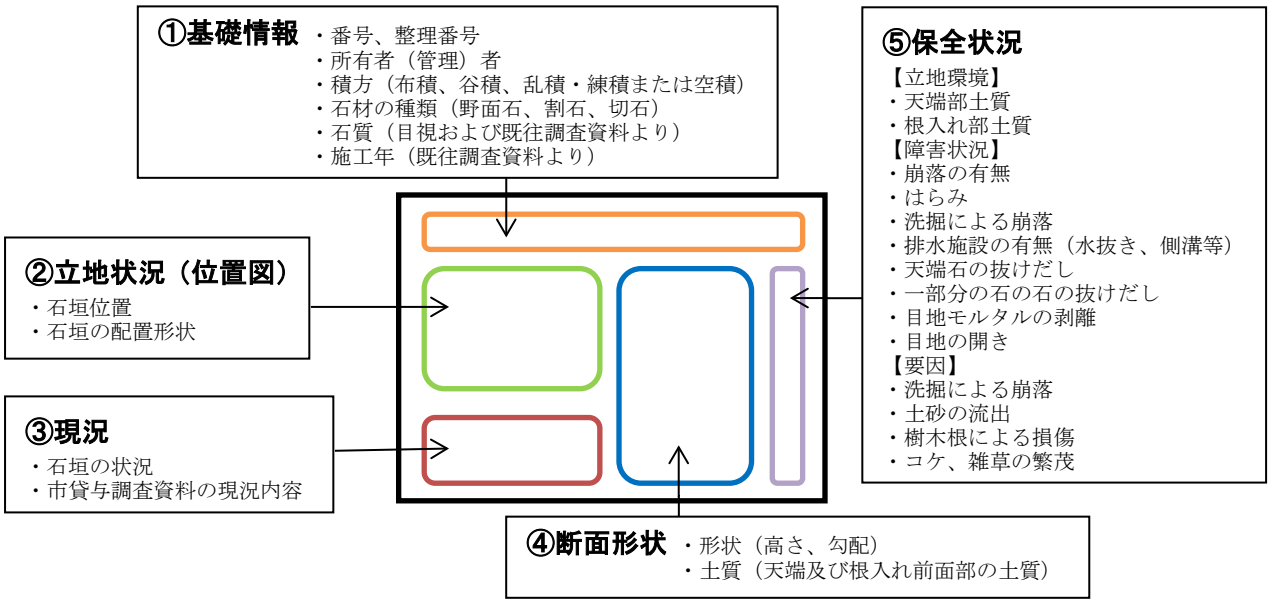

図５-６：史跡佐渡金銀山遺跡石垣カルテの様式（平成 26 年度に作成済）

④段階的な経過観察の実施

本史跡の本質的価値を構成する要素の経過観察については、対象となる要素の状況によって３段階の経過観察の内容を設定する。

第１段階：目視による巡回

目的

全ての本質的価値を構成する要素の現状を把握するために実施する経過観察

方法

・文化財パトロール等による定期的な実施。
・外観及び必要箇所の撮影による継続的な画像取得及び記録。
・災害（「（２）防災に関する計画」で示される自然災害）や人為的事故により、要素が被害を受ける可能性が発生した場合の実施。

第２段階：基礎データの取得・カルテの作成

目的

第１段階の経過観察にて劣化・損傷が確認された要素に実施する経過観察

方法

・定点撮影による継続的な画像取得及び記録。
・劣化・損傷が進行する要素のマッピングの実施。
・復旧・復元等に向けた基礎資料とするための要素ごとのカルテの作成。

第３段階：保存整備のための情報収集

目的

第２段階の経過観察にて劣化・損傷の変化が著しい要素に実施する経過観察

方法

・基礎データやカルテを用いて関係部局等との要素の復旧についての協議の実施。
・保存整備に必要となる詳細な情報を取得するための劣化状況調査（３次元測量、振動モニター等必要機器類の設置）の実施。

第３段階の経過観察で収集した情報に基づいた保存整備（応急措置等を含む）の実施

図５−７：段階的な経過観察から保存整備へのフロー図

４．樹木等の管理に関する計画

本項では、樹木等の管理の基本方針を定めた上で、史跡全体での樹木等の管理方法について示す。なお、各地域における詳細な樹木等の管理については、第６章個別整備計画にて検討する。

（１）植生の分布

佐渡市全域での植物相は、1,700 種を数え複雑である。佐渡金銀山遺跡では主に二次林の植生が中心であるが、相川金銀山地域では、市の天然記念物に指定されているタブ林やヤブツバキ林等一部自然林の植生も確認できる。

表５-11：各地域（エリア）の主な樹種

地域区分		（エリア）	主な植生
西三川砂金山地域	A:西三川砂金山跡エリア	A－１:虎丸山エリア	二次林(コナラーアカマツ林、人工林(スギ)
		A－２:五社屋山エリア	二次林(コナラーアカマツ林)
		A－３:金山江エリア	二次林(コナラーアカマツ林[4]、人工林(スギ・ヒノキ・アスナロ)[4]
		A－４:笹川集落エリア	二次林(コナラーアカマツ林)
鶴子銀山地域	B:鶴子銀山跡エリア	B－１:百枚平・代官屋敷・荒町エリア	二次林(コナラーアカマツ林)、人工林(スギ・アカマツ)
		B－２:大滝エリア	
		B－３:その他エリア	
		B－４:古道エリア	
相川金銀山地域	C:相川金銀山跡エリア	C－１:濁川及び周辺エリア	二次林(コナラーアカマツ林)、人工林(スギ・ヒノキアスナロ)
		C－２:水金沢水系及び右沢周辺エリア	二次林(コナラーアカマツ林)、人工林(スギ・ヒノキアスナロ)
	D:道遊の割戸エリア		二次林(コナラーアカマツ林)
	E:宗太夫間歩エリア		二次林(コナラーアカマツ林)
	F:南沢疎水道エリア		自然林(タブノキーエノキ林)
	G:近代遺跡エリア	G－１:大立エリア	二次林(コナラーアカマツ林)[4]、人工林(スギ)[4]
		G－２:高任・間ノ山エリア(諏訪隧道・神明トンネル含む)	二次林(コナラーアカマツ林)
		G－３:北沢エリア(御料局佐渡支庁跡含む)	－
		G－４:戸地エリア	自然林(カシワ・エゾイタヤ)
	H:大間エリア		－
	上相川エリア	Ⅰ:上相川・上寺町エリア	二次林(コナラーアカマツ林、ヤマナラシ・ハリエンジュ)
	上寺町エリア		
	J:佐渡奉行所跡エリア		自然林(クロマツ林、ネザサ)
	K:鐘楼エリア		－
	L:大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔エリア		自然林(ヤブツバキ林・タブ林[5])
	M:吹上海岸石切場跡エリア		自然林(カシワークロマツ林)
	N:片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリア		自然カシワ林

[4] 保安林。
[5] タブ林は市天然記念物。

（２）樹木等の管理の基本方針

本史跡における樹木等の管理は、史跡の本質的価値を将来にわたって保存し、広く公開・活用するために実施するものである。樹木等は史跡を構成する要素として保護するだけでなく、計画的な伐採や刈払いによる遺構の顕在化、景観の向上、史跡内外からの眺望の確保など、史跡の活用に向けた取組みを進めることが必要である。

そのため、史跡における樹木等の管理を実施するにあたっては、以下のように基本方針を定める。

＜基本方針＞

・遺構・遺物の保護

史跡佐渡金銀山遺跡の本質的価値の物証である遺構や遺物の適切な保護に配慮し、本史跡を将来にわたって確実に継承するため、将来を見越した樹木等の管理を実施する。

・遺構の顕在化

史跡の本質的価値を視覚的に理解するため、鉱山関連の遺構が樹木に埋没しないよう、樹木等の管理を行い、遺構の顕在化を図る。

・安全な見学環境の確保

鉱山跡や集落跡を適切に活用していくため、史跡内の樹木等については、来訪者が安全に鉱山跡や集落跡を見学できるように日常的な管理を実施する。

（３）樹木等の管理方法

本史跡では、樹木等の管理の基本方針に基づき、以下の４つを主たる樹木等の管理方法として実施する。

①遺構に影響を及ぼす樹木等の管理

石垣・石積や遺構の保存に悪影響を及ぼす樹木は、樹木が山地や丘陵斜面の遺構を保護している場合を除き、基本的に除去または剪定作業を行う。

石垣・石積の天端付近に生育している樹木や樹根が石垣・石積内部に入り込んでいる樹木は、史跡の本質的な価値である石垣や遺構に悪影響を及ぼすため、伐採や除去などの適切な処置を行うことが必要である。ＲＣ構造物等に繁茂するツル性植物等の植物についても構造物等に悪影響を与える可能性があるため、同様の処置を行うことが必要である。ただし、伐採や除去の対象となる樹木や樹根、ツル性植物等の植物が、周辺の地形や景観を維持している可能性もあるため、専門家の指導の下、早急な対応方法を検討し、可能な場合は除去等を実施する。

また、遺構保護の観点から史跡指定地内での植樹は原則として認めないものとする。ただし、史跡の保護や景観の向上などに寄与すると判断される場合、適切なあり方を検討した上で許可を求めて実施する。

②景観に影響を及ぼす樹木等の管理

本史跡は、鉱山跡や集落跡と山間の樹木等が溶け込む景観が形成されているため、樹木等の管理については遺構保護と景観との調和がとれるよう配慮する必要がある。

遺構の保護を最優先としつつ、史跡の本質的価値を視覚的に理解できる視点場等からの鉱山景

観を阻害することのないような樹木等の管理を実施する。

③見学環境に影響を及ぼす樹木等や危険樹木の管理

周遊ルートや見学ルート上にかかる枝など、安全な見学環境を整える上で障害となる樹木は、可能な限り専門家に意見を求め、遺構と景観への影響を考慮した上で、剪定作業や除去を行う。

遺構の保存や安全な見学環境の確保に支障をきたす恐れのある危険樹木については基本的に伐採を行う。作業にあたっては、専門家に意見を求め、遺構への影響を最小限にとどめるように配慮して作業を実施する。

また、傾斜地に生育する樹木や著しく傾斜している樹木についても、将来的に危険樹木となる恐れがあるため、将来的な危険を回避するために伐採や剪定などの実施を検討する。

④樹木等の日常的な管理

本史跡の樹木等を適切に管理するためには、問題点を早期に発見し、適切な対応を行う必要があるため、計画的に樹木の日常管理を行う。点検で発見した問題点については専門家に意見を求め、必要な対応を実施する。なお、日常的な樹木等の管理については、民間団体への委託やボランティア活動の実施を検討する。

また、相川を中心に広がるタブ林は、市指定天然記念物であり、相川地区の重要文化的景観の重要な構成要素であるため、病害や虫害、環境変化などから保護し、景観を維持するためには適切な植栽の管理を行う。

５．便益施設に関する計画

来訪者が本史跡を快適に見学するためには見学ルート上を中心に、下記の便益施設が必要となる。本項で示す便益施設は既存の施設を利用しつつ、改修や新たに設置する場合は、原則として史跡指定地外かつ追加指定が想定される場所を避けて設置する。やむを得ず指定地内に設置する場合は、遺構を保護した上で設置する。また、景観に配慮し、眺望の妨げにならないようデザインや色調、材質、設置場所等は十分に検討し、可能な限りバリアフリーを導入した施設として整備する。あわせて周辺の関連計画と齟齬をきたさないことを条件とする。

また、これらの施設は点検を行い、計画的な補修を実施する。

（１）休憩施設

休憩施設は既存の施設を利用するほか、既存の東屋等を除き、ベンチやテーブルなど小規模なものとし、安全かつ史跡や周辺の景観を楽しめる場所への設置を検討する。ただし、休憩施設自体が景観を阻害しないよう眺望に配慮した位置に設置する。

（２）駐車場[6]

来訪者の駐車場はメインガイダンス施設（きらりうむ佐渡）駐車場（普通車 157 台＋大型バス３台）を利用し、各史跡への移動は徒歩やバス、レンタサイクルの利用を推奨する。各地域への自家用車を用いたアクセスの場合は、既存駐車場の利用を前提とする。なお、混雑時における他の駐車場の確保や誘導、文化的景観の重要な構成要素である相川上町地区への来訪を考慮し、混雑時の代替えとなる駐車場や町並み散策ツアーの導入口となる拠点駐車場の整備を検討する。

（３）トイレ

来訪者向けのトイレは既設の公共施設等のトイレを利用し、設置場所については周遊マップ等で周知を図る。また、民家や地元企業（土産屋、旅館等）が、道案内やトイレ・休憩場所を無償で提供する「寄れっ茶屋事業」を推進する。

周遊・見学ルート上に既設のトイレがない鶴子銀山地域や、トイレ数の少ない西三川砂金山地域においては、設置箇所やトイレの仕様等について検討を行う。

[6] 既存の周辺駐車場やトイレについては平成 29 年度（2017）に設置状況の調査を実施。

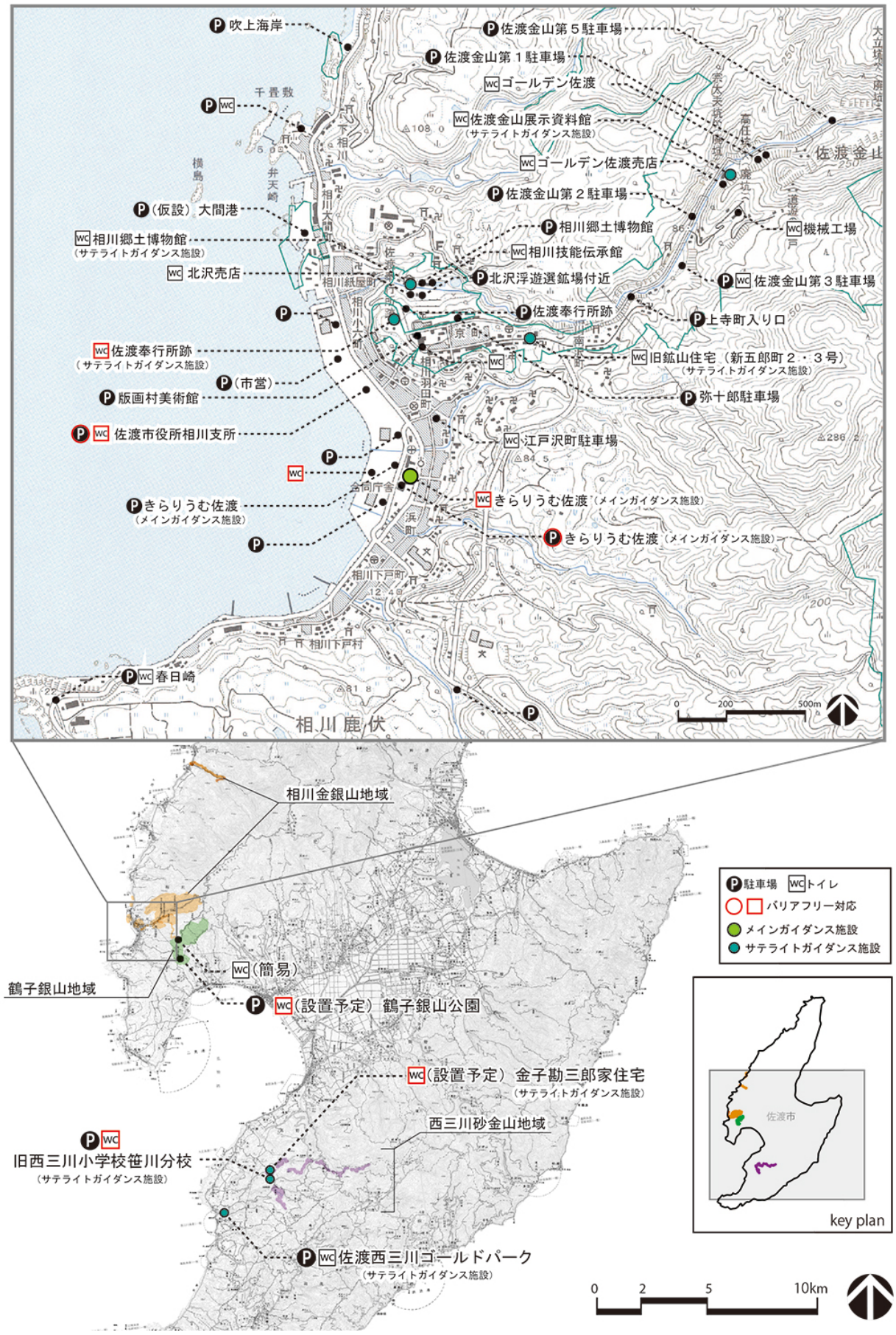

図５−８：既存駐車場・トイレ位置図

６．公開・活用のための施設に関する計画

本項では、ガイダンス施設等として位置付けられている施設での情報提供の流れと、史跡の本質的価値を視覚的に理解することができる視点場を設定する。

（１）公開・活用のための施設での情報提供

公開・活用のための施設では、以下の内容での情報提供を実施する。ガイダンス施設等を中心として、既存観光施設と連携した情報提供の実施を図る。サテライトガイダンス施設は既存の博物館・資料館を利用することとし、各施設に定められた適切な情報提供のために、施設内外の整備を実施する。

図５−９：公開・活用のための施設での情報提供フロー図

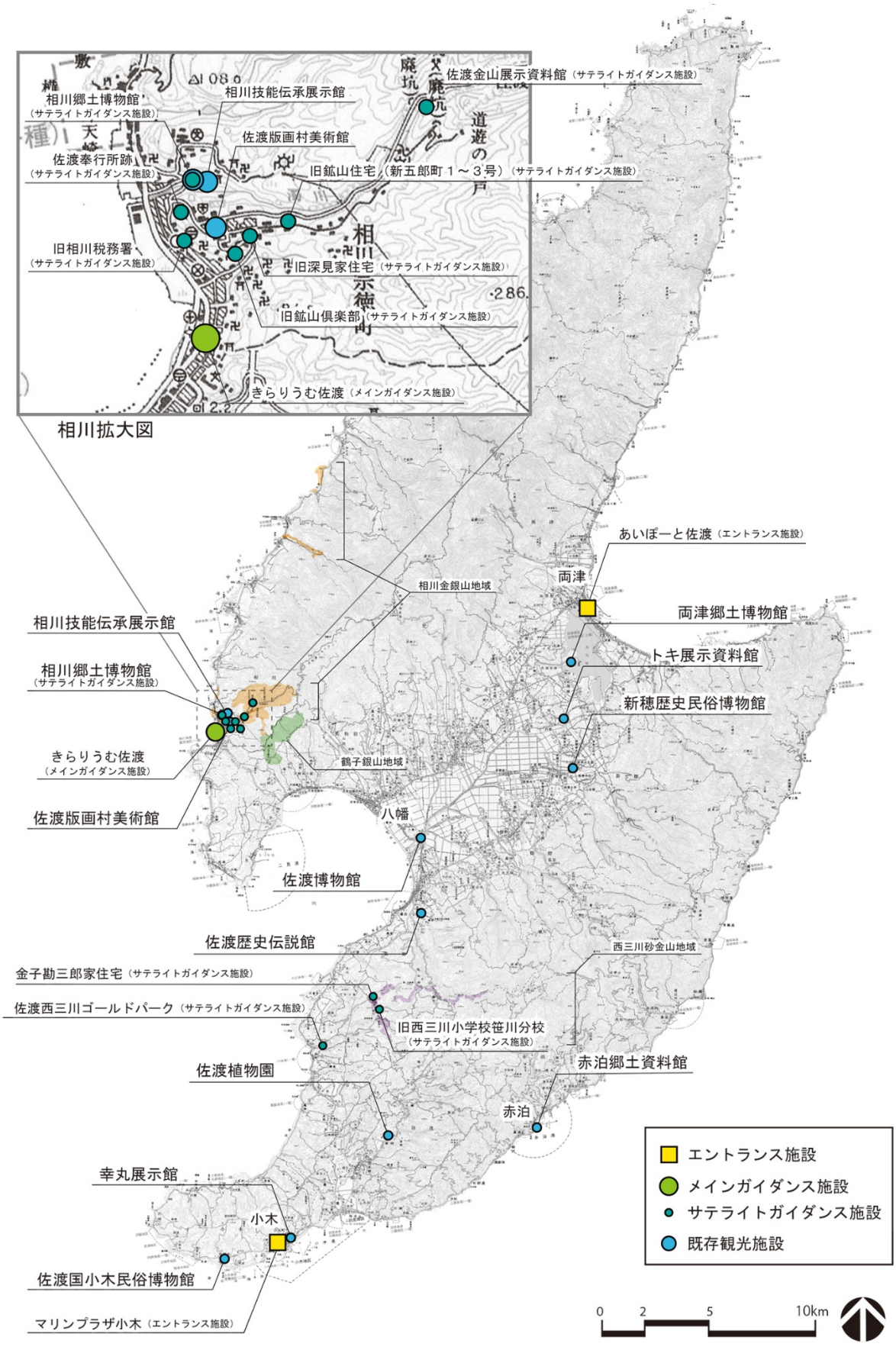

図５−10：公開・活用のための施設位置図

（２）視点場

西三川砂金山における砂金採取技術「大流し」に伴う地形の改変状況や、相川金銀山とともに形成・発展してきた相川の町並みを眺望することは、史跡の本質的価値を視覚的に理解するうえで重要である。このため、下記の既存拠点を視点場として活用し、必要に応じて整備を検討する。

表５-12：本質的価値を視覚的に理解できる視点場

番号	地域	場所	主な眺望対象
①	西三川砂金山地域	笹川集落の視点場	虎丸山（採掘場）と笹川集落を眺望
②	相川金銀山地域	上町地区（大工町）の視点場	道遊の割戸を眺望
③		弥十郎駐車場の視点場	北沢浮遊選鉱場と相川郷土博物館を眺望
④		展望台（北沢エリア）の視点場	北沢浮遊選鉱場を眺望
⑤	地域区分 （相川金銀山地域に隣接）	春日崎からの視点場	相川の上町・下町と道遊の割戸を眺望
⑥		総源寺前の視点場	北沢浮遊選鉱場、旧青化・浮選鉱所、佐渡奉行所跡を眺望

①笹川集落からの視点場
虎丸山（採掘場）と笹川集落を眺望

②上町地区（大工町）からの視点場
道遊の割戸を眺望

③弥十郎駐車場の視点場

北沢浮遊選鉱場と相川郷土博物館を眺望

④展望台（北沢エリア）からの視点場

北沢浮遊選鉱場を眺望

⑤春日崎からの視点場

相川の上町・下町と道遊の割戸を眺望

⑥総源寺前の視点場

北沢浮遊選鉱場、旧青化・浮選鉱所、佐渡奉行所跡を眺望

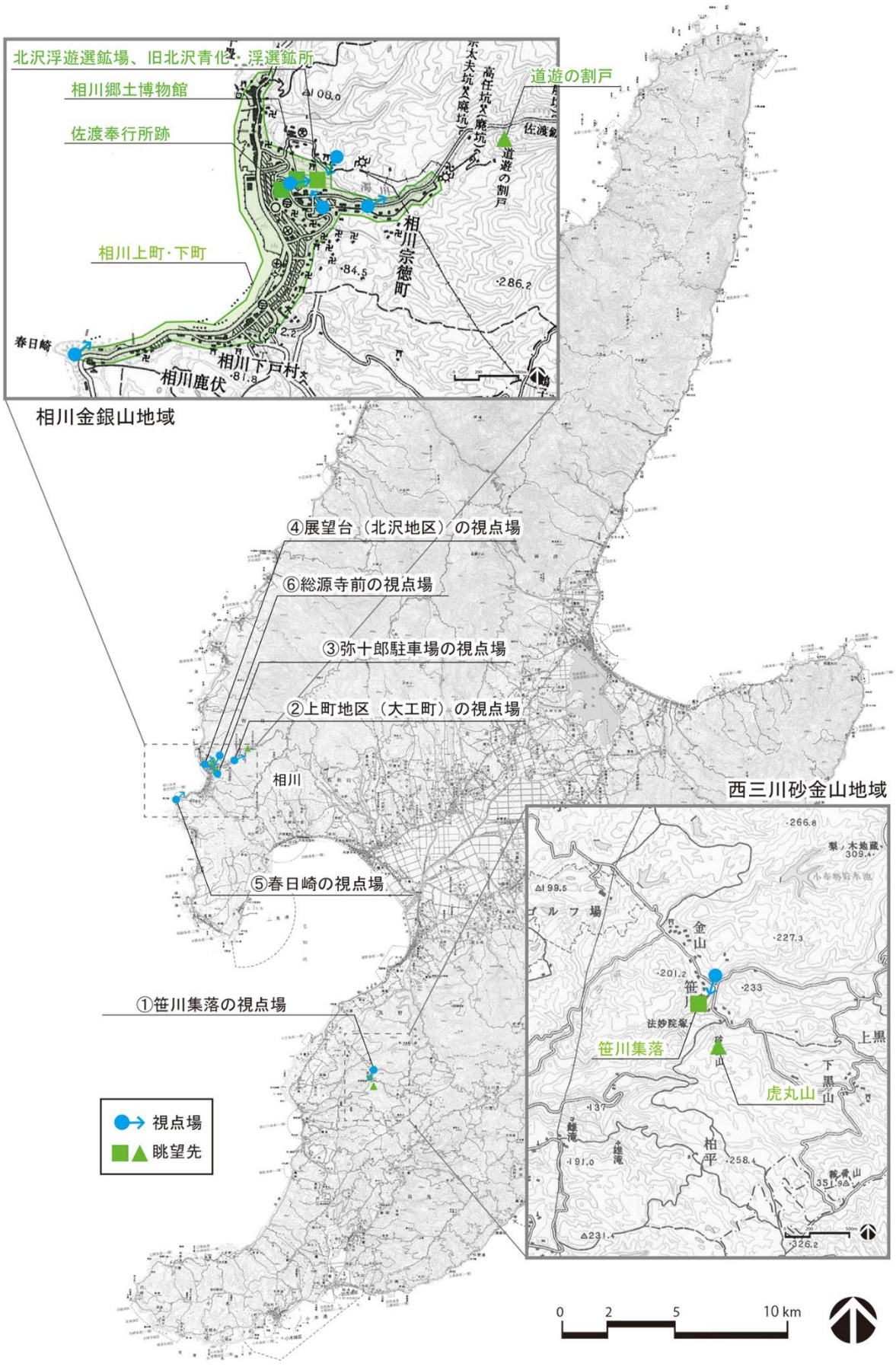

図５−11：本質的価値を視覚的に理解できる視点場位置図

７．動線計画

本項では、メインガイダンス施設への「広域誘導ルート」、各鉱山への「周遊ルート」、各史跡要素内での「見学ルート」の３つに区分する。なお、「見学ルート」については、第６章　個別整備計画にて検討する。

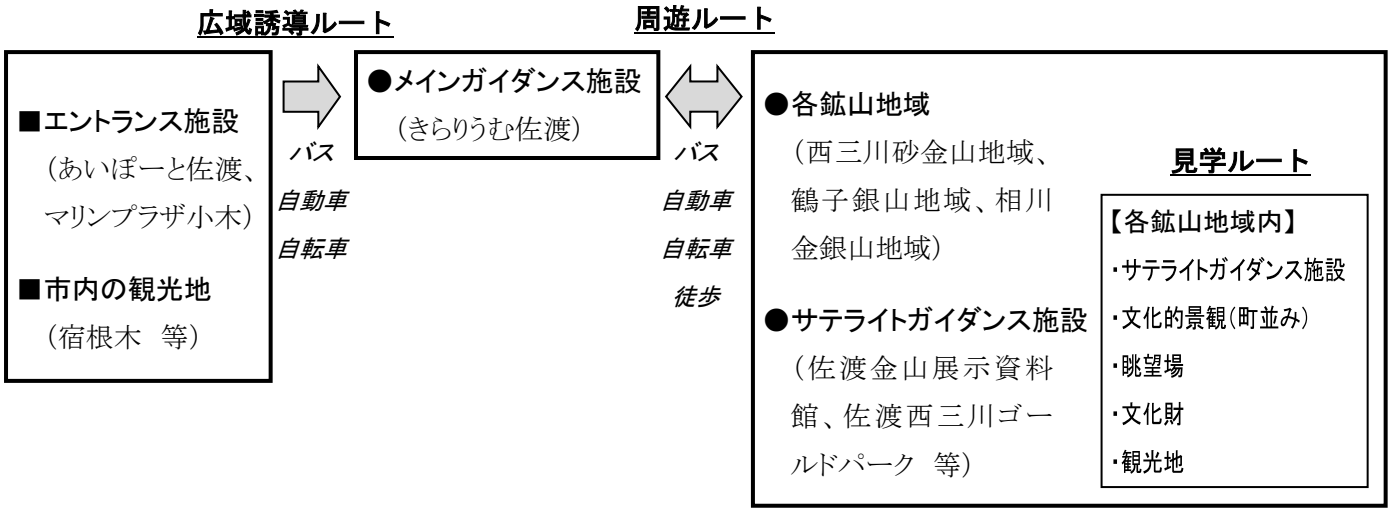

図５-12：動線イメージ図

（１）広域誘導ルート

島外から来訪者が発着する港[7]に設置されているエントランス施設（あいぽーと佐渡、マリンプラザ小木）及び市内の他の観光地からの移動手段は、バス・自動車・自転車等を想定する。各出発地から本史跡への玄関口となるメインガイダンス施設（きらりうむ佐渡）を広域誘導ルートの終点とする。バス・自動車の場合、主要な幹線道路[8]を広域誘導ルートとする。

なお、メインガイダンス施設までの誘導は、既設車両系誘導サインの更新・追加により対応する。

（２）周遊ルート

広域誘導ルートの終点であるメインガイダンス施設（きらりうむ佐渡）を周遊ルートの起点とする。周遊ルートは既存の幹線道路を利用し、各鉱山地域（西三川砂金山地域、鶴子銀山地域、相川金銀山地域）や、各鉱山地域の幹線道路に近接し、駐車場が整備されているサテライトガイダンス施設（佐渡金山展示資料館、佐渡西三川ゴールドパーク等）を終点とする。また、鶴子銀山地域など幹線道路から外れる場所にも史跡が点在するため、これらを含んだ周遊ルートを新たに設定する。なお、滞在時間が短い来訪者用として、主要史跡や近隣の町並み（文化的景観）を巡るメインルートを設定する。

周遊の移動手段はバス・自動車・自転車・徒歩を想定する。自転車は佐渡金銀山ガイダンス施設に設置されるガイドステーション（観光案内所）においてレンタサイクルを利用することも可能である。

周遊ルート内での誘導・解説については、策定しているサイン計画に基づき、各種サインを設置することとし、サイン計画のデザインと異なるデザインの既設サインは、更新時期にデザインを変更する。

---

[7] 両津港、小木港（佐渡汽船）のこと。

[8] 国道 350 号線、県道佐渡一周線、県道相川・佐和田線、県道白雲台・乙和池・相川線のこと。

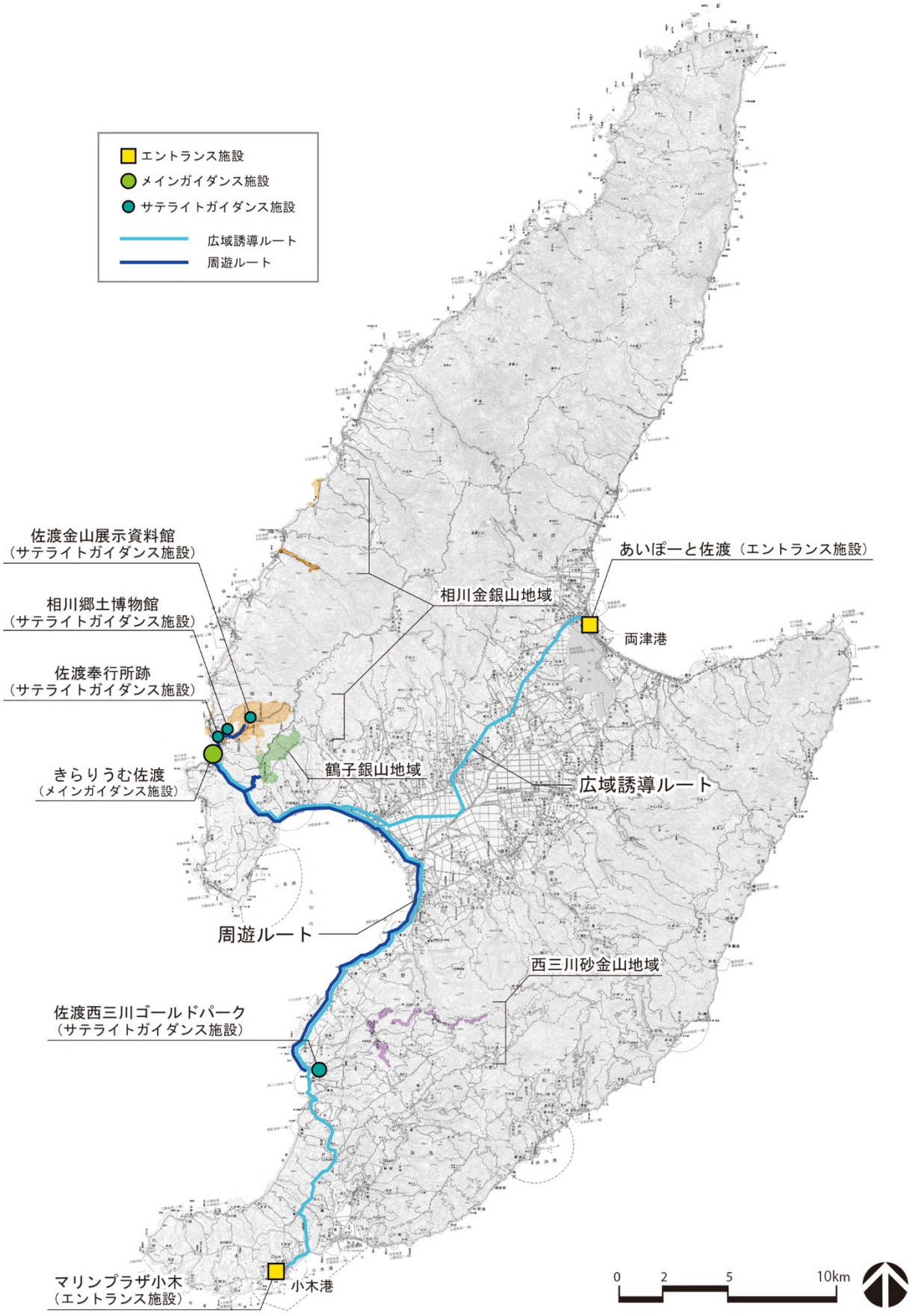

図５-13：広域誘導ルート及び周遊ルート図

８．案内・解説施設に関する計画

来訪者を各史跡へ安全かつ適切に誘導するためのサインや、各鉱山全体または各史跡、遺構等についての情報をわかりやすく提供するサインは、来訪者が史跡に対する価値の理解を深めるために不可欠であると同時に、周辺住民に史跡に対する理解を求めるうえでも重要である。佐渡市では、現地での案内・解説施設以外にも５ヵ国語に対応した見学ガイドアプリ「佐渡金銀山ナビ」を運用しており、アプリを活用することでの多言語化も推進している。

本項では、現地での案内・解説施設である各種のサインを下記のとおり類型化し、役割と機能を充足するとともに、適所の配置に務める。各種のサインの設置に関する共通方針は次のとおりとする。

＜サイン設置に関する方針＞

・史跡や遺構の眺望を妨げることのないよう景観に配慮する。
・適宜内容を更新できるよう、板面は取り換えが容易な仕様とする。
・外国からの来訪者に対して、わかりやすい表現に務めることから、２ヵ国語表記とする。
・デザインについては、諸計画との整合を図り、統一的なデザインを目指す。
・移動距離の表示等、円滑な見学を図るために内容を工夫する。
・既設サインのうち、別紙のサインデザインと異なるものは、施設更新時に仕様の変更を行う。
・現状でサイン設置のない場所に優先的な設置を実施する。

（１）サインの種類

サインの種類やデザインは、平成 29 年度（2017）『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画検討業務委託報告書』の内容に基づくものとする。

表５-13：史跡佐渡金銀山遺跡サイン一覧

サインの種類	役割・機能	設置位置
1-a 全体解説[9]	歩行者向けのエリア全体の解説	周遊ルートの起点 サテライトガイダンス施設等の拠点
1-b 個別解説[10]	歩行者向けのエリア内個別要素の解説	各史跡内
2-a 誘導・認識[11] [12]	歩行者向けのエリア内またはエリア間の誘導表示	各史跡内及び各史跡間
2-b 案内（散策マップ）	歩行者向けのエリア内散策ルートの表示	見学ルートの起点
3 施設案内（バス停）	シャトルバス、ツアーバスの発着所に設置	バス発着場所
4 注意・禁止（規制）	歩行者の安全対策のため、進入禁止箇所や災害等の危険性がある場所に設置	危険箇所
5-a 注意・誘導（車両系）	車両向けの各地域の駐車場・拠点施設等への誘導や進入抑止の注意喚起	各ルート上または駐車場
5-b 誘導（車両系）	エントランス施設からガイダンス施設等への誘導	各ルート上 既設の道路標識を利用

[9] 相川金銀山地域の北沢・大間エリアで一部設置済。
[10] 西三川砂金山地域笹川集落エリアで設置済。
[11] 西三川砂金山地域笹川集落エリアで設置済。
[12] 相川金銀山地域で設置済。

（2）サインデザインの考え方

金銀鉱山を構成する諸要素（技術・管理・生活）及び 400 年間の歴史を示す「重層性」と、地域（鉱山）ごとにまとまりを持つものの、全体として広大かつ広域に分布する「場所性」という２つの特性を反映させるデザインとする。また、サインの素材については、設置箇所の環境を考慮して、錆等への耐性が高い仕様とする。

なお、デザインの検討にあたっては、既に一部先行して設置されている、相川金銀山地域近代遺跡（北沢・大間エリア）、西三川砂金山地域（笹川集落エリア）及び文化的景観に係る相川市街地の解説・誘導・案内サインデザインとの整合性を図るよう留意した。

表５-14：既設サイン一覧

地域	エリア	既設サイン
西三川砂金山地域	Ａ－４:笹川集落エリア	個別解説①、誘導・認識①、案内(散策マップ)
鶴子銀山地域	Ｂ－１:百枚平・代官屋敷・荒町遺跡エリア	個別解説②、誘導・認識②
相川金銀山地域	Ｇ－３:北沢エリア	全体解説②、個別解説④
	その他:相川市街地	誘導・案内③

表５-15：サインデザイン分類表

地域	エリア	時代	立地条件	デザイン分類	デザイン展開
西三川砂金山地域	Ａ－４:笹川集落エリア	中近世	集落	ア:砂金山・中近世×集落	中近世鉱山集落
	Ａ－１:虎丸山エリア Ａ－２:五社屋山エリア Ａ－３:金山江エリア		山中	イ:砂金山・中近世×山中	中近世鉱山遺跡
鶴子銀山地域	Ｂ－１:百枚平・代官屋敷跡・荒町遺跡エリア Ｂ－２:大滝エリア Ｂ－３:その他エリア	中近世	山中	ウ:銀山・中近世×山中	
相川金銀山地域	Ｃ:相川金銀山跡エリア Ｄ:道遊の割戸エリア Ｅ:宗太夫間歩エリア Ｉ:上相川・上寺町エリア	近世	山中	エ:金銀山・近世×山中	
	Ｍ:吹上海岸石切場跡エリア Ｎ:片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリア		海岸	オ:金銀山・近世×海岸	
	Ｆ:南沢疎水道エリア Ｊ:佐渡奉行所跡エリア Ｋ:鐘楼エリア Ｌ:大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔エリア その他:相川市街地エリア	近世 近世～近現代	町中	カ:金銀山・近世～近現代×町中	近世～近現代鉱山町
	Ｇ－１:大立エリア Ｇ－２:高任・間ノ山エリア Ｇ－３:北沢エリア Ｈ:大間エリア	近現代	町中(山中・海岸)	キ:金銀山・近現代×町中	近現代鉱山遺跡
	Ｇ－４:戸地エリア		河川沿い(山中)	ク:金銀山・近現代×河川沿い	

地域	エリア	1）解説 a.全体概要	1）解説 b.個別解説	2）誘導・案内 a.誘導・認識	2）誘導・案内 b. 案内（散策マップ）	3）施設案内 バス停	4）規制 注意・禁止	5）車両系 名称・注意・誘導
西三川砂金山地域	A-4：笹川集落エリア ア:砂金山・中近世×集落	①中近世遺跡	①笹川集落	①笹川集落			①自立型	①進入抑止
	A-1：虎丸山エリア A-2：五社屋山エリア A-3：金山江エリア イ:砂金山・中近世×山中		②中近世遺跡	②中近世遺跡				②駐車場・拠点施設への誘導
鶴子銀山地域	B-1：百枚平・代官屋敷・荒町遺跡エリア B-2：大滝エリア B-3：その他エリア ウ:銀山・中近世×山中						②柵型	
相川金銀山地域	C：相川金銀山跡エリア D：道遊の割戸エリア E：宗太夫間歩エリア I:上相川・上寺町エリア エ:金銀山・近世×山中							
	M：吹上海岸石切場跡エリア N：片辺・鹿野浦石切場跡エリア オ:金銀山・近世×海岸							
	F：南沢疎水道エリア J：佐渡奉行所跡エリア K：鐘楼エリア L：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔エリア その他：相川市街地 カ:金銀山・近世・近現代×町中		③相川市街地	③相川市街地・近代遺跡 エリア間 エリア内				③駐車場・拠点施設への誘導の併記型
	G-1：大立エリア G-2：高任・間ノ山エリア G-3：北沢エリア H：大間エリア キ：金銀山・近現代×町中	②近代遺跡	④近代遺跡					
	G-4：戸地エリア ク:金銀山・近現代×河川沿い							

姿図イメージ（1/50）

図５-14：エリア別各サインデザイン図

９．周辺地域の環境保存に関する計画

現在の史跡指定地の周辺には、史跡に関連する未知の遺構があると考えられるとともに、指定地内と連続して鉱山操業時の様子を今に伝える山林等の自然的な環境が良好に残されている。

そのほか、相川金銀山地域の海成段丘上には、佐渡奉行所跡から鉱山入口の間ノ山番所に至る幹線道を軸に地割された町並み等もあり、鉱山操業時の栄華を今に伝える。

本項では、『史跡佐渡金銀山保存管理計画』で明らかにされた「周辺環境を構成する諸要素」の保全方針を定める。

（１）周辺環境を構成する諸要素

平成 28 年度（2016）に策定された『史跡佐渡金銀山保存管理計画』の「史跡佐渡金銀山遺跡を構成する要素」では、周辺環境を構成する諸要素を「B-1 歴史的要素（ア．佐渡金銀山関連遺跡、イ．その他歴史的要素）」、「B-2 自然的要素」、「B-3 社会的要素」に区分している。

本史跡の多くは山間部に立地しており、史跡と連続する形で指定地周辺に遺構が残っていると考えられる。これらの遺構は史跡と同等の価値を有する可能性が高いことから、史跡範囲の拡大も視野に遺構分布・範囲確認調査等を計画的に実施していく。

また、遺構が未確認の地域においても、自然災害などにより史跡に影響を与える可能性があることから、地形的な繋がりに配慮しつつ史跡と一体的な保全を図る必要がある。

本史跡の周辺環境を構成する諸要素は下表のとおりであり、歴史的要素については、今後の調査・研究で佐渡金銀山との関連性を明らかにしていく必要がある。

そして、史跡の追加指定や重要文化的景観の選定による文化財保護法下での保全に加え、景観法・佐渡市景観条例・佐渡市景観計画、新潟県・佐渡市屋外広告物条例、自然公園法等の現行の法的規制の運用や新たな保全のための規制等の整備によって、史跡と一体として捉えられる周辺域としての環境保全を関連部署と連携・調整を図りつつ推進することとする。

表５-16：史跡佐渡金銀山遺跡の周辺環境を構成する要素

区分			周辺環境を構成する要素
歴史的要素	史跡佐渡金銀山遺跡	相川金銀山地域周辺地域	関連遺構：相川市街地に残る民家・寺社等歴史的建築物・工作物・街路、まち並み、水路、生産関連遺構等
		西三川砂金山地域周辺地域	関連遺構：採掘・選鉱関連遺構（砂金山跡、砂金江道跡）、笹川集落内に残る工作物・街路、水路等
		鶴子銀山地域周辺地域	関連遺構：採掘・選鉱・製錬関連遺構（露頭掘り跡、間歩群、テラス、製錬所跡、社寺跡、鉱山集落跡、古道等
	その他歴史的要素		集落等に残る民家・寺社等歴史的建築物・工作物・街路、水路等（佐渡金銀山に直接的な関係が無いもの）
自然的要素			山・丘陵・谷・河川・海岸丘陵・海岸等自然地形、植生
社会的要素			集落等を構成する建築物・工作物、農地、道路（市道、県道、農道等）及びガードレール・橋梁等道路関連施設、堤防・護岸等河川関連施設、土留・擁壁類等土木構造物、野外広告物、その他人工物

（２）史跡指定地周辺の環境保全と整備

周辺環境の保全の中でも特に景観については、史跡指定地内の初期鉱山集落跡のテラスや近現代の鉱山関連の建造物群などの遺構が、山間に溶け合うように遺存し、往時の人々の暮らしを今に伝える良好な景観が周辺環境と一体となって維持されていることが貴重である。

これらの景観を今後も維持していくためには、史跡指定地の周辺環境についても一体的な保全を図りつつ、改善が必要な景観を史跡と調和させていく必要がある。

西三川砂金山地域では「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」が、相川金銀山地域では「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」が重要文化的景観の選定を受けており、住民・行政が一体となって保全に向けた様々な取組みを進めている。また、後者では、令和元年度（2019）に「相川地区文化的景観整備計画」が策定されており、これらに則した史跡指定地周辺の環境保全も必要となる。

また、平成 28 年度（2016）に改訂された「佐渡市景観計画」では、世界遺産暫定リスト記載の「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」の周辺環境保全のため、本史跡に関わる特別区域として、「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観区域」、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域」、「佐渡金銀山景観保全区域」の３つを設定し、緩衝地帯として保全している。同計画では、景観形成基準及び届出対象行為が定められており、構成資産の遺跡・集落・施設・町並み及び資産への良好な眺望の保全に取り組んでいる。

史跡指定地周辺の環境については、今後もこれらの重要文化的景観における保存計画及び整備計画や佐渡市景観計画に基づき、適切に保全・整備していく。

10. 整備事業等に必要となる調査に関する計画

本史跡では、整備事業に必要となる調査と本質的価値を構成する要素の更なる情報取得のため、継続した調査が必要となる。将来的な史跡の整備については、これらの調査結果に基づいた整備内容を検討することとする。以下にこれら調査とその概要を示す。

表５-17：整備事業等に必要となる調査一覧

調査名	対象	概要
劣化状況調査	第３段階の経過観察に該当する要素	3次元測量や振動モニターを用いて一定期間継続的に保存整備に必要となる情報を収集する。
発掘調査	整備事業等が実施される場所	整備事業等に伴い地下遺構の確認が必要となる場所において、確認調査を実施する。
	上相川エリア、上寺町エリア、鶴子銀山地域　等	樹林部等において、未確認の遺構の広がりや残存状況を確認し、本質的価値を構成する要素の更なる情報の取得のために継続した発掘調査を実施する。

11. 管理運営計画

本史跡は、遺跡が広範囲に分布する史跡であり、国・新潟県・佐渡市の行政組織や、株式会社ゴールデン佐渡をはじめとする多くの民間所有者が関係する史跡である。また、史跡指定地周辺の住民を中心に民間団体が組織され、史跡を中心とする文化財の保存と活用に関する活動に多くの人々が関わっている。

表５-18：史跡佐渡金銀山遺跡に関係のある民間団体　平成 31 年（2019）３月 31 日　現在

団体名	活動の概要
相川京町町並み保存センター	平成 22 年(2010)設立。相川京町地区等の町家の継承・活用に向けて、町家居住や町家保存に関心のある住民に対して、関係機関とも連携を図りながら、町家の修理・保全事業並びに修理・保全に関する研修事業、町家活用事業、町家のある他地区との交流事業、情報発信事業などを行う。それらの事業を通して、佐渡金銀山の世界文化遺産登録運動の一環としての町並み保存及び市民主体の町づくりの推進に寄与することを目的とする。相川金銀山(特に相川上町地区)のゴミ拾いや草刈り、看板設置などの環境保全活動や建物修景を実施する「京町通りを守る会」等の内部団体も有する。
食と夕日の佐渡島	平成 22 年(2010)設立。佐渡の食や残された自然、歴史遺産を観光に活用し、以って多くの人に佐渡の食、自然、歴史を知ってもらう場所を提供することにより地域の活性化に貢献することを目的とする。
佐渡を世界遺産にする会	平成 17 年(2005)設立。構成資産全般にわたって世界遺産に登録するための普及・啓発活動を行っている。平成 28(2016)年から一般社団法人に移行。
笹川の景観を守る会	平成 22 年(2010)設立。砂金採取を生業とした笹川集落の文化的景観を守るため、現状変更等に係る事前協議のとりまとめ、先進地視察、勉強会行っている。また、案内看板(説明版)の設置や史跡指定地内の草刈りなど日常的な維持管理を佐渡市と連携して行っている。
上相川を守る会	平成 19 年(2007)設立。相川金銀山(特に上相川エリア)のゴミ拾いや草刈り、看板設置などの環境保全活動を行っている。
相川ふれあいガイド	平成 9～12(1997～2000)年に旧相川町が開催した相川歴史・史跡説明員養成講座受講者が中心となって設立された。相川地区を中心に来訪者へのガイド活動を行っている。
佐渡金銀山古道を守る会	平成 18(2006)年設立。「鶴子銀山へ続く道を歩こう」と協働し、鶴子銀山から相川金銀山に至る旧道のゴミ拾いや草刈りなどの維持・管理活動を行っている。
鶴子銀山へ続く道を歩こう	平成 20(2008)年設立。「佐渡金銀山古道を守る会」と協働し、鶴子銀山から相川金銀山に至る旧道のゴミ拾いや草刈りなどの維持・管理活動を行っている。

史跡の本質的価値を伝えることを目的に、本計画で示した事業を実施するためには、地域間の連携を図ることが重要である。今後、所有者や保存・活用に関わる様々な関係者等に加え、県・市における重要な文化資源としての観光的な側面も視野に入れた地域の民間企業や民間団体も協力、参画して、事業を進めて行くことが求められる。

このことから、これらの様々な関係組織や団体が密接に連携し、一体となって事業を進めて行く体制を構築することが望まれる。

体制づくりに必要な視点としては、次の内容が挙げられる。

①佐渡市・施設所有者を中心とした連携体制の構築

本史跡の保存に関わる佐渡市と、近代遺構をはじめとする多くの遺跡を所有し、史跡を活用した事業を展開している株式会社ゴールデン佐渡等所有者との連携・協力が事業の実現には不可欠であるため、２者が中心となり、整備等の事業の実施を図っていく必要がある。

②市民団体や民間企業等の地域関係者が参画可能な体制の構築

史跡の整備や管理運営は、佐渡市又は株式会社ゴールデン佐渡が中心となって実施することになるが、活用に関わる施設等の整備や管理・運営については、観光的側面等も考慮して質の高いサービスを提供していくために、指定管理者制度やＰＦＩ等の導入による民間企業や市民団体等の積極的な参加が望まれる。そのため、史跡の民間所有者、保護や活用に係る市民団体、史跡の活用に係る地域の民間企業等が事業推進に協力できる場の構築が望まれる。また、保護や活用に係る市民団体の長期的な継続のための人材育成支援を実施する。

③文化庁・新潟県・専門家委員会の協力体制の維持

整備・活用にあたっては、史跡の本質的価値の保存が大前提になるため、事業を実現していくために、文化庁や新潟県、専門家による技術的な指導等の助言を受け、反映することが可能な体制の維持を図る。

④世界文化遺産や重要文化的景観の保全を考慮した体制の構築

本史跡は、世界文化遺産の登録を目指す佐渡金銀山の主要な構成資産である。また、相川・西三川地域では重要文化的景観の保全に向けた取組みが進められている。そのため、世界遺産に登録されるまでの推進体制や、登録後の世界遺産としての包括的な保存管理体制、重要文化的景観の保存管理体制と、調整・整合を図った包括的な運営体制を構築する必要がある。

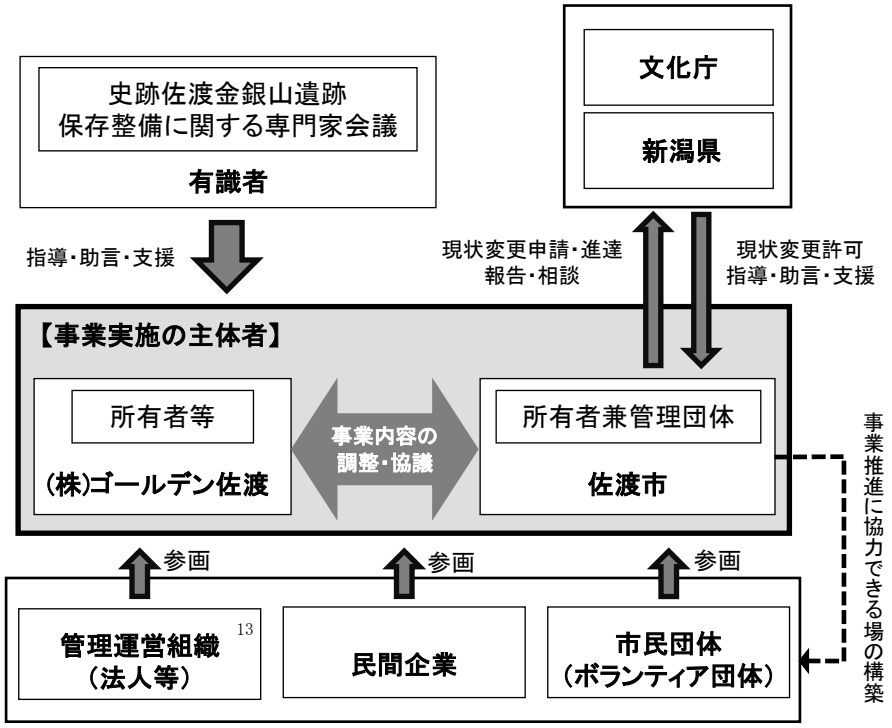

図６－１：管理運営イメージ図

[13] 指定管理の場合。

第６章　個別整備計画

１．西三川砂金山地域

（１）地域の特徴と課題

①地域の特徴

西三川砂金山地域は、佐渡島南西部に立地する笹川集落（真野地区）を中心とした地域に位置し、中世から江戸時代にかけて大規模な砂金採掘が行われていた地域である。

指定地には砂金採掘の大流しによる水路跡、堤、砂金採掘跡等の遺構が良好に現存している。また、砂金採掘に携わった鉱夫達の集住によって形成された笹川集落では、鉱山の閉山後に鉱業から農業へと生業を変えた集落の形態が維持されており、「過去の要素」と「現在の要素」が集落内外に共存している。これらのことから、笹川集落を中心とする西三川砂金山地域は、平成 23 年（2011）に「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」として重要文化的景観にも指定された。

これらの遺構と史料や絵図から鉱山経営の様子や採掘地の変遷、集落形態を知ることができる重要な史跡であるが、砂金採掘跡等の遺構が草木の中に埋没しており遺構の適切な保存整備が必要なこと、鉱山経営に関わる建造物の屋根の損傷が進行していること、周遊ルートや笹川集落内の道路が狭隘でありアクセスが不便であることなどの現状の課題がある。

②整備の課題

地域の各地区区分における整備の課題は以下の通りである。

表６－１：保存と活用に関わる整備の課題一覧

地区区分（エリア）		課題	
A：西三川砂金山跡	A－1：虎丸山エリア	保存	・樹木や下草の繁茂が地上遺構へ影響を及ぼす可能性がある。
		活用	・遺構を一見しただけでは、砂金の採掘法のイメージが伝わりにくい。 ・植生の繁茂が視覚的な遺構の理解を妨げる可能性がある。 ・遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う安全確保が難しい。
	A－2：五社屋山エリア	保存	・樹木や下草の繁茂が地上遺構へ影響を及ぼす可能性がある。
		活用	・遺構を一見しただけでは、砂金の採掘法のイメージが伝わりにくい。 ・植生の繁茂が視覚的な遺構の理解を妨げる可能性がある。
	A－3：金山江エリア	保存	・斜面崩落等によって地上遺構へ影響を及ぼす可能性がある。
		活用	・遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う安全確保が難しい。
	A－4：笹川集落エリア	保存	・遺跡の詳細を把握するための継続的な調査研究を行う必要がある。 ・金子勘三郎家住宅の早期の修理が必要である。
		活用	・来訪者の適切な誘導と来訪者マナーの周知が必要となる。 ・公開及び来訪の拠点として旧西三川小学校笹川分校の整備・活用の検討が必要となる。 ・公開のための便益施設や駐車スペースの確保が必要となる。 ・当時の機能や用途が分かるような活用を考慮した建造物の補修・修理が必要である。

（２）地域の公開・非公開

地域の公開・非公開範囲を「第４章　基本方針　２．整備の方向性（２）公開・非公開の区分」（24 頁）に基づきエリアごとに以下に示す。

表６−２：公開・非公開範囲の区分

地区区分（エリア）		公開･非公開の区分と理由	
A：西三川砂金山跡	A−1： 虎丸山エリア	非公開	遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う来訪者の安全確保が難しい。また、アクセスルートも限定されており、将来的な整備も困難である。
	A−2： 五社屋山エリア	公開	笹川集落から徒歩でアクセスでき、来訪者の安全確保のための整備や日常的な間伐や除草も可能である。ただし、来訪者の安全確保を鑑みて、ガイドツアーのみの限定的な公開とする。
	A−3： 金山江エリア	非公開	遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う来訪者の安全確保が難しい。また、アクセスルートも限定されており、将来的な整備も困難である。
	A−4： 笹川集落エリア	公開	集落内は徒歩で巡るルートを設定する。サテライトガイダンス施設等の拠点施設の整備や日常的な間伐や除草等の管理も容易に実施できる。

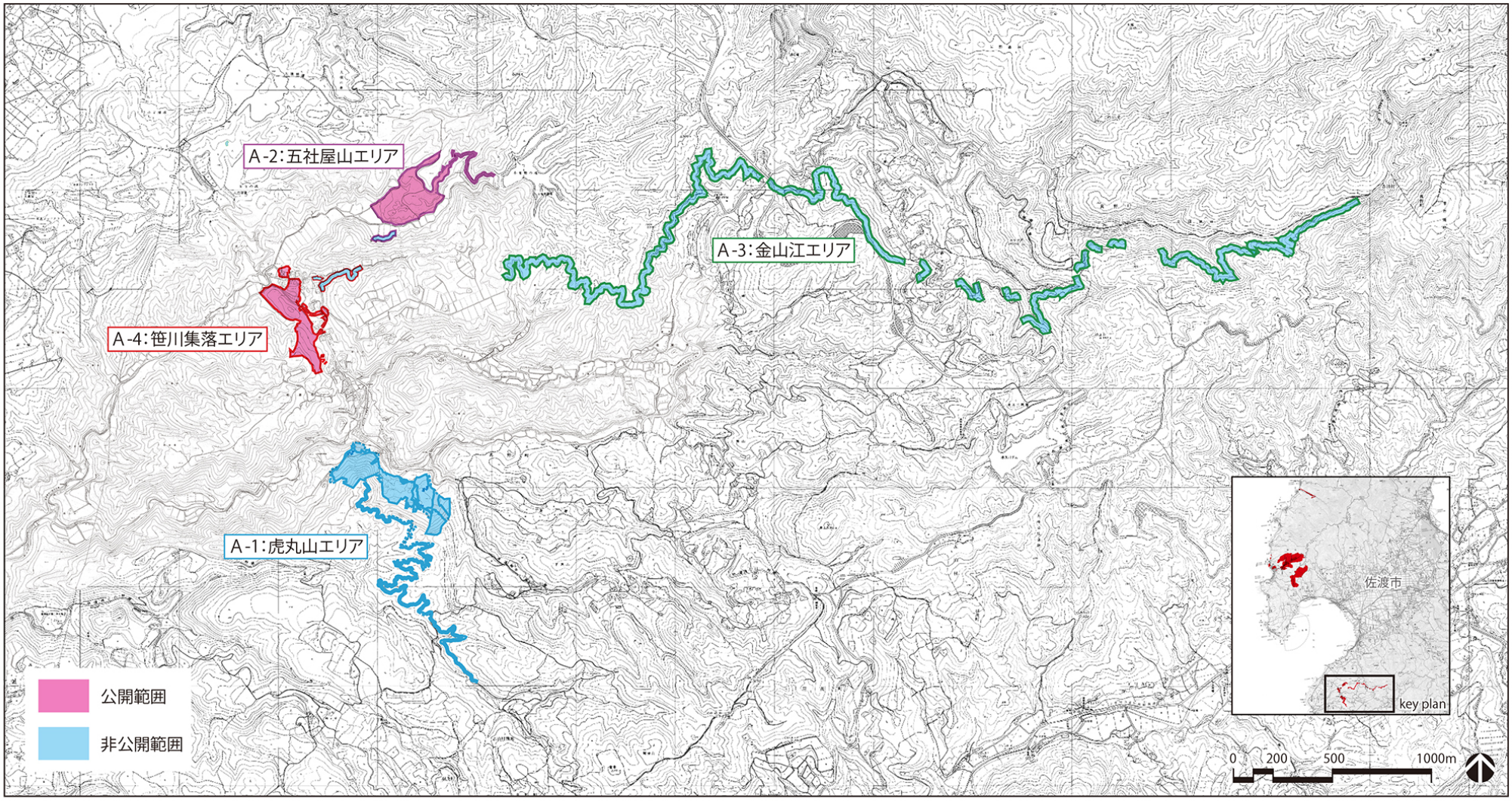

西三川砂金山地域　A:西三川砂金山跡エリア

A-1：虎丸山エリア　A-2：五社屋山エリア　A-3：金山江エリア　A-4：笹川集落エリア

※点線は追加指定予定地を示す

図６−２：西三川砂金山地域　エリア別公開・非公開範囲図

（３）遺構の保存に関する計画

①整備の考え方

ア．本質的価値を構成する要素の整備の考え方

砂金採掘遺構

・地形改変の痕跡（採鉱関連遺構、水路跡、堤跡　等）や金生産に関する遺構等（石組遺構、金山役宅跡　等）の継続的な調査及び適切な保存整備を実施する。

砂金採掘に関係した建造物

・金子勘三郎家住宅の保存整備計画を立案し、整備を実施する。

砂金採掘に関係した地下遺構

・より詳細な分布状況や構造等の調査を実施する。検出された遺構については必要に応じて保存整備を実施する。

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・砂金採掘に関係した金子勘三郎家住宅の調査や保存整備を実施する。

中期計画

・砂金採掘遺構や砂金採掘に関係した地下遺構の調査及び保存整備を実施する。

長期計画（経過観察を含む）

・保存整備を実施した要素の経過観察に基づく修繕や、調査等によって新たに発見された要素の保存整備を実施する。

②整備の方法

ア．短期計画

ア－１．金子勘三郎家住宅整備事業

ⅰ．保存すべき文化財としての３つの価値

史跡	重世話煎として、西三川砂金山の経営・管理を担った金子家の歴史的建造物と敷地利用を示す遺構
重要文化的景観	砂金山閉山後、生業を鉱業から農業へと転換した事を示す建造物配置と周辺景観
建築物	建造物に残される間取りの変遷と個々の建造物が担った用途及び様式

ii. 保存整備の方向性

・形態・意匠は現状維持を原則とし、部分解体調査の実施により改修履歴を把握し、その成果に基づいた修理工事を実施する。

・建築基準法適用除外となるが、活用方針に併せて耐震補強や防災設備の設置を実施する。

・敷地外へ電線を移設し、景観改善を図る。

・建造物の修理と併せて周辺環境整備（排水溝の設置等）を実施する。

・日常的な維持管理計画を作成し、不要な木竹、繁茂した下草を伐採するなど、建造物及び敷地の環境保全に努める。

・茅葺屋根の定期的葺き替えに備えて、市内におけるカヤの育成に努める。

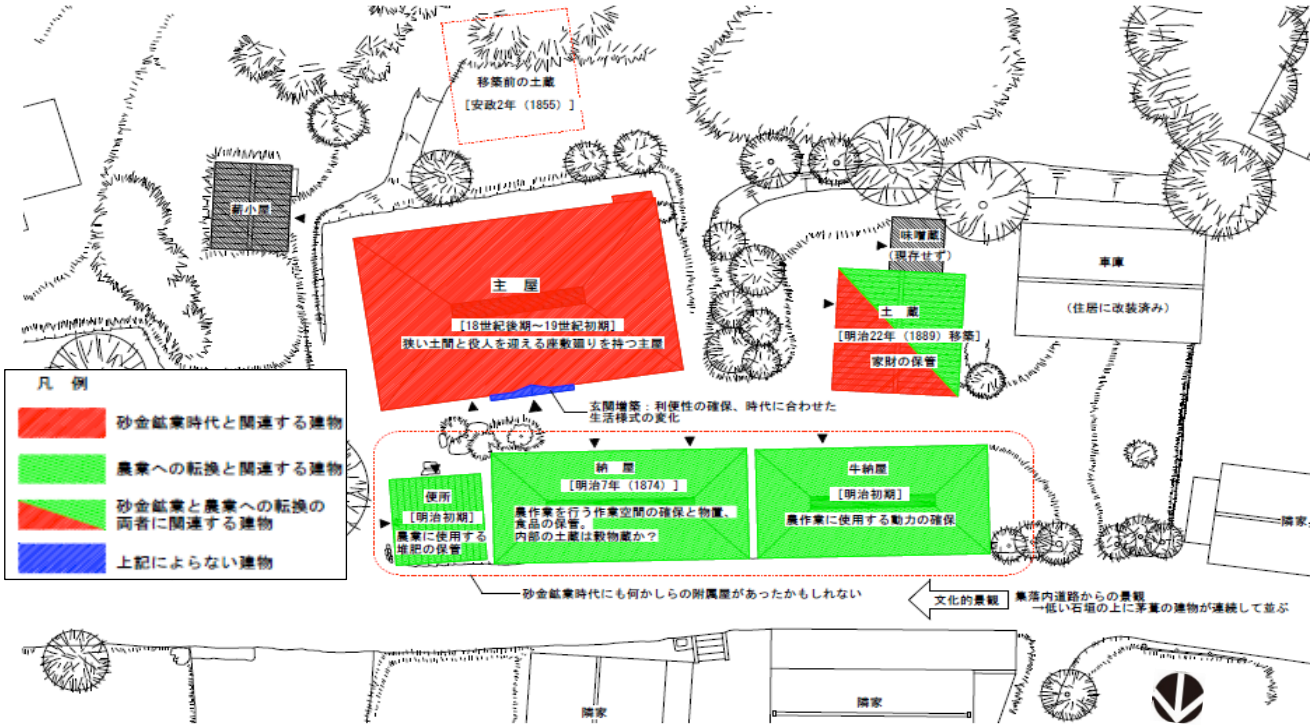

図６−３：金子勘三郎家住宅敷地内の建築物と各棟の年代図

iii. 金子勘三郎家住宅の保存整備方針

歴史的建造物の保存整備を実施する。

砂金山時代から農業時代、現在まで受け継がれてきた歴史的重層性を示すため、修理は現状復旧を原則とし、時代を遡るような復元整備は行わない。

iv. 各建築物の整備の方法

建築物	保存整備の方法
主屋	部分解体調査等の成果に基づき、破損前の姿へ戻すための修理工事を実施する。
納屋、土蔵、便所	破損前の姿へ戻すための修理工事を実施する。
牛納屋	原則として、破損前の姿へ戻すための修理工事を実施する。

v. 主屋の保存整備方針

部屋の呼称	概要		保存整備方針
ニワ	機能	軽作業場所及び炊事場	現状復旧を基本とした修理
	価値	通常の農家よりも土間部分が狭く、近世に砂金採掘を生業とした砂金山重世話煎りとしての主屋の特徴を示す。	
オイエ	機能	砂金山重世話煎りとしての執務室⇒笹川村戸長等としての執務室⇒居住空間	現状復旧を基本とした修理
	価値	当家の政治的機能が薄れ、農業中心の生活様式への変化に伴い、執務室から居住空間への機能の変遷が見られる。	
玄関	機能	居住者の日常的な出入口（戦後の増築）	現状復旧を基本とした修理
	価値	当家の政治的機能が薄れ、農業中心の生活様式への変化に伴う利便性向上のために増築されたことを示す。	
コザシキ	機能	ザシキへの出入口（ニジョウノマ）⇒身内や近所の人などを接待する内向きの座敷（コザシキ）⇒寝室の一部	現状復旧を基本とした修理
	価値	かつては表側に出入口が設けられ、身分の高い人向けの屋外からのザシキへの通路として使用されていたが、当家の政治的機能が薄れ、農業中心の生活様式への変化に伴う機能の変遷が見られる。	
ネドコ	機能	身内や近所の人などを接待する内向きの座敷（コザシキ）⇒寝室	現状復旧を基本とした修理
	価値	佐渡の一般的な農家と同様の機能、配置を有し、当家の政治的機能が薄れ、農業中心の生活様式への変化に伴う機能の変遷が見られる。	
ザシキ	機能	接客用の座敷	現状復旧を基本とした修理
	価値	身分の高い来客用に、周囲の他の部屋とは格式を異にする明確な造作の意匠差がある。	
ショイン	機能	書斎⇒座敷の一部	破損が著しく、現状復旧が困難であることから、修理方針は要検討
	価値	ザシキと同じく身分の高い来客用に、周囲の他の部屋とは格式を異にする明確な意匠差がある。	

部屋の呼称	保存整備方針		保存整備方針
ベンジョ	機能	身分の高い来客用の便所⇒不使用	現状復旧を基本とした修理
	価値	ザシキ・ショインの上手に位置し、砂金山重世話煎りの家として、身分の高い来客が出入りしたことを示す。	
ブツマ	機能	仏壇を安置する部屋	現状復旧を基本とした修理
	価値	佐渡の一般的な農家と同様の機能、配置を有する。	
ナンド	機能	寝室⇒不使用	現状復旧を基本とした修理
	価値	佐渡の一般的な農家と同様の機能、配置を有する。	
オマエ	機能	日常的な接客室兼家族の居間⇒食事室	現状復旧を基本とした修理
	価値	通常はニワとして使用される場所に、居住空間として配置されており、執務室としても使用されたオイエの他に、更に別の居住空間が必要であった砂金山重世話煎りの主屋の特徴を示す。	
風呂・炊事場	機能	入浴施設・台所(後世の増築)	破損が著しく、現状復旧が困難であることから、修理方針は要検討
	価値	生活様式の変化に伴う利便性向上のために増築されたことを示す。	
増築部分	機能	用途不明(後世の増築)	破損が著しく、現状復旧が困難であることから、修理方針は要検討
	価値	生活様式の変化に伴い増築されたことを示す。	

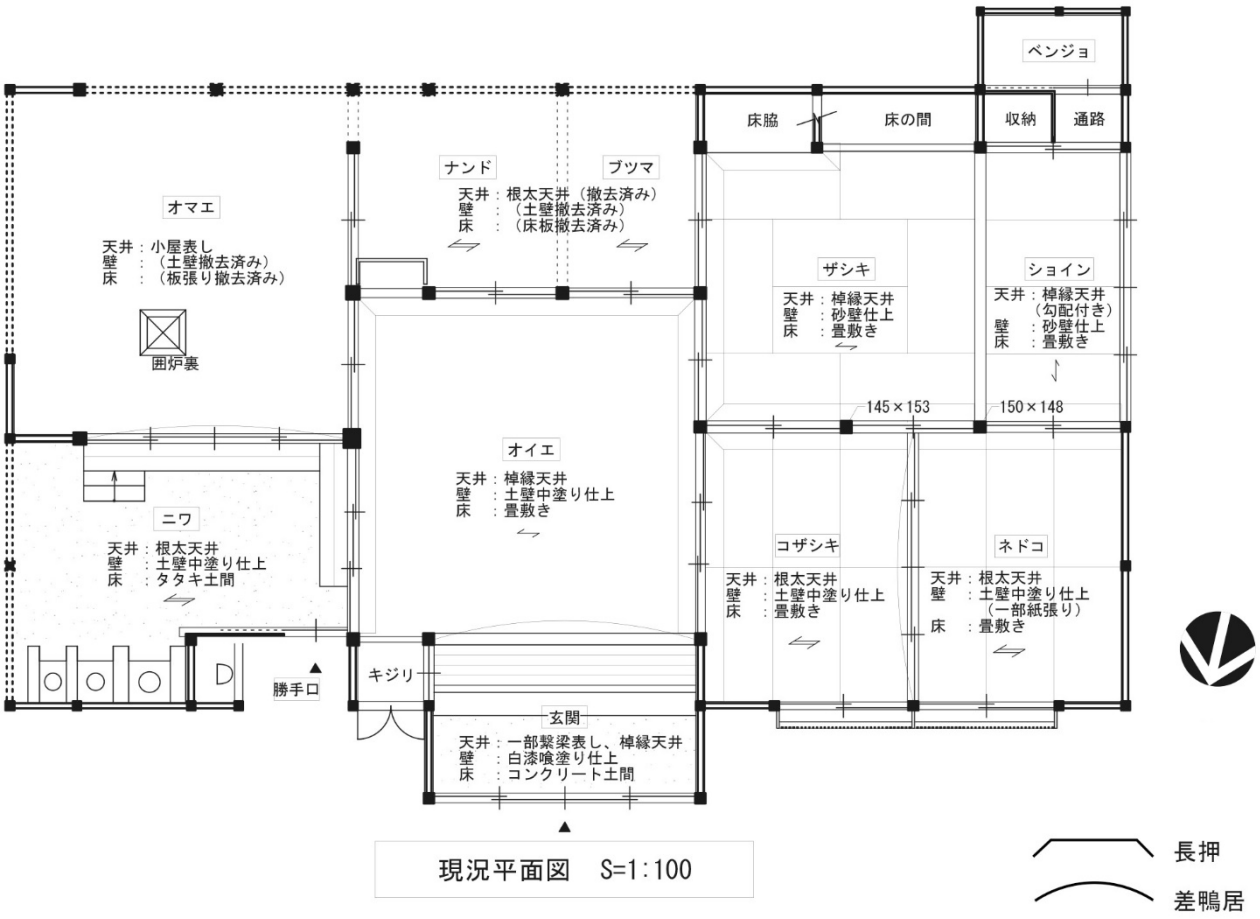

図６−４：金子勘三郎家住宅　主屋現況図

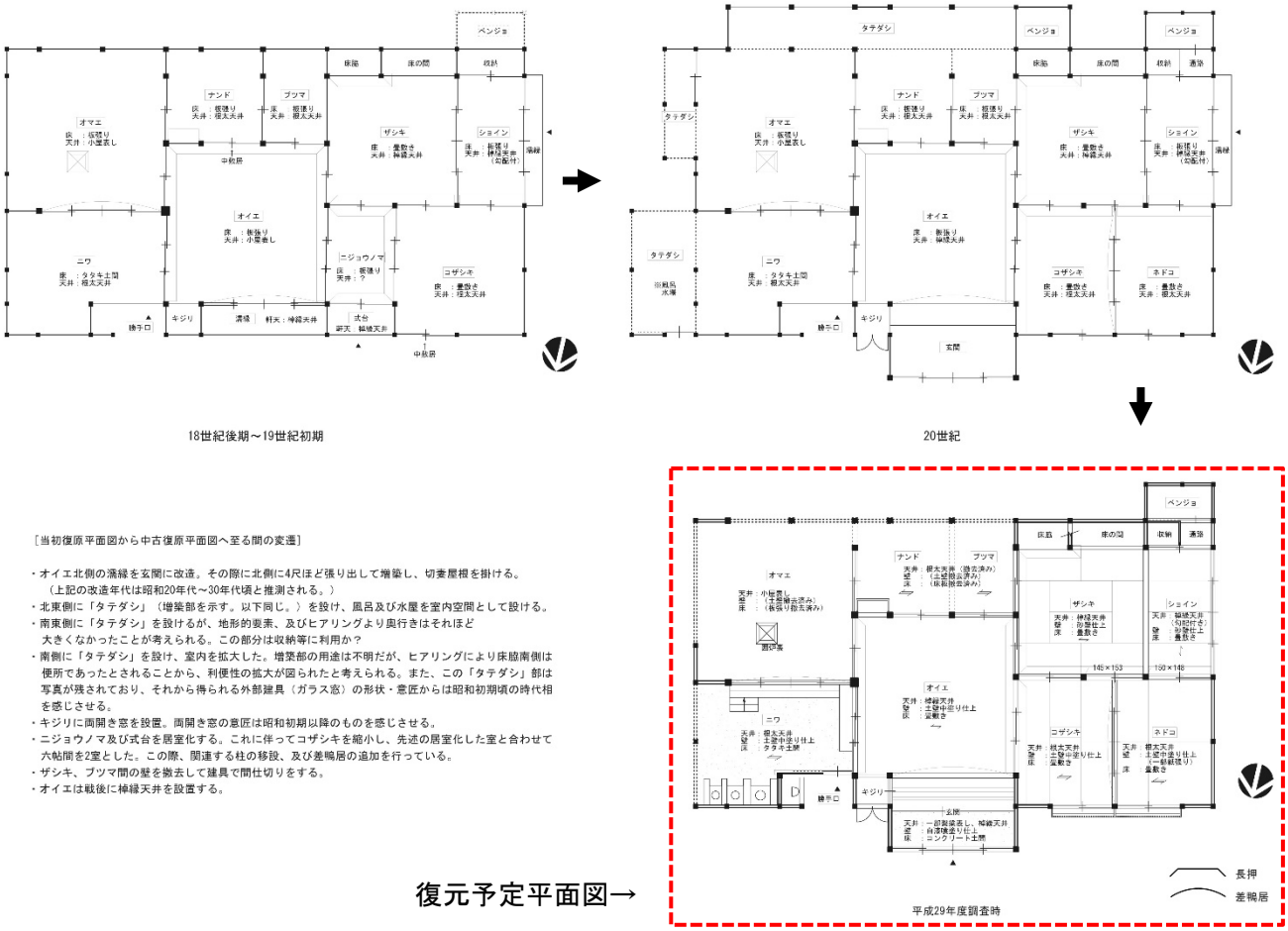

図６－５：金子勘三郎家住宅　主屋変遷図

イ．中期計画

イ－１．砂金採掘遺構や砂金採掘に関係した地下遺構の調査及び整備

ⅰ．保存整備方針

・遺構に影響を及ぼす樹木やツル性植物の伐採及び除去を実施する。

・金山役宅跡等の砂金採掘に関係した地下遺構のより詳細な分布状況や構造等を把握するための調査計画を検討する。

・石組遺構は、規模や形状、立地などに違いがみられることから、詳細測量や発掘調査等各種調査を計画的に実施し、用途の解明に努め、調査成果に基づいた保存整備を検討する。

写真6-1：水路跡

写真6-2：石組遺構

写真6-3：石組水路（県道 432 号南側）

写真6-4：石組水路（県道 432 号北側）

ウ．経過観察

以下の要素（主として地上遺構）については、以下の維持管理を定期的に実施すると共に「第５章　整備基本計画　３．遺構の保存に関する計画　（３）経過観察」（46～48 頁）に基づいた経過観察を実施する。

表６－３：経過観察の実施頻度　（◎毎日及び随時、○年に１～３回程度、●数年に１回）

地区区分（エリア）	本質的価値を構成する要素	維持管理			経過観察（目視による巡回）			
		所有者日常管理	樹木伐採下草除去	倒木等除去	県	市	保存団体等	所有者
A-1：虎丸山エリア	虎丸山採掘地			●	○	○	◎	
	虎丸山堤跡			●		○		
	水路跡			●		○		
A-2：五社屋山エリア	五社屋山採掘地		○			○	○	
	堤跡		○			○	○	
	水路跡		○			○	○	
	石組遺構		○			○	○	
A-3：金山江エリア	水路跡			●		○		○
A-4：笹川集落エリア	金子勘三郎家住宅		○		○	○	◎	
	大山祇神社		○		○	○	◎	
	金山役宅跡	○			○	○	◎	
	立残山			●	○	○	◎	
	石組水路		○		○	○		
	立残堤		○		○	○		

（４）樹木等の管理に関する計画

①整備の考え方

ア．本地域での樹木等の管理の考え方

・遺構の顕在化のための定期的な除草や支障樹木の伐採を実施する。
・大流しにより生じた独特な地形を維持し、顕在化させるための植物管理（伐採、間伐）による斜面崩落防止措置及び落石対策を実施する。
・遺構等に影響を与えるツル性植物等を除去する。
・笹川集落から虎丸山を望む景観保護のための除草や支障樹木の伐採を実施する。
・見学者の安全確保のための危険樹木（アレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木等）の伐採を実施する。
・地形を維持している樹木等については、現地確認を行い、専門家の助言を受けて伐採の要否について判断する。

イ．事業計画実施の考え方

・事業計画の期間に関わらず継続的に実施する。

②整備の方法

ア．Ａ－１：虎丸山エリアの樹木等の管理

コナラ･スギ林林などの樹木の維持管理
・樹勢を維持するため、樹冠の範囲への立入を制限し、可能な限り樹根への踏圧を軽減する措置を講じる。 ・定期的な樹木等の伐採や間伐を実施することによって、虎丸山の山肌に残る大流し跡が集落から望める現状を維持する。
ツル性植物の除去
・ツル性植物（マタタビ、オニドコロ、クズ等）は、繁茂することによって自然林を構成する樹木を枯死させる危険性があるため、伐採して取り払う。

イ．Ａ－２：五社屋山エリアの樹木等の管理

樹木の維持管理
・遺構保護を前提とした樹木の伐採及び必要に応じた抜根を実施する。 ・見学ルート上に位置する樹木や見学者の安全を確保する観点から危険樹木となる樹木の剪定及び伐採を実施する。 ・見学ルート上に位置するヌルデやヤマウルシ、ツタウルシ等のアレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木については、見学者の安全を確保する観点から伐採して取り払う。
ツル性植物の除去
・ツル性植物（マタタビ、オニドコロ、クズ等）は、繁茂することによって自然林を構成する樹木を枯死させる危険性があるため、伐採して取り払う。
希少植物への対応
・サイハイラン、コケイラン、トケンラン等の絶滅危惧種の分布状況を調査し、可能な限りの保護措置を実施する。

下草の除去
・大流し水路や石組遺構等の遺構の顕在化のための定期的な除草や支障樹木の伐採を実施する。 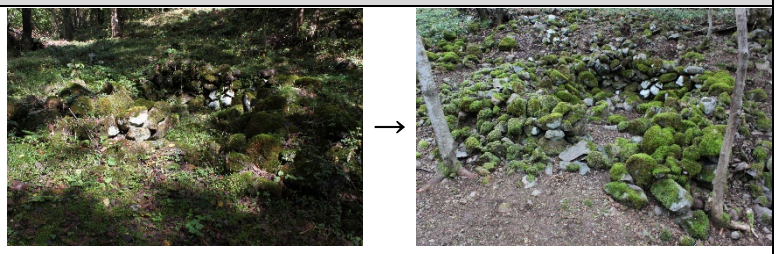

写真6-5：下草の除去による遺構の顕在化の例（石組遺構）

ウ．Ａ－３：金山江エリアの樹木の管理

樹木の維持管理
・山容を維持するための樹木等の維持管理を実施する。

エ．Ａ－４：笹川集落エリアの樹木等の管理

樹木の維持管理
・遺構保護を前提とした樹木の伐採及び必要に応じた抜根を実施する。 ・歴史的建造物の保護に支障となる樹木の伐採を実施する。 ・見学ルート上に位置する樹木や見学者の安全を確保する観点から危険樹木となる樹木の剪定及び伐採を実施する。 ・見学ルート上に位置するヌルデやウルシ等のアレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木については、見学者の安全を確保する観点から伐採して取り払う。 ・立残山に生育するスギによる地盤固めは期待できないため、地盤固めを必要とする場合は、代替樹木を検討した上で植林する。
ツル性植物の除去
・ツル性植物（マタタビ、オニドコロ、クズ、ヘクソカズラ等）は、繁茂することによって自然林を構成する樹木を枯死させる危険性があるため、伐採して取り払う。
希少植物への対応
・ラン科類等の絶滅危惧種の分布状況を調査し、可能な限りの保護措置を実施する。
下草の除去
・大流し水路や立残堤等の遺構の顕在化のための定期的な除草や支障樹木の伐採を実施する。

（５）便益施設に関する計画

①整備の考え方

ア．便益施設の整備の考え方

・休憩施設及びトイレについては、サテライトガイダンス施設（佐渡西三川ゴールドパーク、旧西三川小学校笹川分校、金子勘三郎家住宅）に整備する。

・見学者用の駐車場については、佐渡西三川ゴールドパークの既設駐車場を利用し、見学者車両の集落内への立入りを制限する。

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・サテライトガイダンス施設（旧西三川小学校笹川分校・金子勘三郎家住宅）への休憩施設及びトイレの整備を実施する。

長期計画

・便益施設の設置状況の見直しを図り、必要であれば新規整備についても検討する。

②整備の方法

ア．短期計画

ア－１．旧西三川小学校笹川分校整備事業

ⅰ．活用整備方針

方針	方法
①来訪者の受入れ拠点として	パークアンドライドの受入れ拠点として整備する。
	トイレや休憩施設を備えた来訪者の受入れ機能を整備する。
	西三川砂金山の概要や、地域情報など見学に必要な解説板や展示を整備する。
	校舎と阿弥陀堂の一体的な保全を図り、砂金山に係わる信仰の歴史や地域の歴史を物語る要素としての整備を図る。
	ツアーガイドの事務室や休憩室を備え、ツアー発着所としての機能を整備する。
②地域活動の拠点として	運動会や文化祭等の地域行事利用を継続することで、地域コミュニティの中心地としての利用を伝承するとともに、来訪者との交流の場として活用を図る。

① 来訪者の受入れ拠点として

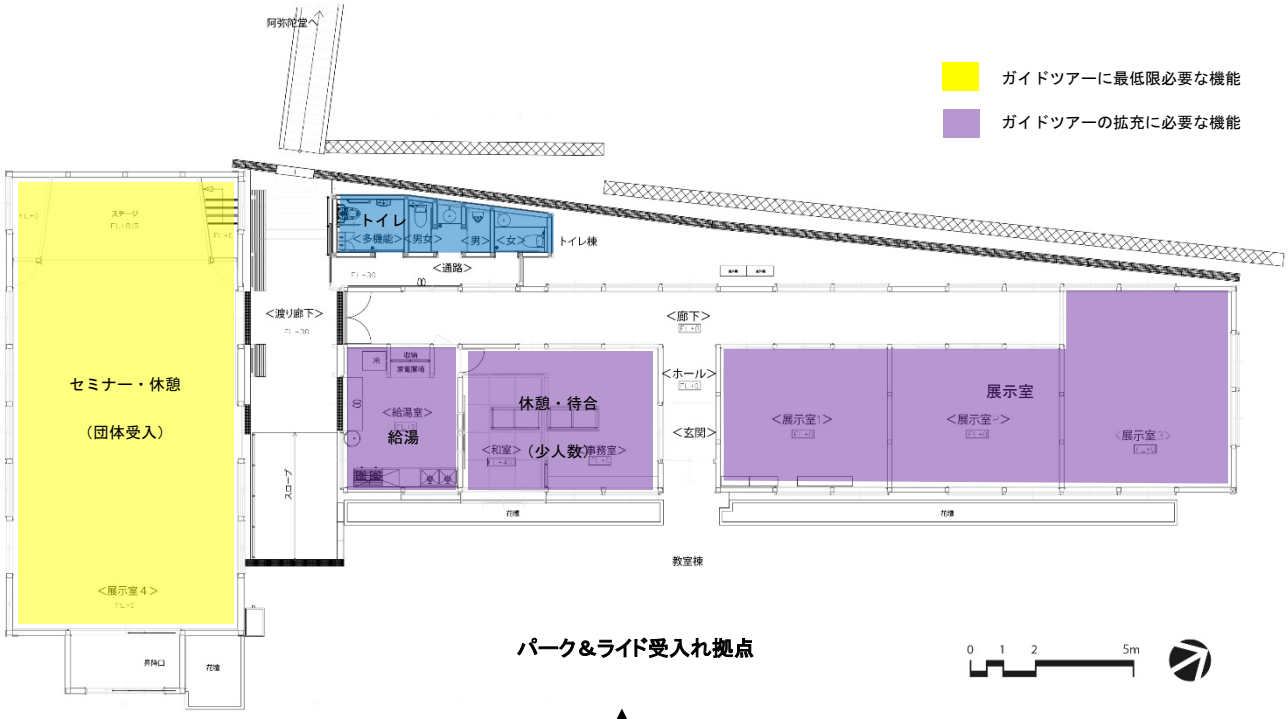

地域住民と来訪者で時間や時期によって空間を使いわける。

② 地域活動の拠点として

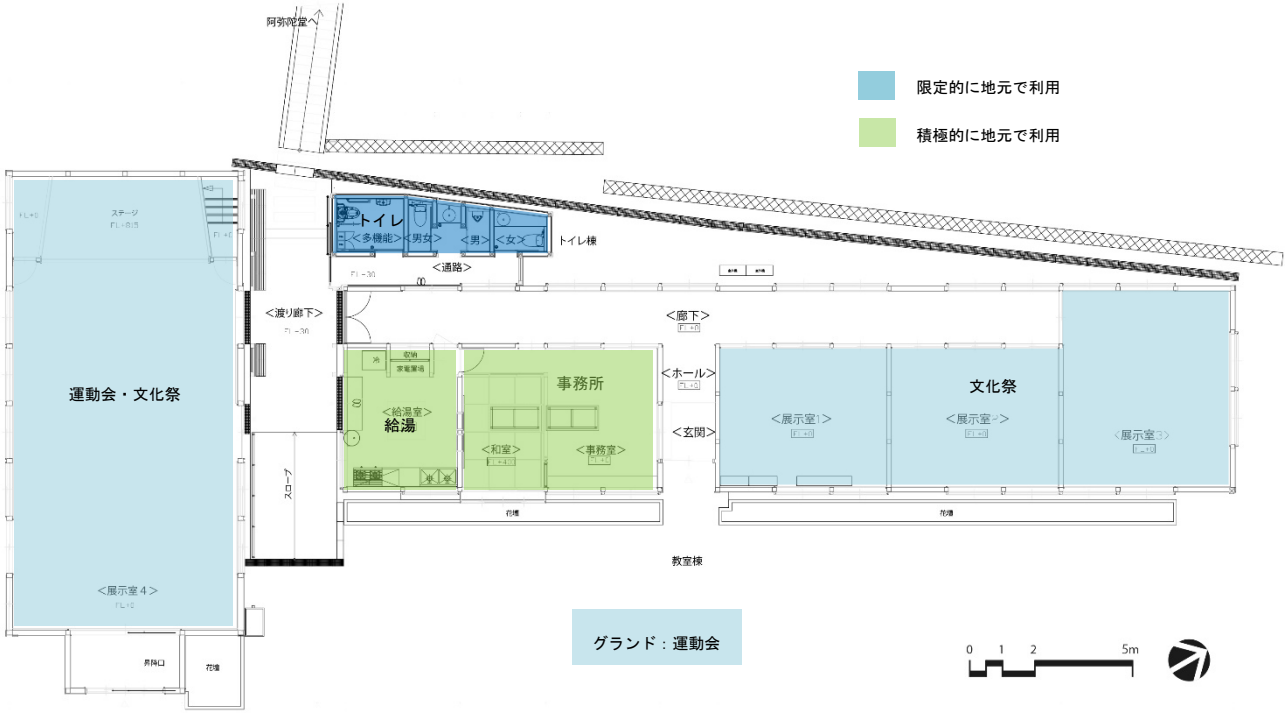

図６−６：旧西三川小学校笹川分校　活用　機能イメージ図

ii. トイレ配置

体育館南側に位置する既存トイレについては修繕や改築によって来訪者向け施設として必要な機能を満たすことができないことから、昭和 54 年（1979）に増築された校舎裏の物置を撤去し、廊下に面して増築し、公衆トイレを整備する。

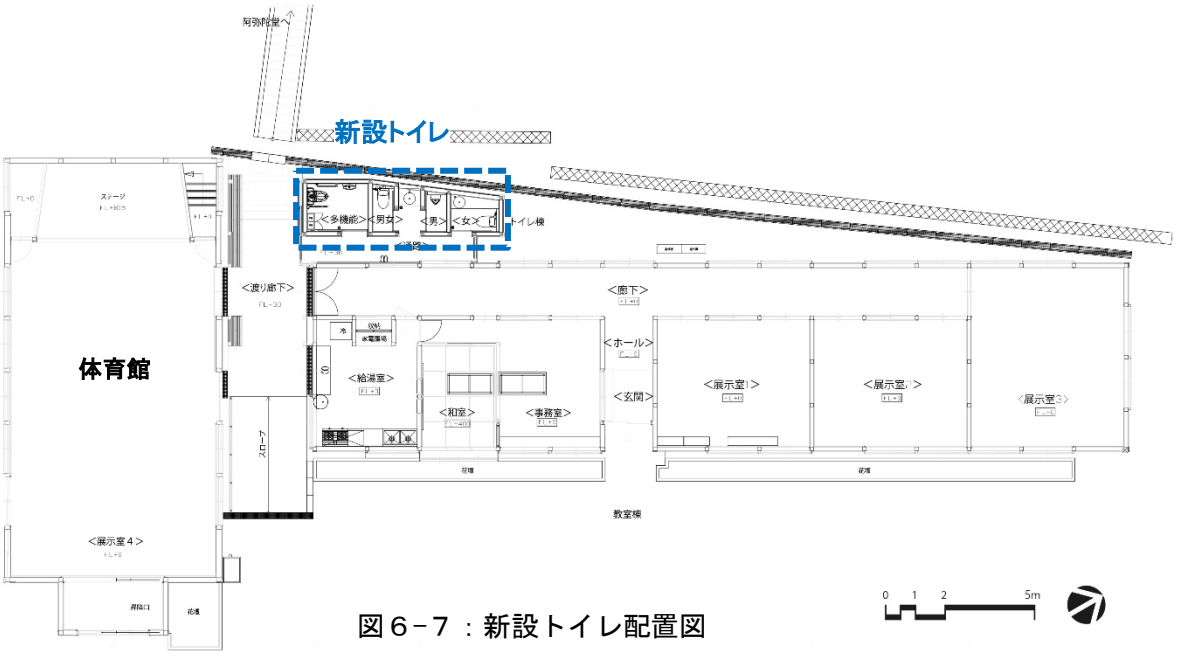

図６−７：新設トイレ配置図

iii. 諸室配置

諸室は以下の配置とする。また、グランドをパークアンドライドの受入拠点として利用するための整備を実施する。原則として、エリア①が来訪者及び管理者の共用スペース、エリア②が管理者やツアー利用者の待合い用スペースとなる。

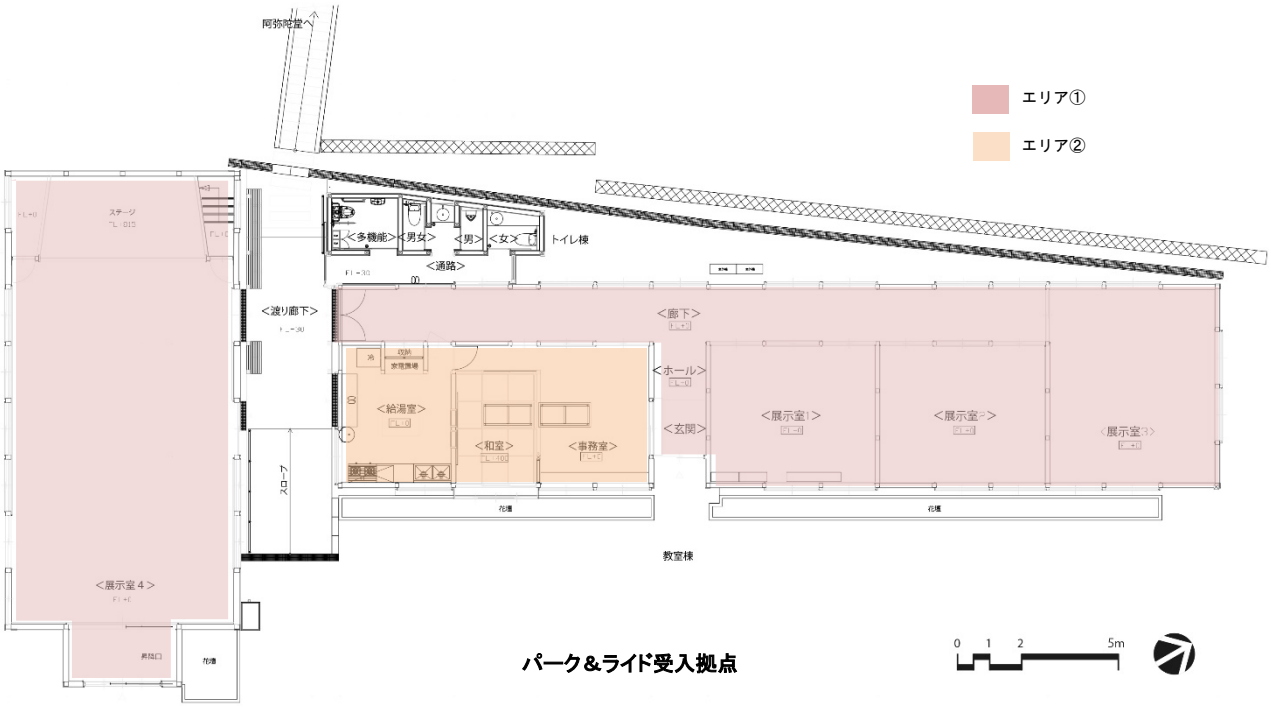

図６−８：諸室配置図

ア−２．金子勘三郎家住宅整備事業

ⅰ．活用整備方針

・金子勘三郎家住宅にトイレを設置する。トイレの仕様については、遺構に影響を及ぼさない仕様を採用する。

イ．長期計画

・活用整備を実施した便益施設の経過観察を実施し、必要に応じて修繕を実施する。

・サテライトガイダンス施設である旧西三川小学校笹川分校の実際の活用状況と整備済みの諸室配置等が機能的に運用されているかを確認し、必要であれば活用状況に沿った整備を実施する。

（６）公開・活用のための施設に関する計画

①整備の考え方

ア．公開・活用のための施設の整備の考え方

・各サテライトガイダンス施設（佐渡西三川ゴールドパーク、旧西三川小学校笹川分校、金子勘三郎家住宅）の目的を整理し、各施設の目的に則した整備を実施する。
・大流しの採掘方法が分かる絵巻の解説を公開・活用のための施設にて実施する。
・大流し（砂金採掘）による地形改変の歴史に関する解説を公開・活用のための施設にて伝達する。
・サテライトガイダンス施設のうち、旧西三川小学校笹川分校、金子勘三郎家住宅の管理については地元団体への委託を検討する。
・Ａ－３：金山江エリアは原則として非公開とする。

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・金子勘三郎家住宅及び旧西三川小学校笹川分校の公開・活用に向けた整備を実施する。
・旧西三川小学校笹川分校では、大流し（砂金採掘）による地形改変の歴史や「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」についての総合的な情報提供を実施する。

長期計画

・サテライトガイダンス施設の公開・活用状況を踏まえた施設の利用方法の見直しを図る。

②整備の方法

ア．短期計画

ア-１．金子勘三郎家住宅整備事業

ⅰ．活用整備の方向性

・西三川砂金山及び鉱山集落を紹介するガイダンス施設として整備する。また、江戸時代以来の間取りや建築様式を良く留めることから、歴史的建造物を体感できる施設としても活用する。また、内部公開の有無に応じた耐震補強を行う。
・ガイドツアー運用に併せた便益機能（便所等）を整備する。
・砂金山経営（江戸時代）から閉山後の農業への転換（明治時代以降）に至る土地や建造物の変遷や履歴、意匠等を解説するサインを設置する。
・不要な樹木や竹を伐採することで、敷地内の眺望を確保し、歴史的建造物や庭園との一体的な景観形成に務める。
・隣接する民家との境界に、来訪者進入防止のための植栽や柵等を設置するとともに、園路に誘導サインを設けて見学動線を明確にする。[14]

[14] 管理人の有無については、令和２年（2020）～令和５年（2023）にかけて運用方法を含めて協議・検討する。

ii. 活用整備方針

・公開・活用に向けたガイダンス施設としての整備（誘導・解説サインの設置や便益機能の整備）を実施する。

iii. 各建築物の整備の方法

建築物	活用整備の方法
主屋	安全対策を講じた上で、西三川砂金山地区のサテライトガイダンス施設として活用する。
納屋	安全対策を講じた上で公開施設として活用し、建屋内に農業関連資料を展示する。
牛納屋、土蔵、便所	内部への立入りは原則禁止し、開口部から内部を望む程度の公開に留める。

iv. 主屋の活用整備方針

部屋の呼称	活用整備方針
ニワ	来訪者に立ち入ってもらい、部屋の用途を示す土間・カマド等を公開（来訪者の出入口としても利用）。
オイエ	金子家主屋の中心的空間であり、来訪者に立ち入ってもらい、現在の日常生活空間の様子を公開（パネル展示等で金子家主屋の全体的な特徴、間取りの変遷と、オイエの改造の痕跡を紹介）。
玄関	オイエから目視により、玄関の様子を公開。[15]
コザシキ	来訪者に立ち入ってもらい、現在のコザシキ（ネドコの一部として利用）の様子を公開（パネル展示等で、改造の痕跡を紹介）。
ネドコ	コザシキからの目視により、現在のネドコの様子を公開。
ザシキ	来訪者に立ち入ってもらい、現在まで継承されている格式の高い造作の意匠を公開。
ショイン	来訪者に立ち入ってもらい、現在まで継承されている格式の高い造作の意匠を公開。
ベンジョ	ショインからの目視により、ベンジョの配置状況を公開。
ブツマ	バックヤードとして活用。
ナンド	バックヤードとして活用。
オマエ	来訪者に立ち入ってもらい、破損前の状態に復旧した板張りの床や囲炉裏とともに、オマエでしか見ることのできない茅葺きの小屋組みを公開。
風呂・炊事場	外部からの目視により公開。

[15] 非常時に避難口として利用する。

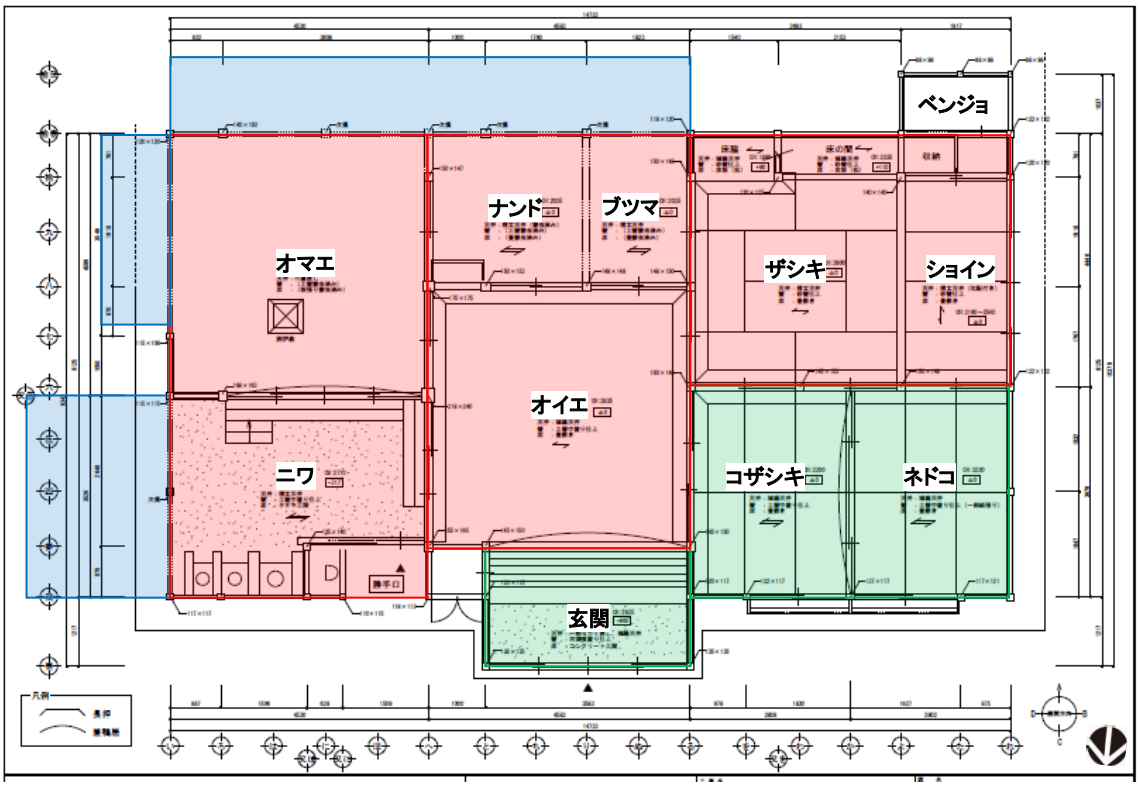

■ 建築当時の重世話煎～現在の農業に至る暮らしぶりを示す部分
■ 生業転換に伴う間取りの変化を示す部分
■ 欠損部分

図６－９：金子勘三郎家住宅主屋　各部屋の間取図

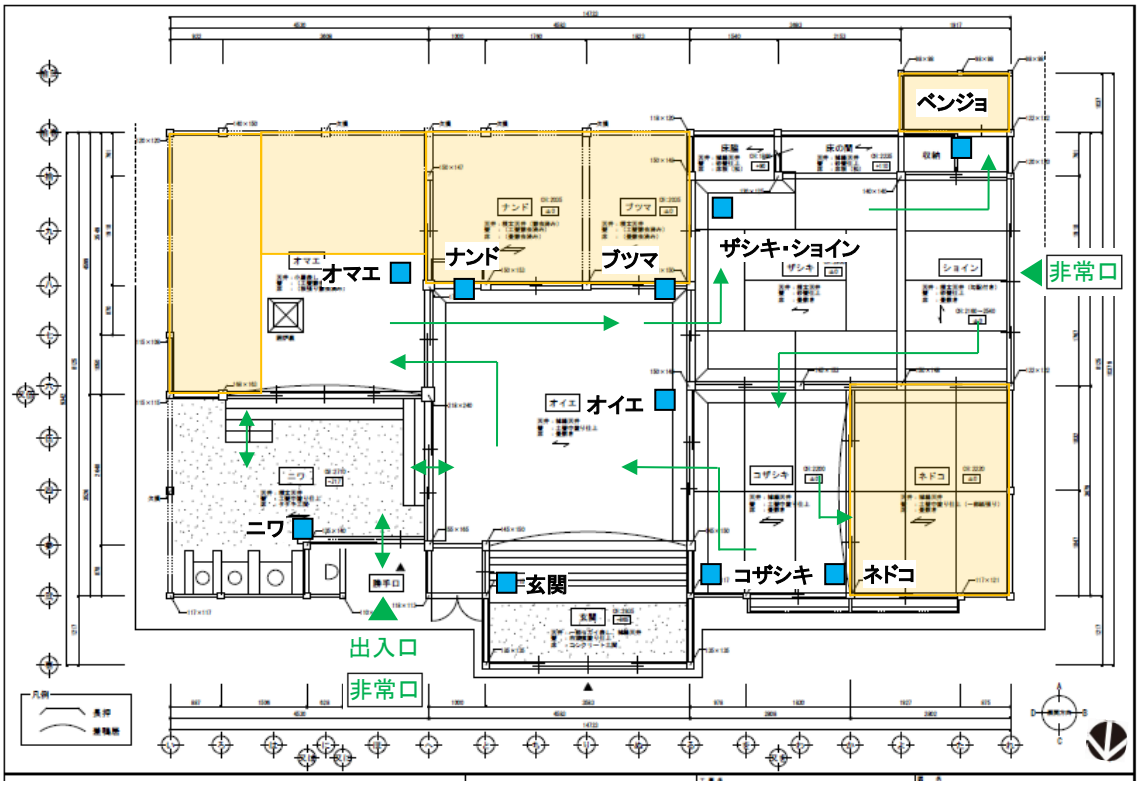

□ 公開範囲　■ 限定公開範囲（目視を基本）
■ 解説サイン　→ 見学動線　▲ 非常口

図６－10：金子勘三郎家住宅主屋の公開イメージ図

v. その他建造物の活用整備方針

建造物	特徴	公開・活用方針	
納屋	閉山後の農業への転換を示す農作業空間～戦後の機械化～現代までの機能の継承	公開	ガイドを伴った見学者に限定した内部公開施設とする。
		活用	閉山後、現代まで納屋としての用途の継承を来訪者に理解してもらうため、外観、内部空間の整備及び農機具等の展示を行う。なお、内部公開やパネル展示等に係る照明設備等を含めた展示計画を、改修工事実施設計にあわせて策定する。
牛納屋	閉山後の農業への転換に伴う牛の飼育～戦後の機械化～現代の物置への機能変化	公開	原則内部の立入りを禁止し、開口部から内部を目視することに留める。
		活用	生業の変化(鉱業→農業)とともに建築され、その後物置として使用されていた機能の変遷を伝える。
土蔵	明治22年の移築(伝承)～現代まで家財保管庫としての機能の継承	公開	内部への立入りは原則禁止とする。
		活用	証文や家財等を保管する蔵としての機能を有していたことを理解してもらう。現存しない味噌蔵の解説も実施する。展示用具等の保管スペースとして利用する。
便所	閉山後の農業への転換に伴う外作業時に主に使用、堆肥の貯蔵～近年まで使用	公開	原則内部の立入りを禁止し、開口部から内部を目視することに留める。
		活用	道路側に配置し、肥料として利用したことを来訪者に理解してもらう。

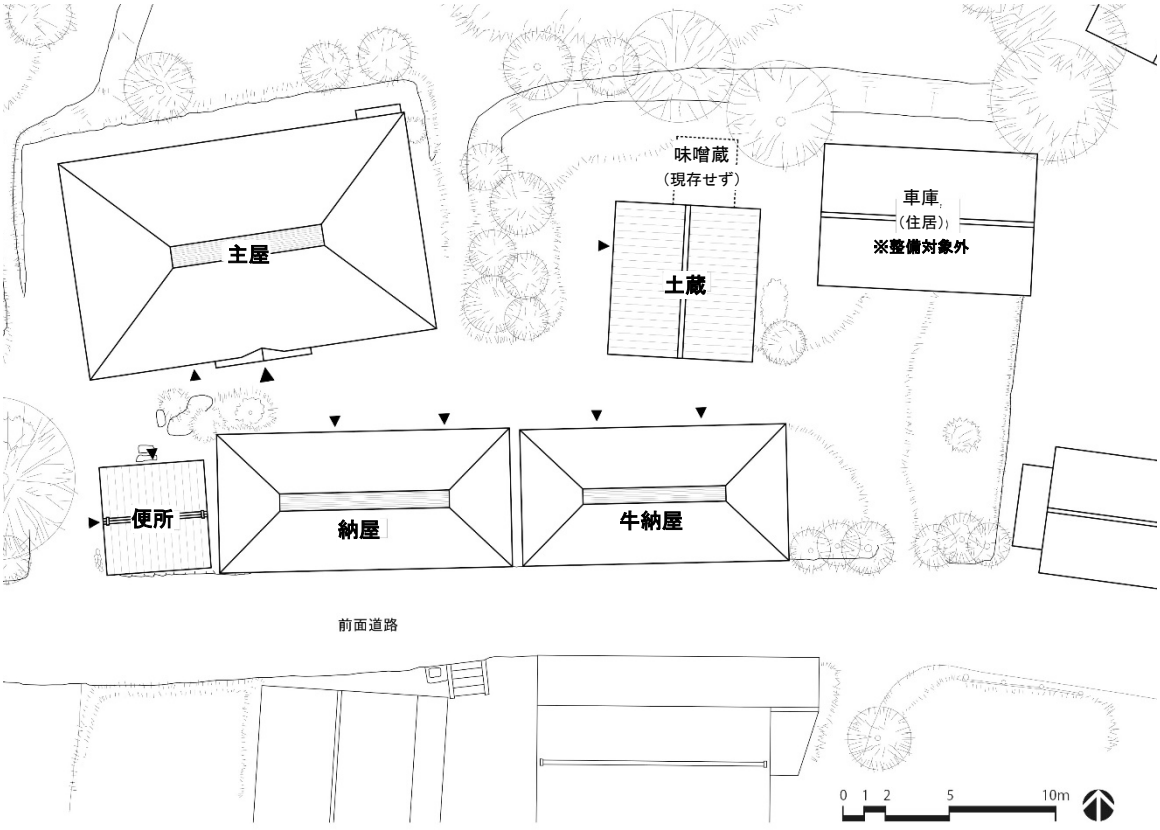

図６-11：金子勘三郎家住宅　建造物配置図

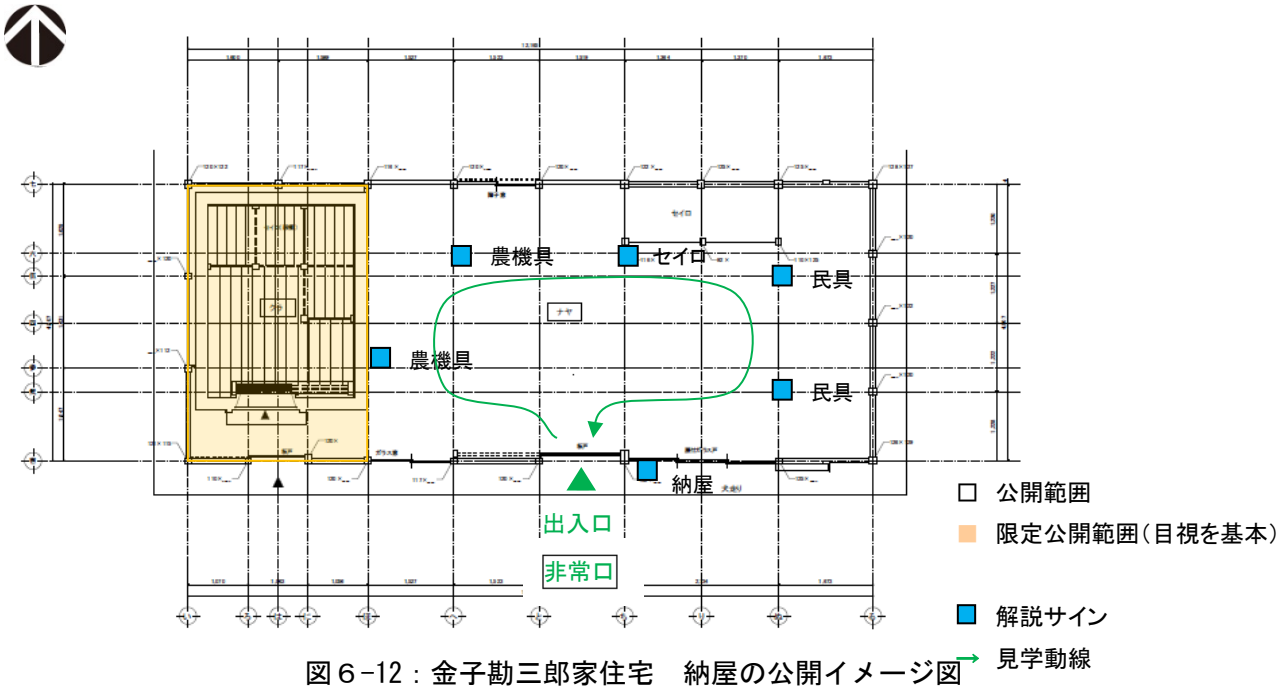

図６-12：金子勘三郎家住宅　納屋の公開イメージ図

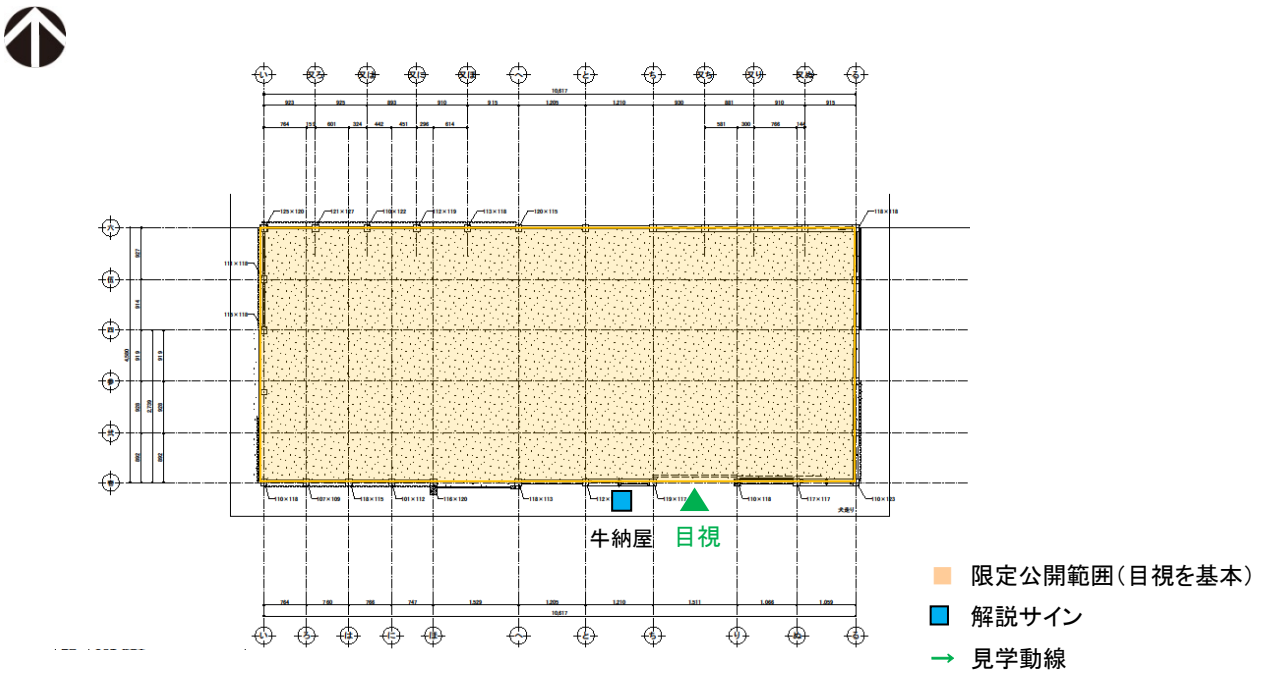

図６-13：金子勘三郎家住宅　牛納屋の公開イメージ図

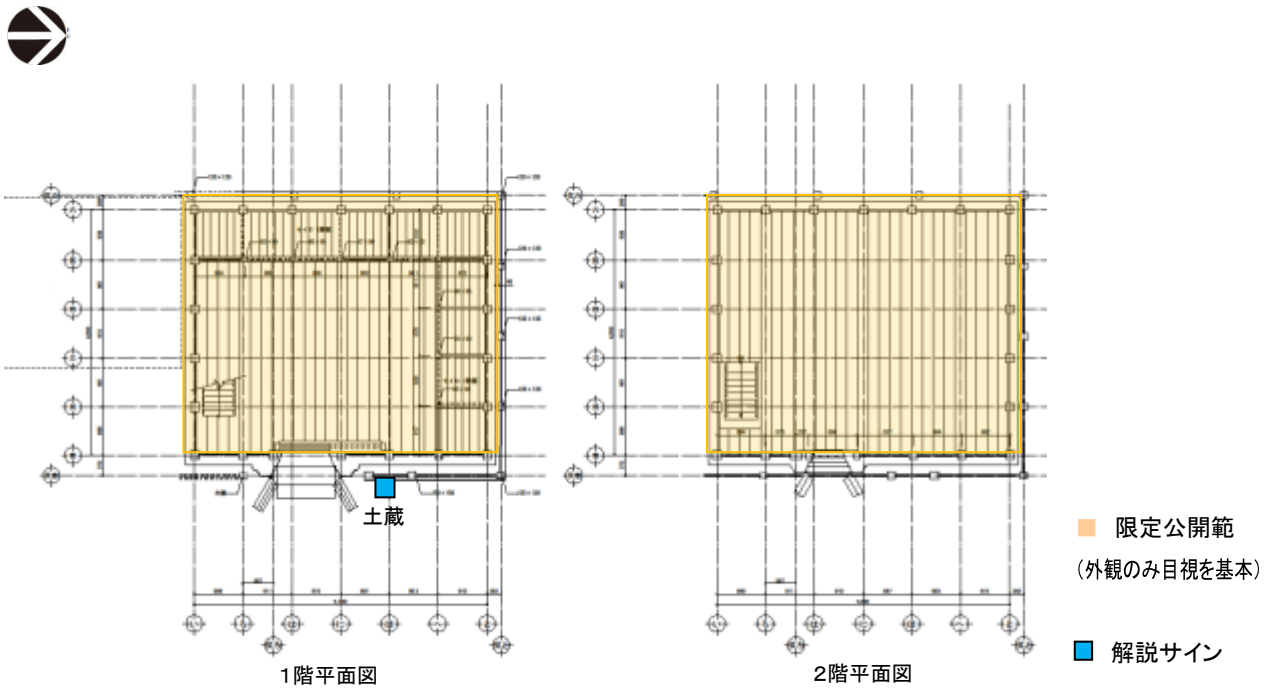

図６-14：金子勘三郎家住宅　土蔵の公開イメージ図

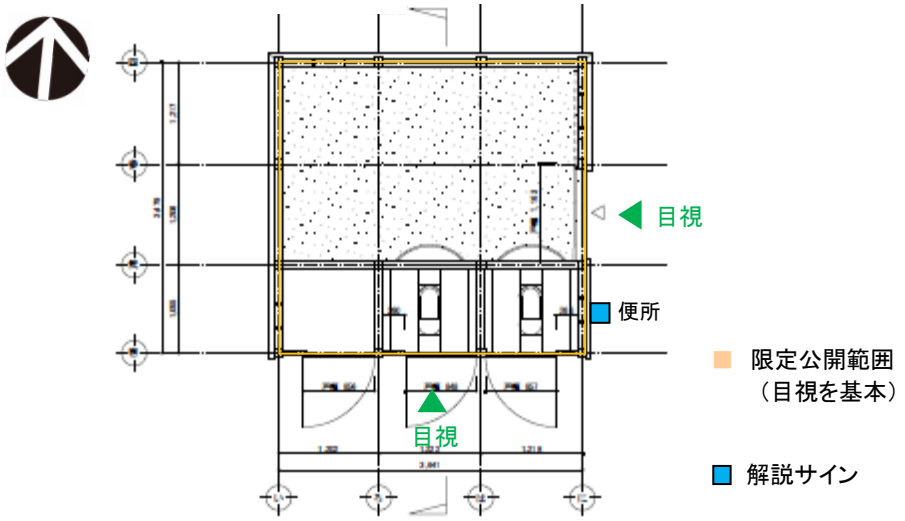

図６-15：金子勘三郎家住宅　便所の公開イメージ図

ア−２．旧西三川小学校笹川分校

ⅰ．活用整備の方向性

・西三川砂金山地域への玄関口となるサテライトガイダンス施設として、パークアンドライド受入れのため周辺に停留所等を整備する。

・西三川砂金山地域のガイドツアーの発着点として、受付や休憩所などを整備する。

・案内板やパネル等を設置し、西三川砂金山全体の概要紹介を行う。

ⅱ．活用整備方針

・西三川砂金山及び鉱山集落を紹介するサテライトガイダンス施設として整備する。また、学校校舎（分校）としての間取りを良く留めることから、学校としての雰囲気を体感できる施設としても活用する。

・現地来訪のための基礎情報（西三川砂金山跡）提供のための展示を行う。

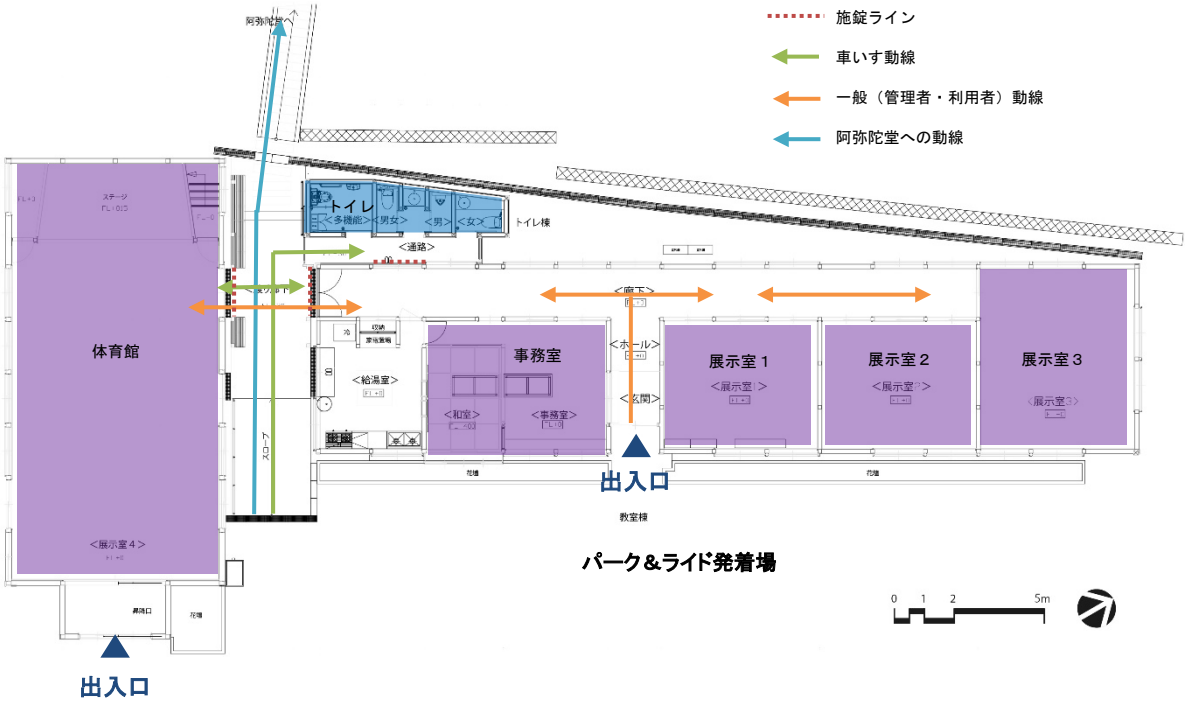

図６−16：旧西三川小学校笹川分校の公開・活用イメージ図

イ．長期計画

・活用整備を実施した公開・活用のための施設の経過観察を実施し、必要に応じて修繕を実施する。

・金子勘三郎家住宅や旧西三川小学校笹川分校の展示内容の見直しを定期的に実施する。また、必要に応じて展示のための整備や展示内容の更新を実施する。

（7）動線計画

①整備の考え方

ア．地域内を巡る見学ルートの考え方

・きらりうむ佐渡（メインガイダンス施設）から周遊ルートで接続されている佐渡渡西三川ゴールドパーク（サテライトガイダンス施設）と、笹川集落の旧西三川小学校笹川分校（サテライトガイダンス施設）をパークアンドライドの導入によるシャトルバス運行で接続する。

・パークアンドライド発着場の整備を実施する。

・本地域の見学ルートは、笹川集落の旧西三川小学校笹川分校を起点としたルートとし、原則としてガイドツアーのみとする。

・これらの考え方の実際の運用方法については、社会実験等を実施した上で定めることとする。

イ．史跡内での見学の考え方

旧西三川小学校笹川分校を起点とする見学ルート

・笹川集落

・砂金山の名主を務めた金子勘三郎家住宅

・大流し水路や石組み遺構等の砂金採掘遺構が現存する五社屋山エリア

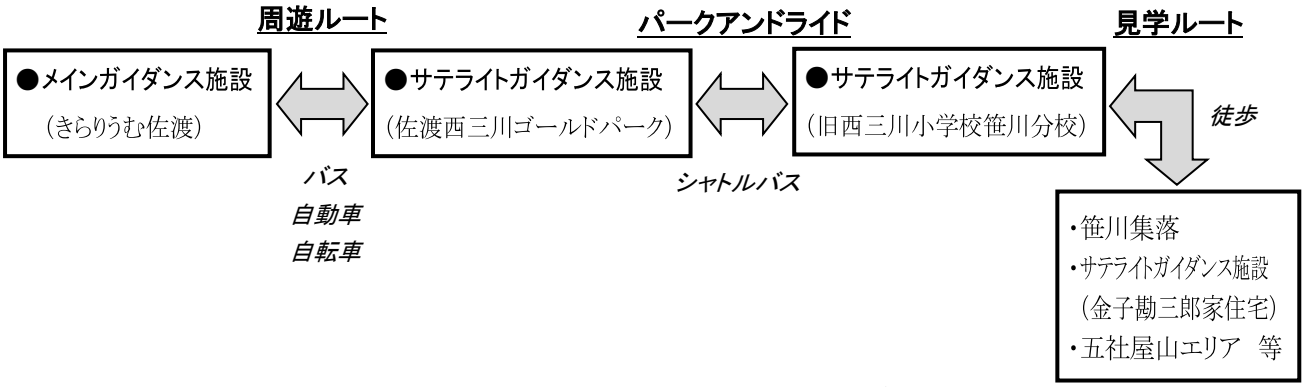

図６−17：西三川砂金山地域動線イメージ図

②整備の方法

ア．地域へのアクセス動線

現在の公共交通の路線は西三川ゴールドパークまでであるため、西三川砂金山地域へ直接アクセスできる手段は一般車及び自転車のみとなっている。この方法で来訪者の受け入れを行った場合、駐車場や車両誘導サイン、受入れ施設等の大規模な整備が必要となることに加え、集落の生活や景観への影響が非常に大きく、この状態に不安を抱く住民も多く、適切ではない。

そのため、一般車のアクセスは西三川ゴールドパークまでとし、サテライトガイダンス施設である旧西三川小学校笹川分校付近までシャトルバス（パークアンドライド）を運行することとし、パークアンドライドに関する情報の周知を行う。

旧西三川小学校笹川分校では、西三川砂金山の概要や笹川集落の散策のための基礎的な情報を提供するとともに、見学ルートの帰着場として整備を行う。なお、地域内の見学は原則としてガイドツアーの受入れのみとする。

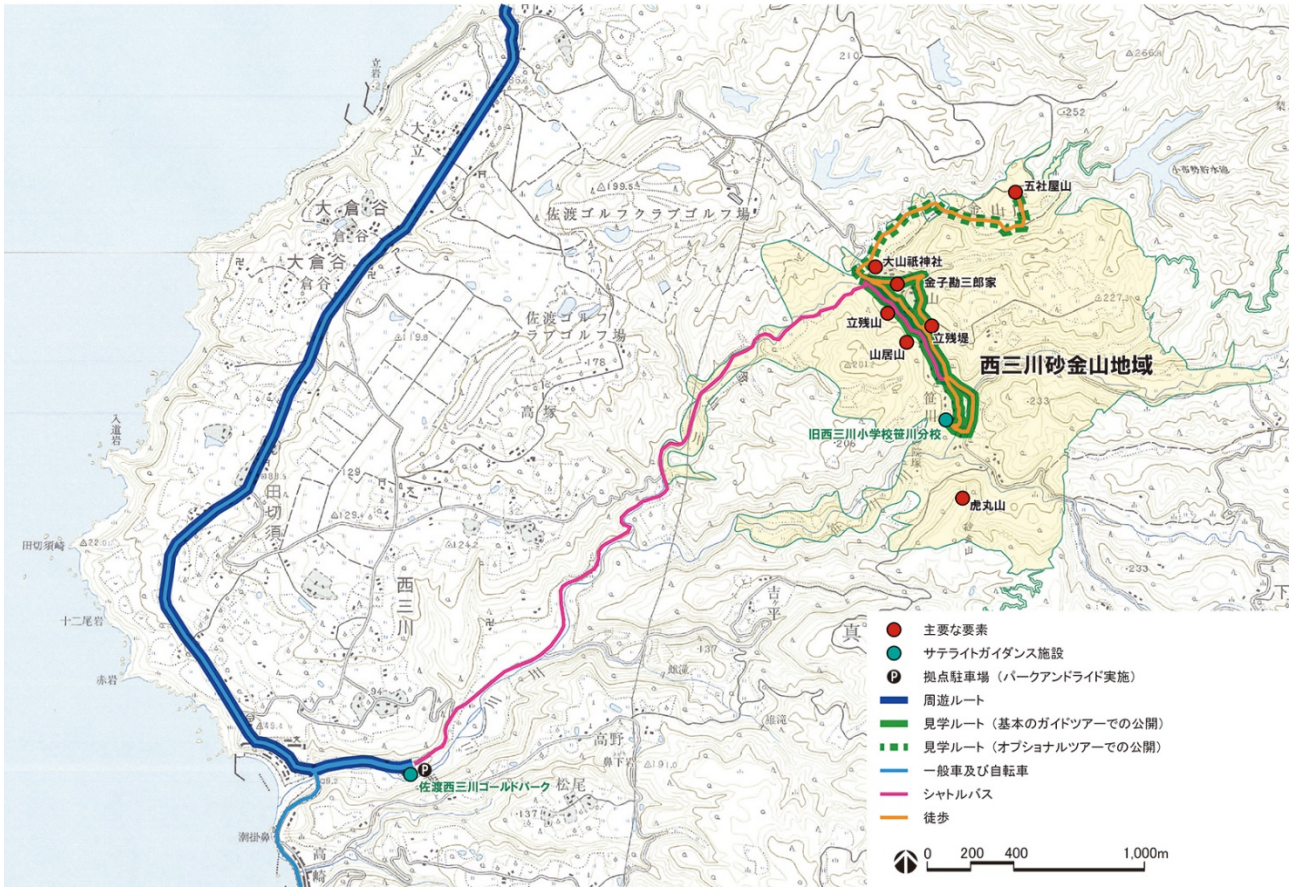

図６-18：地域へのアクセス動線図

イ．地域内動線計画

地域内の見学は原則としてガイドツアーの受入れのみとする。来訪者は、分校で砂金山全体の概要と基礎情報、ツアー情報を得て、希望するツアーを選択し、受付をしたのち、分校から徒歩によるガイドツアーを行う。分校からは立残山採掘域、金山集落、水路・堤といった大流しに関する水利システムや鉱山集落を巡り、虎丸山からを遠望し、分校へと戻るルートを基本とする。その他、五社屋山採掘域全体に大流しに関する遺構が良好に残るエリアへのオプショナルツアーも運用し、より深く大流しを理解したい来訪者向けに対応を行う計画である。

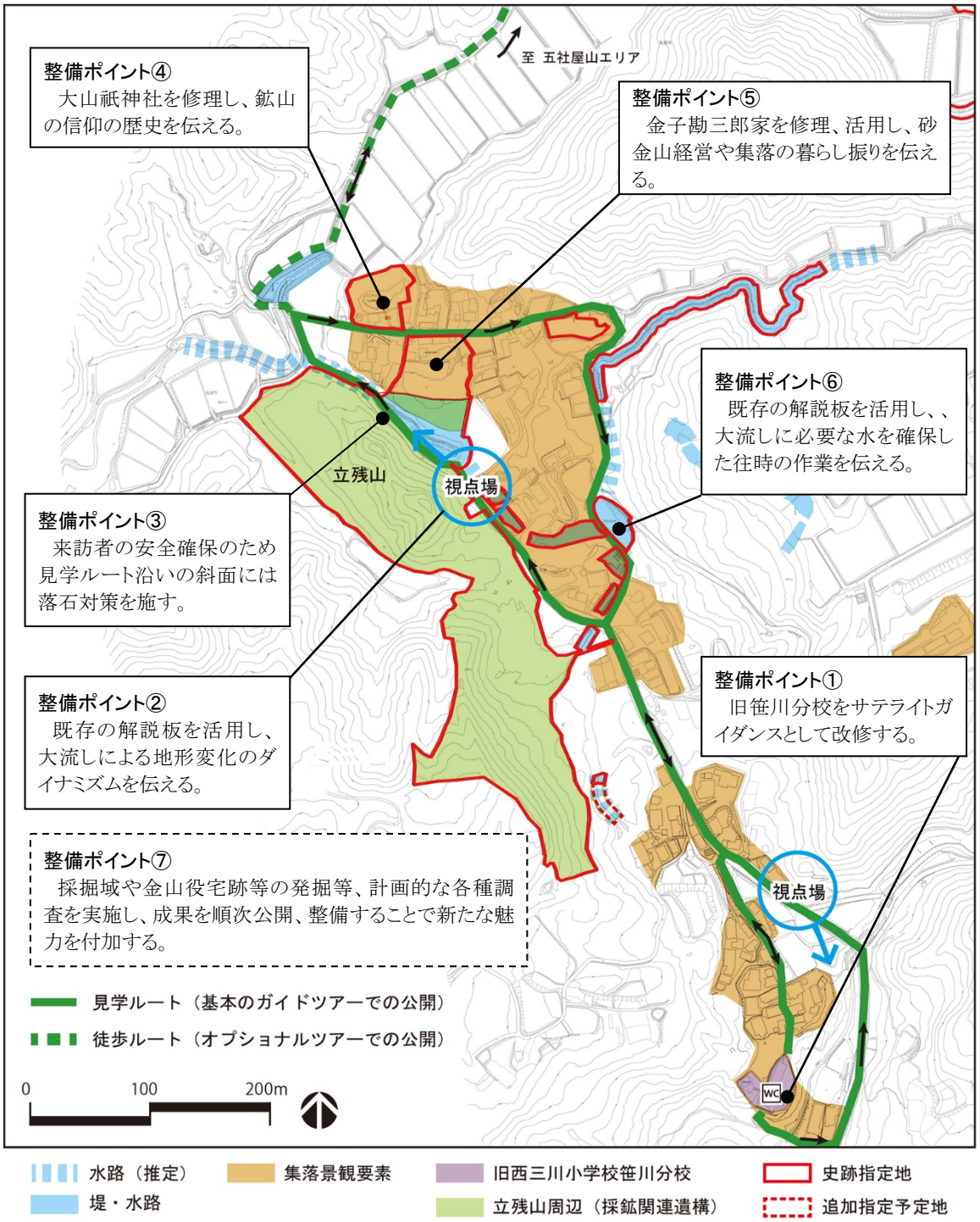

図６−19：地域内動線と視点場の位置図

（８）案内・解説施設に関する計画

①整備の考え方

ア．案内・解説施設の整備の考え方

『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』及び「第５章　整備基本計画　８．案内・解説施設に関する計画」で示したサインデザイン（62～63 頁）に基づき統一した案内・解説施設を設置する。

・解説サイン（旧西三川小学校笹川分校、金子勘三郎家住宅、大山祇神社、砂金採掘遺構　等）
・誘導サイン（案内サイン：サテライトガイダンス施設、五社屋山エリア）
　（施設案内サイン：パークアンドライド発着場）
・車両系サイン（パークアンドライドの実施に伴う車両規制及び車両迂回）
・規制サイン（危険箇所や民家入口などへの立入禁止及び注意喚起）

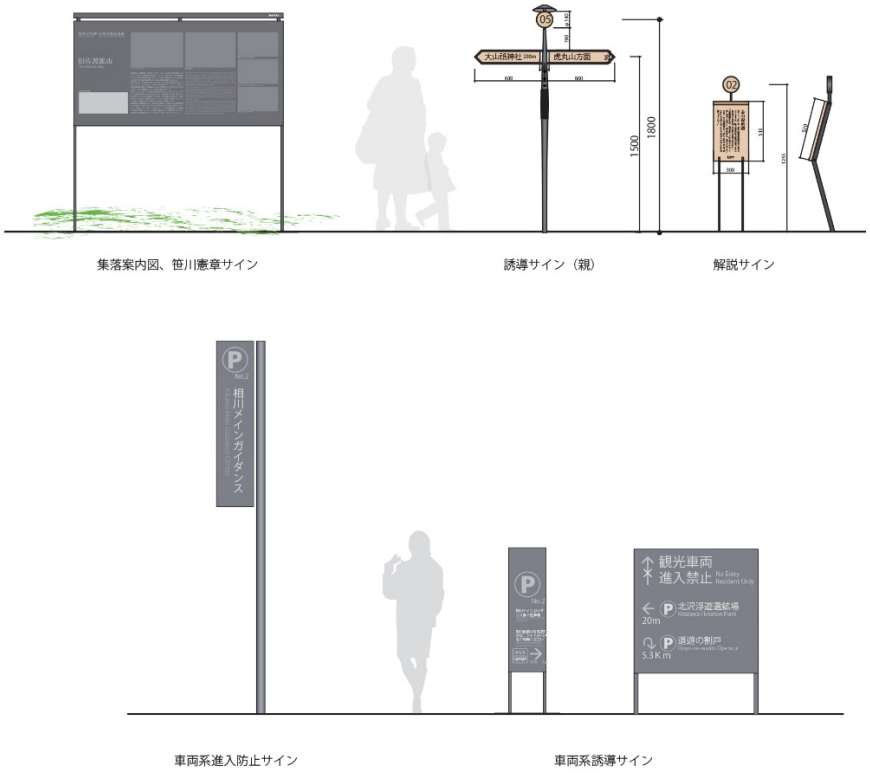

図６-20：西三川砂金山地域の案内・解説施設の例（一部整備済）

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・パークアンドライドやサテライトガイダンス施設の整備に伴い必要となる案内・解説施設を設置する。
・ガイドツアールートの設定に伴い、ルート上の注意喚起やマナー醸成のためのサインを設置する。

中期計画

・「Ａ－２：五社屋山エリア」のガイドツアールートの設定に伴い、案内・解説施設を設置する。

長期計画

・整備済みの案内・解説施設の老朽化に伴う更新を実施し、『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』及び「第５章　整備基本計画　８．案内・解説施設に関する計画」（62～63 頁）で示したサインデザインへの統一を図る。

②整備の方法

ア．短期計画

ア−１．案内・解説サイン設置事業

地域内動線計画に基づきガイドツアールートを設定する。ガイドツアールートの設定に伴って、以下の位置にサインを中心した案内・解説施設を整備する。新規に整備するサインは、サイン計画のデザインに則ったものとし、既設のサインと内容・外観が調和するように配慮する。

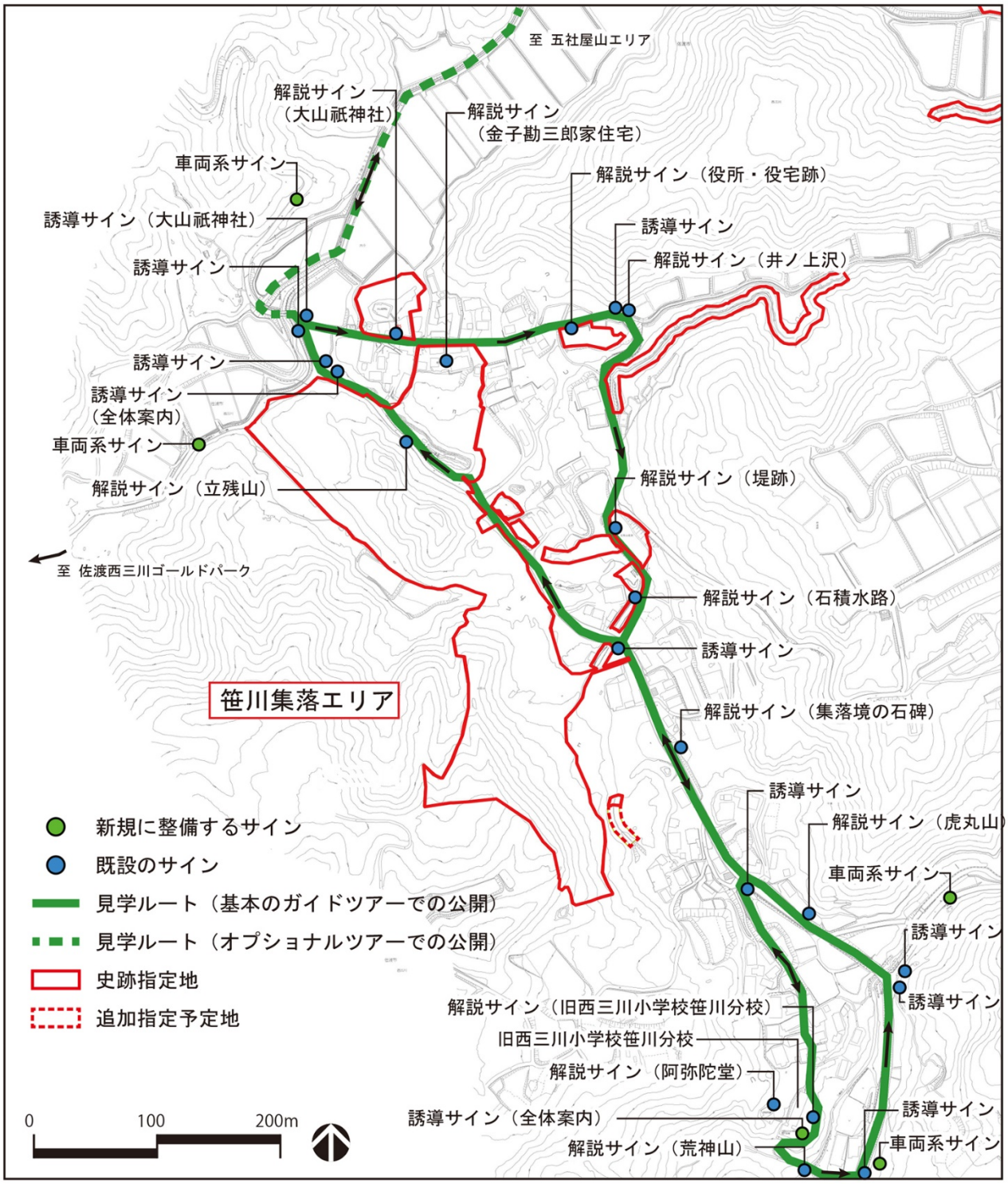

図６−21：ガイドツアーに沿ったサイン整備の位置図

イ．中期計画

「Ａ－２：五社屋山エリア」にてガイドツアールートを設定し、ルートに沿った案内・解説施設を整備する。新規に整備する案内・解説施設については『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』に基づくサインデザインとする。

ウ．長期計画

案内・解説施設の老朽化に伴って、『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』及び「第５章　整備基本計画　８．案内・解説施設に関する計画」に基づくサインデザインに更新する。また、解説サインについては、更新までに判明した新たな調査研究結果に従って内容も更新する。

（８）修理修景に関する計画

①整備の考え方

『佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観　文化的景観保存計画』に基づき整備を実施する。

ア．地域全体の景観保全の考え方

・全域が重要文化的景観に選定されていることから、保存計画に則り保全を図る。

イ．採鉱に関する景観保全の考え方

・虎丸山や立残山など砂金採掘に伴い改変されたシンボル的な地形は、その山容を維持する。また、眺望点からの視界を遮ることのないように支障物の除去に努める。
・砂金山開発に伴い形成された集落構成や景観、その後の鉱業と農業が混在する文化的景観を維持する。
・地域内に分布する水路や堤、採掘跡、石組遺構などの遺構は、その顕在化のために定期的に下草の伐採や支障樹木の除去など、維持管理に努める。

ウ．活用施設に関する景観保全の考え方

・活用に必要な施設の整備は、文化的景観及び周囲の自然景観に馴染む位置、規模、デザイン、色調、材料とする。

エ．公共施設に関する景観保全の考え方

・鉄塔、電柱、電線類、農業用水路、ガードレール等道路付帯施設、河川付帯施設、森林施設、防災施設等の公益上に必要な施設については、原則として現状を維持し、更新や復旧に合わせて移設や除去、景観に配慮した工法等の導入を設置者と協議、検討するものとする。

②整備の方法

ア．活用整備方針

・砂金山稼働時から継承している集落景観や、歴史的建造物、施設跡地などを巡り、砂金山の暮らしと、生業の転換をしつつ、該地から離散することなく生活を続けた様子が分かる整備を実施する。
・視点場周辺では視点対象への景観を阻害しないように整備を実施する。
・金子勘三郎家住宅を含む集落の景観を保全する。
・ガイドツアー等で利用する見学ルート沿いに現存する砂金採掘遺構が見学できるように遺構の顕在化を図る。

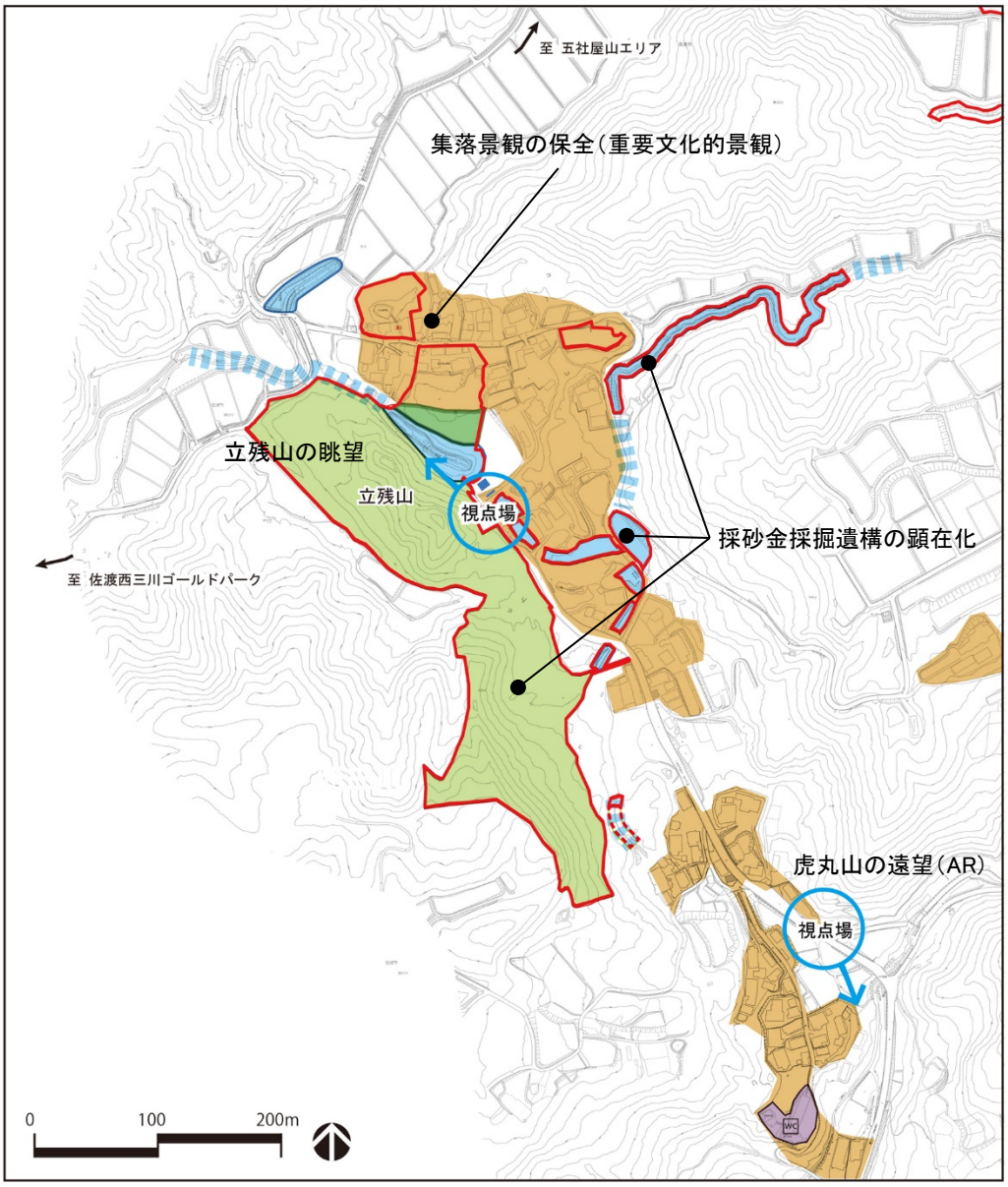

図６-22：視点場と修理修景に関する計画図

写真6-6：虎丸山を臨む視点場
（ガードレール、電柱・電線が阻害要因）

写真6-7：立残山と水路跡を臨む視点場
（電柱・電線が阻害要因）

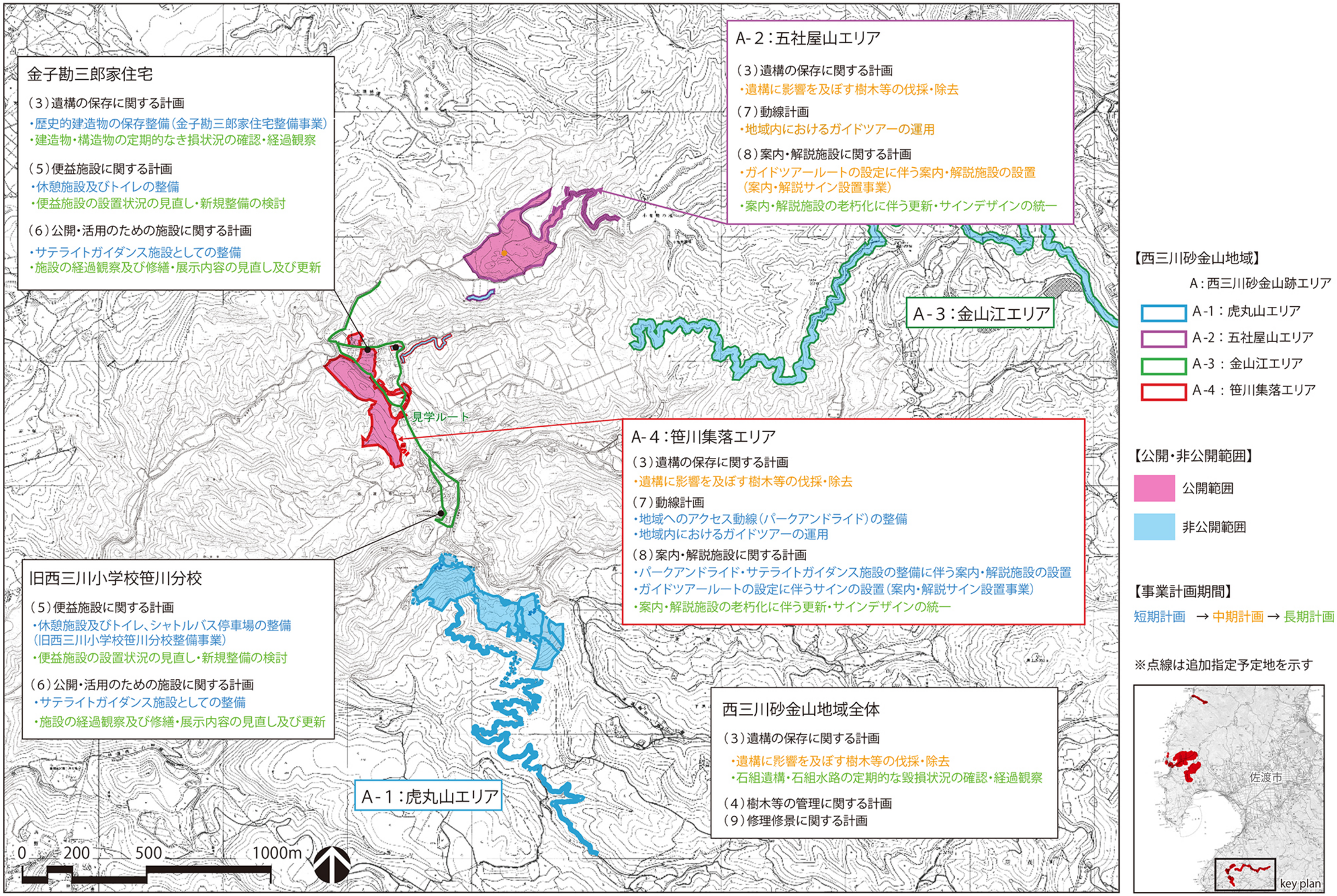

図６-23：西三川砂金山地域整備計画ゾーニング図

図６-24：西三川砂金山地域　金子勘三郎家住宅外観整備イメージ

図６-25：西三川砂金山地域　金子勘三郎家住宅内観整備イメージ

２．鶴子銀山地域

（１）地域の特徴と課題

①地域の特徴

鶴子銀山跡は、相川金銀山の約 1.2 ㎞南方、大佐渡山地丘陵部の佐渡市沢根及び沢根五十里、相川下戸村地内の標高約 50～420m付近に立地している鉱山遺跡であり、範囲内には銀山の代官所跡と推定されている「鶴子銀山代官屋敷跡」や鉱山集落があった「鶴子荒町遺跡」を内包する。

現在、鉱石の採掘は行われていないが、戦国時代から近現代に至る採掘の痕跡が現存している。山裾や沢沿いに残る間歩跡は、入口の形状や内部が採掘当時のままの姿で現存するものもある。また、代官所跡や鉱山集落跡では、現在でも斜面を区画・造成した平坦面が残されており、発掘調査によって鉱滓や羽口などの製錬に関連する遺物群が大量に出土している。これに加えて掘立柱建造物跡や製錬炉、選鉱に関連すると考えられる土坑や水路なども検出されたことから、この地域一帯は鉱山遺跡としての性格を備えており、遺物や遺構の分布状況から、管理、居住域（作業場）、選鉱、製錬、道路など、エリア分けされた土地利用の在り方も想定される。

しかしながら、多くの遺構が山間に埋没しており保存整備が必要となっていること、それぞれの遺構の位置や関係性が見学者にとっては理解し辛い状況となっていること、見学者のためのトイレが整備されていないことなどの現状の課題がある。

②整備の課題

地域の各地区区分における整備の課題は以下の通りである。

表６−４：保存と活用に関わる整備の課題一覧

地区区分（エリア）		課題	
B：鶴子銀山跡エリア	B−1：百枚平・代官屋敷・荒町エリア B−2：大滝エリア B−3：その他エリア B−4：古道エリア	保存	・多くの遺構が山間に埋没している状態にあり、個々の遺構の価値を顕在化するための方策が必要である。 ・遺跡の詳細を把握するための継続的な調査研究を行う必要がある。
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。 ・見学可能な主要遺跡の多くが樹林地に埋もれた状態にあるため、遺構の顕在化のため、必要範囲の伐採等による疎林化、林相改良等の検討が必要である。 ・遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う安全確保が難しい。

（２）地域の公開・非公開

地域の公開・非公開範囲を「第４章　基本方針　２．整備の方向性　（２）公開・非公開の区分」（24 頁）に基づきエリアごとに以下に示す。

表６−５：公開・非公開範囲の区分

地区区分（エリア）		公開・非公開の区分と理由	
B：鶴子銀山跡エリア	B−1：百枚平・代官屋敷・荒町エリア	部分公開	立入りに際して危険を伴う場所は存在するが、来訪者の安全確保のための整備は一部で実施可能である。また、日常的な間伐や除草も可能である。
	B−2：大滝エリア	部分公開	エリア入口から大滝間歩までは、日常的な間伐や除草により、アクセスが可能となる。また、来訪者の安全確保のための整備も、エリア入口から大滝間歩までは可能である。
	B−3：その他エリア	非公開	遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う来訪者の安全確保が難しい。また、アクセスルートも限定されており、将来的な整備も困難である。
	B−4：古道エリア	公開	古道上は日常的な間伐や除草によって、来訪者が通行可能となる。また、来訪者の安全確保のための整備も実施可能である。ただし、来訪者の安全確保を鑑みて、ガイドツアーのみの限定的な公開とする。

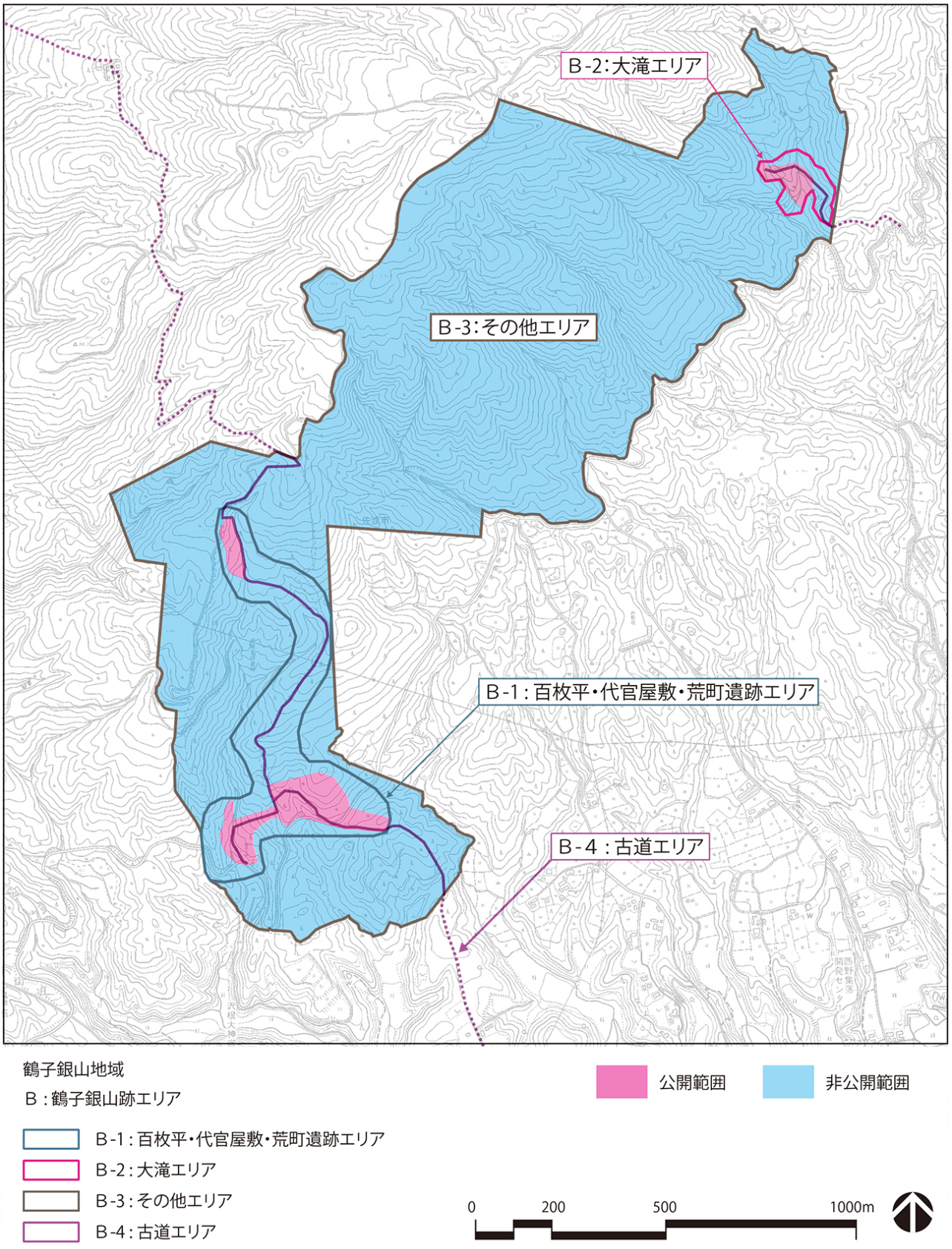

図６−26：鶴子銀山地域　エリア別公開・非公開範囲図

（３）遺構の保存に関する計画

①整備の考え方

ア．本質的価値を構成する要素の整備の考え方

銀生産の採掘に関する遺構

・銀採掘遺構（露頭掘り跡、鏈追掘り跡、間歩跡等）や鉱山経営システムに関する遺構（代官屋敷跡、井戸跡、テラス状遺構等）の継続的な調査及び適切な保存整備を実施する。

銀生産に関係した地下遺構

・より詳細な分布状況や構造等の調査を実施する。検出された遺構については必要であれば保存整備を実施する。

古道

・港から銀山を経て相川へと至る複数の古道（指定地外も含む）は、舗装部分も含めて現状を維持する。

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・銀生産の採掘に関する遺構や鉱山経営システムに関する遺構の調査や保存整備を実施する。

中期計画

・銀生産に関係した地下遺構の調査や保存整備を実施する。また、古道の調査や現状維持のための保存整備を実施する。

長期計画（経過観察を含む）

・保存整備を実施した要素の経過観察や調査等によって新たに発見された要素の保存整備を実施する。

②整備の方法

ア．短期計画

ア−１．銀生産の採掘に関する遺構や鉱山経営システムに関する遺構の調査及び整備

ⅰ．保存整備方針

・遺構に影響を及ぼす樹木や下草の伐採及び除去を実施する。

・銀生産の採掘に関する遺構や鉱山経営システムに関する遺構内、間歩跡や代官屋敷跡等の主要な遺構の分布状況や構造等を把握するための調査を実施する。

・古道は、草木によって埋没しないように定期的な樹木の伐採や下草の除去を実施する。

写真6-8：鶴子荒町床屋（製錬所）跡

写真6-9：古道

イ．中期計画

イ－１．銀生産の採掘に関する遺構や鉱山経営システムに関する遺構の調査及び整備

ⅰ．保存整備方針

・遺構に影響を及ぼす樹木や下草の伐採及び除去を継続する。

・銀生産の採掘に関する遺構や鉱山経営システムに関する遺構の内、テラス状遺構等の構造を把握するための分布調査や発掘調査を実施する。

・港から鶴子銀山地域に至るまでの古道の道程を調査し、必要に応じて路面等の保存整備を実施する。

ウ．経過観察

以下の要素（主として地上遺構）については、以下の維持管理を定期的に実施すると共に「第５章　整備基本計画　３．遺構の保存に関する計画　（３）経過観察」（46～48 頁）に基づいた経過観察を実施する。

表６－６：経過観察の実施頻度　（◯年に１～３回程度、●数年に１回）

地区区分（エリア）	本質的価値を構成する要素	維持管理			経過観察（目視による巡回）			
		所有者日常管理	樹木伐採下草除去	倒木等除去	県	市	保存団体等	所有者
B-1：百枚平・代官屋敷・荒町遺跡エリア	百枚平		◯		◯	◯		
	鶴子公園周辺		◯		◯	◯		
	代官屋敷跡		◯		◯	◯		
	荒町遺跡		◯		◯	◯		
	採掘跡			●		◯	◯	
	坑道掘跡			●		◯	◯	
	その他採掘地			●		●		
B-2：大滝エリア	採掘跡		◯			◯		
	坑道掘跡		◯			◯		
B-3：その他エリア	採掘跡			●		◯		
	坑道掘跡			●		◯		
B-4：古道エリア	古道跡		◯			◯	◯	

（４）樹木等の管理に関する計画

①整備の考え方

ア．本地域での樹木等の管理の考え方

・遺構の顕在化のための定期的な除草や支障樹木の伐採を実施する。
・遺構等に影響を与えるツル性植物等を除去する。
・見学ルートの明確化のための定期的な除草や見学者の安全確保のための危険樹木（アレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木等）の伐採を実施する。
・必要に応じて林相改良等も検討する。
・地形を維持している樹木等については、現地確認を行い、専門家の助言を受けて伐採の要否について判断する。

イ．事業計画実施の考え方

・事業計画の期間に関わらず継続的に実施する。

②整備の方法

ア．Ｂ－１：百枚平・代官屋敷・荒町エリアの樹木等の管理

樹木の維持管理
・遺構保護を前提とした樹木の伐採及び必要に応じた抜根を実施する。 ・アカマツの根は深くまで伸びず、地下遺構への影響が少ないため、アカマツ林の維持を継続する。 ・コナラは地盤を抑える役目を果たすため、アカマツのみでなくコナラとのセットでの維持を実施する。 ・スギは根を浅く張り、樹高が高くなる特徴から、倒壊の危険性が他の樹木と比較して高いため、傾斜地や遺構分布地に植林されているものについては、コナラ類への植生誘導を実施する。 ・アカガシワは成長が早く、繁茂して他の樹木の生長を妨げる可能性もあるため、下草の段階で伐採を実施する。 ・見学ルート上に位置するヌルデやヤマウルシ、ツタウルシ等のアレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木については、見学者の安全を確保する観点から伐採して取り払う。 ・専門家の指導の下、植栽帯のバランスを見極めて適切な植生誘導に努める。
ツル性植物の除去
・ツル性植物（クズ、フジ、ツルグミ等）は、繁茂することによって自然林を構成する樹木を枯死させる危険性があるため、伐採して取り払う。
希少植物への対応
・ヤマユリやリョウメンシダは佐渡市や新潟県に特徴的な植生であるため、可能な限りの保護措置を実施する。 ・オミナエシ、キキョウ、サイハイラン、コケイラン、トケンラン、シュンラン等の絶滅危惧種の分布状況を調査し、可能な限りの保護措置を実施する。

イ．B－２：大滝エリアの樹木等の管理

樹木の維持管理
・遺構保護を前提とした樹木の伐採及び必要に応じた抜根を実施する。 ・大滝間歩及び周辺採鉱関連遺構までの見学ルート上の遺構の顕在化と見学者の安全を確保するため、定期的な危険樹木及び支障樹木の伐採を実施する。 ・ヌルデやウルシ等のアレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木については、見学者の安全を確保する観点から伐採して取り払う。
ツル性植物の除去
・ツル性植物（クズ、フジ、ツルグミ等）は、繁茂することによって自然林を構成する樹木を枯死させる危険性があるため、伐採して取り払う。
下草の除去
・大滝間歩までの見学ルート上の遺構の顕在化と見学者の安全を確保するため、定期的な除草を実施する。

ウ．B－３：その他エリアの樹木等の管理

樹木の維持管理
・樹木等の維持管理を実施する。

エ．B－４：古道エリアの樹木等の管理

樹木の維持管理
・遺構保護を前提とした樹木の伐採及び必要に応じた抜根を実施する。 ・古道としての機能の維持と見学者の安全を確保するため、定期的な危険樹木又は支障樹木の伐採を実施する。 ・見学ルート上に位置するヌルデやウルシ等のアレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木については、見学者の安全を確保する観点から伐採して取り払う。
ツル性植物の除去
・ツル性植物（クズ、フジ、ツルグミ等）は、繁茂することによって自然林を構成する樹木を枯死させる危険性があるため、伐採して取り払う。
下草の除去
・古道としての機能の維持と見学者の安全を確保するため、定期的な除草を実施する。

（５）便益施設に関する計画

①整備の考え方

ア．便益施設の整備の考え方

・原則として新規の休憩施設の設置は実施しない。

・トイレは自己処理型トイレ等の環境に配慮したトイレの設置を検討する。

・本地域の見学はガイドツアーを基本とするため新規の駐車場の設置は実施しない。

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・環境に配慮したトイレの形式及び設置場所の検討を経た上で、設置を実施する。

中期計画

・トイレの使用状況の確認やガイドツアー利用者からのフィードバックの収集等の経過観察を実施する。

長期計画

・経過観察に基づきトイレや駐車場、休憩施設の設置の見直しの是非を検討する。

②整備の方法

ア．短期計画

ア-１．自己処理型トイレ設置事業

ⅰ．活用整備方針

・遺構に影響のない範囲で鶴子銀山公園に自己処理型トイレを設置する。

ⅱ．自己処理型トイレの事例

【水循環方式】

汚水を物理・生物処理した後、オゾンにより化学処理を行い、洗浄水として循環再利用するシステム。
＜特徴＞
①処理水を放流しない完全閉鎖型。
②洗浄水の循環再利用により超節水。
③上下水道を必要としない水洗トイレ。
④災害時にも防災トイレとして利用できる。
⑤簡易な設置・撤去が可能な移動式（一体型）。

写真6-10：富士山富士宮口五合目公衆トイレの例

自己処理型トイレ研究会 2015『自己処理型トイレ＜技術概要書＞』より

【木質チップ処理方式】

汚水（し尿）を処理槽（媒体）内で固液分離し、大便は処理槽内で生物処理し、小便・水は蒸発処理するか、高度処理し洗浄水として循環再利用するシステム。
＜特徴＞
①炭酸ガスと水に分解し汲み取り不用。
②固液分離機能付＋バイオ処理＋蒸発処理の併用で処理能力大。
③専門技術を要しない簡易なメンテナンス。
④電気は必要、水は無くても使用可。

写真6-11：和歌山県熊野古道の例

自己処理型トイレ研究会 2015『自己処理型トイレ＜技術概要書＞』より

イ．中期計画

・トイレ利用者へのアンケート調査や聞き取り調査を実施し、設備の改善及び必要に応じた増設等を検討する。

ウ．長期計画

・利用者への調査結果に基づき整備を実施する。

（６）公開・活用のための施設に関する計画

①整備の考え方

ア．公開・活用のための施設の整備の考え方

・原則として新規の公開・活用のための施設の設置は実施しない。

・「Ｂ－１：百枚平・代官屋敷・荒町エリア」及び「Ｂ－２：大滝エリア」に公開範囲を限定し、ガイドツアーによる公開を原則とする。

・園路やアクセス道路が無い、または整備が困難である非公開範囲の情報は、可能な限りメインガイダンス施設（きらりうむ佐渡）にて提供する。

イ．事業計画実施の考え方

・公開範囲でのガイドツアーを実施する。非公開範囲の情報については、メインガイダンス施設での展示を実施する。

・ガイドツアー利用者からのフィードバックの収集等の経過観察を実施する。

・経過観察に基づき、ガイドツアーの内容の見直しや公開範囲拡大の是非を検討する。

②整備の方法

・原則として公開・活用のための施設の整備は実施しない。

（７）動線計画

①整備の考え方

ア．地域内を巡る見学ルートの考え方

・Ｂ－１：百枚平・代官屋敷・荒町エリア及びＢ－２：大滝エリアにて、ガイドツアーによるモデルコースを見学ルートとして定める。

イ．史跡内での見学の考え方

・公開範囲を限定して公開し、モデルコースに沿ってガイドが案内・解説を行いながら見学を実施する。

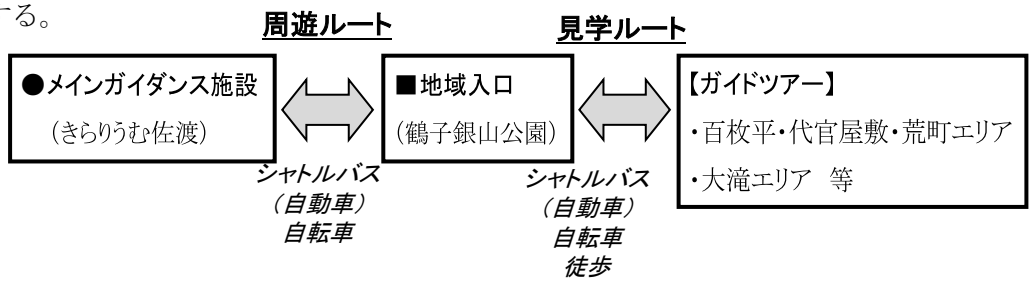

図６-27：鶴子銀山地域動線イメージ図

②整備の方法

ア．地域へのアクセス動線

現在、鶴子銀山地域へアクセスできる手段は一般車のみとなっている。しかしながら、地域内には収容台数の多い駐車場がなく、一般車の受入を考慮すると大規模駐車場、車両誘導サイン、受け入れ施設等の整備が必要となる。

そのため、一般車によるアクセスはメインガイダンス施設（きらりうむ佐渡）までとし、メインガイダンス施設から鶴子銀山地域内へのシャトルバス（パークアンドライド）を原則とする。

公開エリアの範囲での見学は原則としてガイドツアーの受入れのみとする。

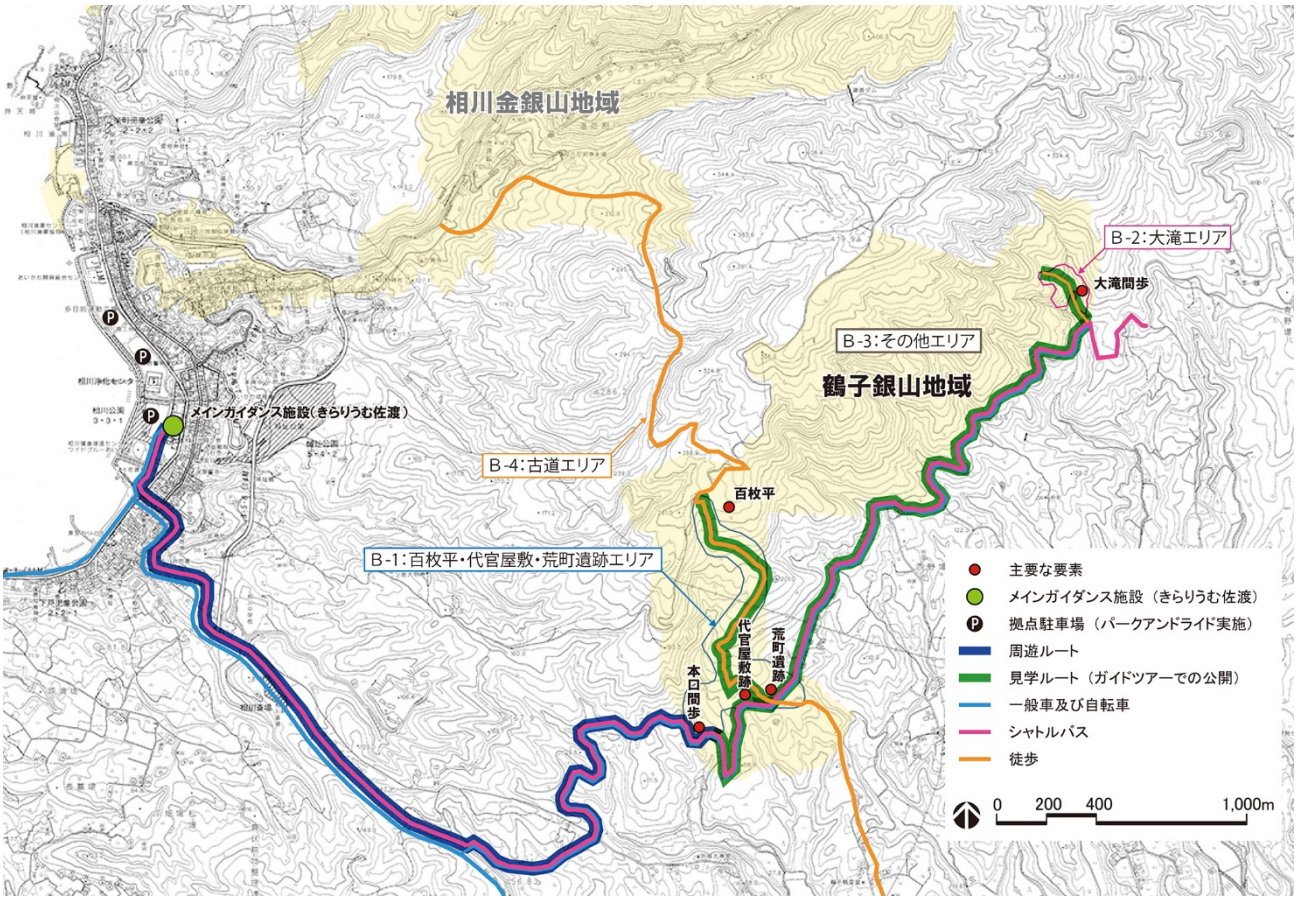

図６-28：地域へのアクセス及び地域内動線図

イ．地域内動線計画

公開エリアでのガイドツアーでは、２つの見学ルートを設定する。どちらも鶴子銀山公園を起点としてエリア間の移動はシャトルバス、エリア内の移動は徒歩で見学を行う内容とする。

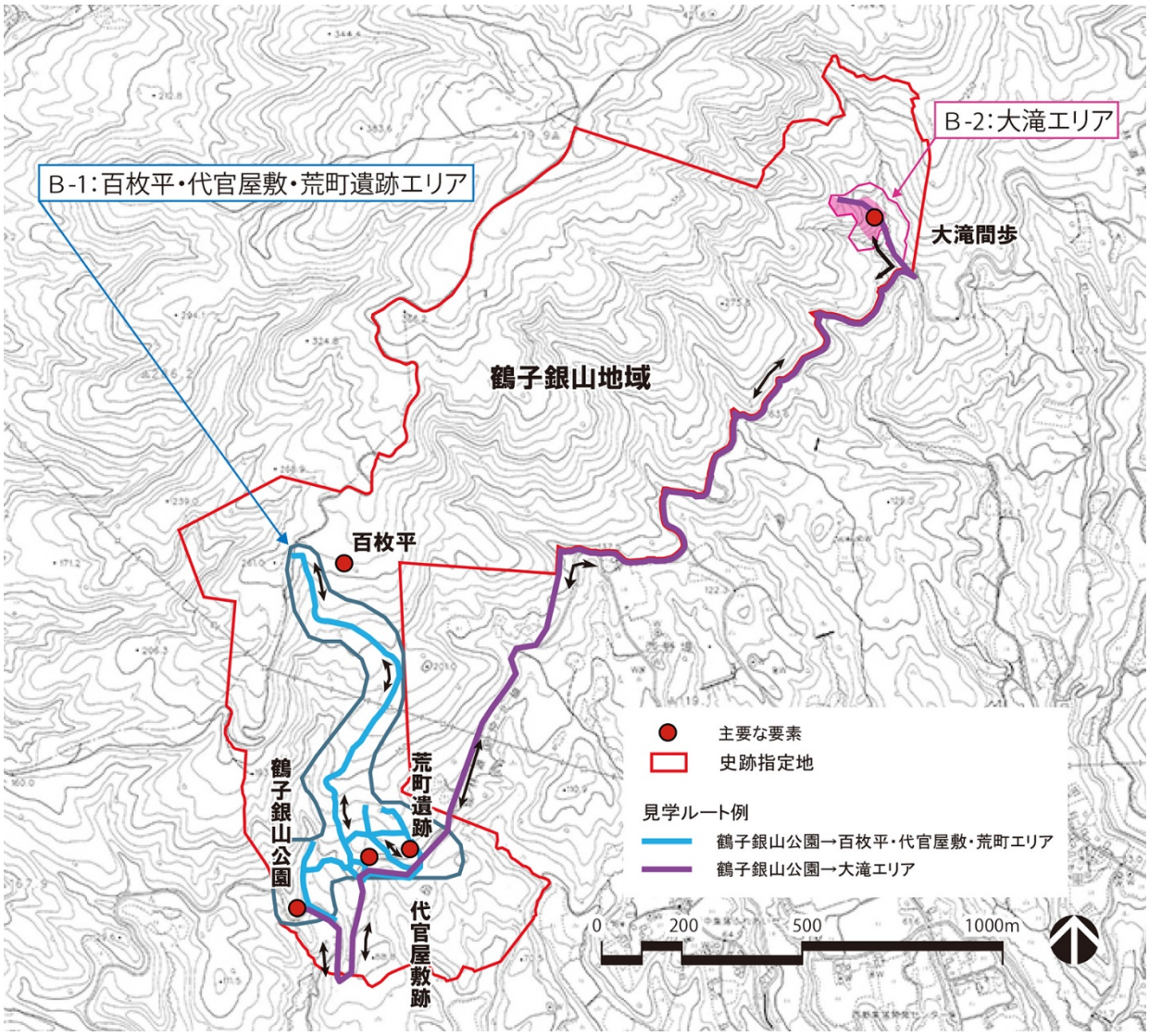

図６−29：地域内動線図

（８）案内・解説施設に関する計画

①整備の考え方

ア．案内・解説施設の整備の考え方

『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』及び「第５章　整備基本計画　８．案内・解説施設に関する計画」（62～63 頁）で示したサインデザインに基づき統一した案内・解説施設を設置する。

・解説サイン（全体概要、個別解説）は、ガイドが説明のツールとして容易に使用でき、セルフガイドでもある程度理解できる解説内容のものを設置する。

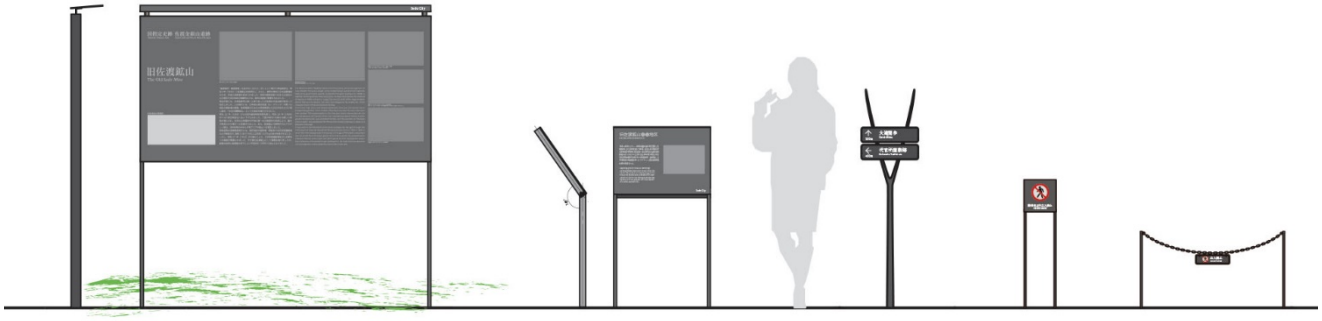

図６-30：鶴子銀山地域の案内・解説施設の例（一部整備済）

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・ガイドが説明のツールとして容易に使用でき、セルフガイドでもある程度理解できる解説サインを見学ルート内に設置する。また、既設の案内・解説施設についても新設サイン同様の機能を有しているか、内容を確認する。

中期計画

・既設の案内・解説施設で、内容の見直しが必要なものの再整備を実施する。

長期計画

・整備済みの案内・解説施設の老朽化に伴う更新を実施し、『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』及び「第５章　整備基本計画　８．案内・解説施設に関する計画」で示したサインデザインへの統一を図る。

②整備の方法

ア．短期計画

ア−１．案内・解説サイン設置事業

「B−１：百枚平・代官屋敷・荒町エリア」では、以下の位置に案内・解説施設を整備する。新規に整備する案内・解説施設は、サイン計画のデザインに則ったものとし、既設のサインと内容・外観が調和するように配慮する。

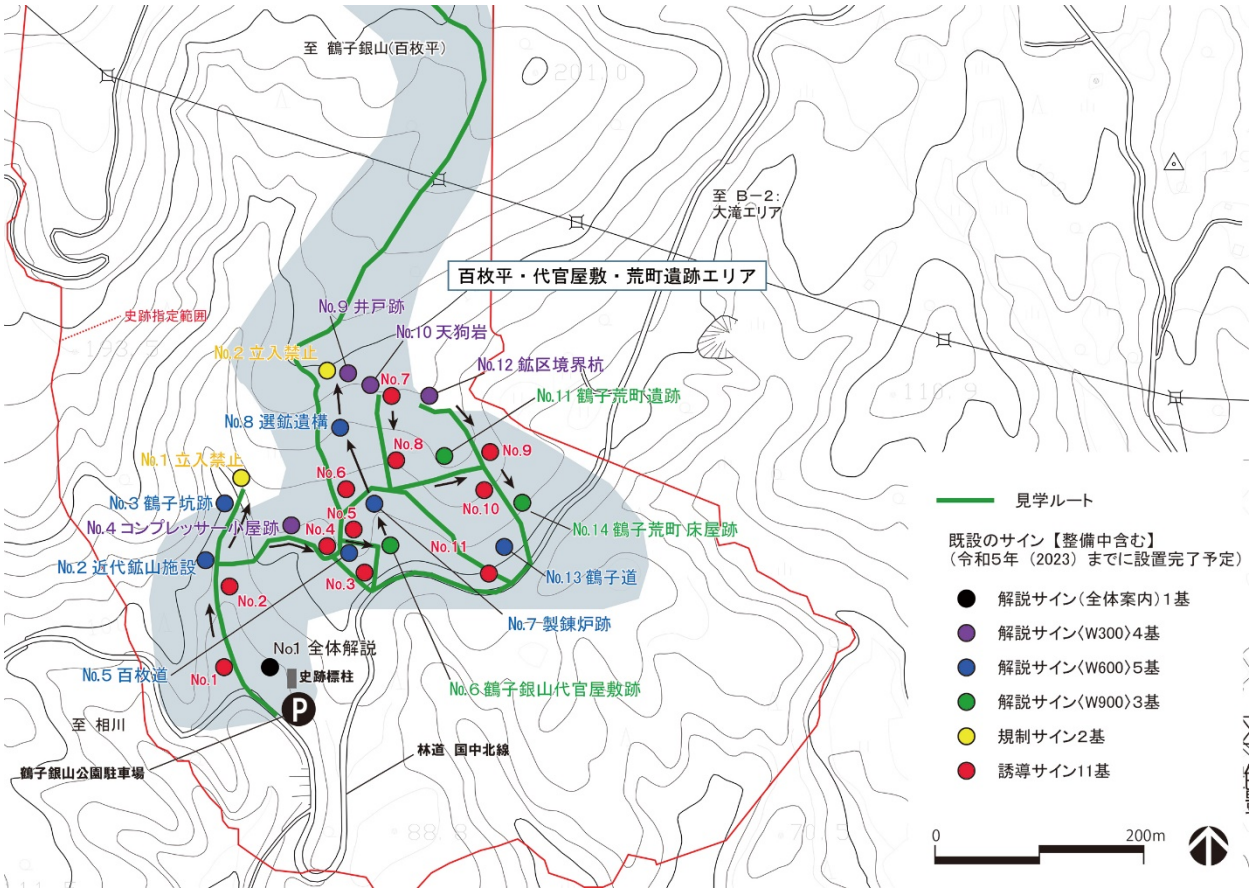

図６−31：B−１百枚平・代官屋敷・荒町エリアにおける案内・解説施設の位置図

イ．中期計画

「B−２：大滝エリア」にてガイドツアールートを設定し、ルートに沿った案内・解説施設を整備する。新規に整備する案内・解説施設については『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』に基づくサインデザインとする。公開にあたっては、必要となる安全対策を実施する。

ウ．長期計画

案内・解説施設の老朽化に伴って、『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』に基づくサインデザインに更新する。また、解説サインについては、更新までに判明した新たな調査研究結果に従って内容も更新する。

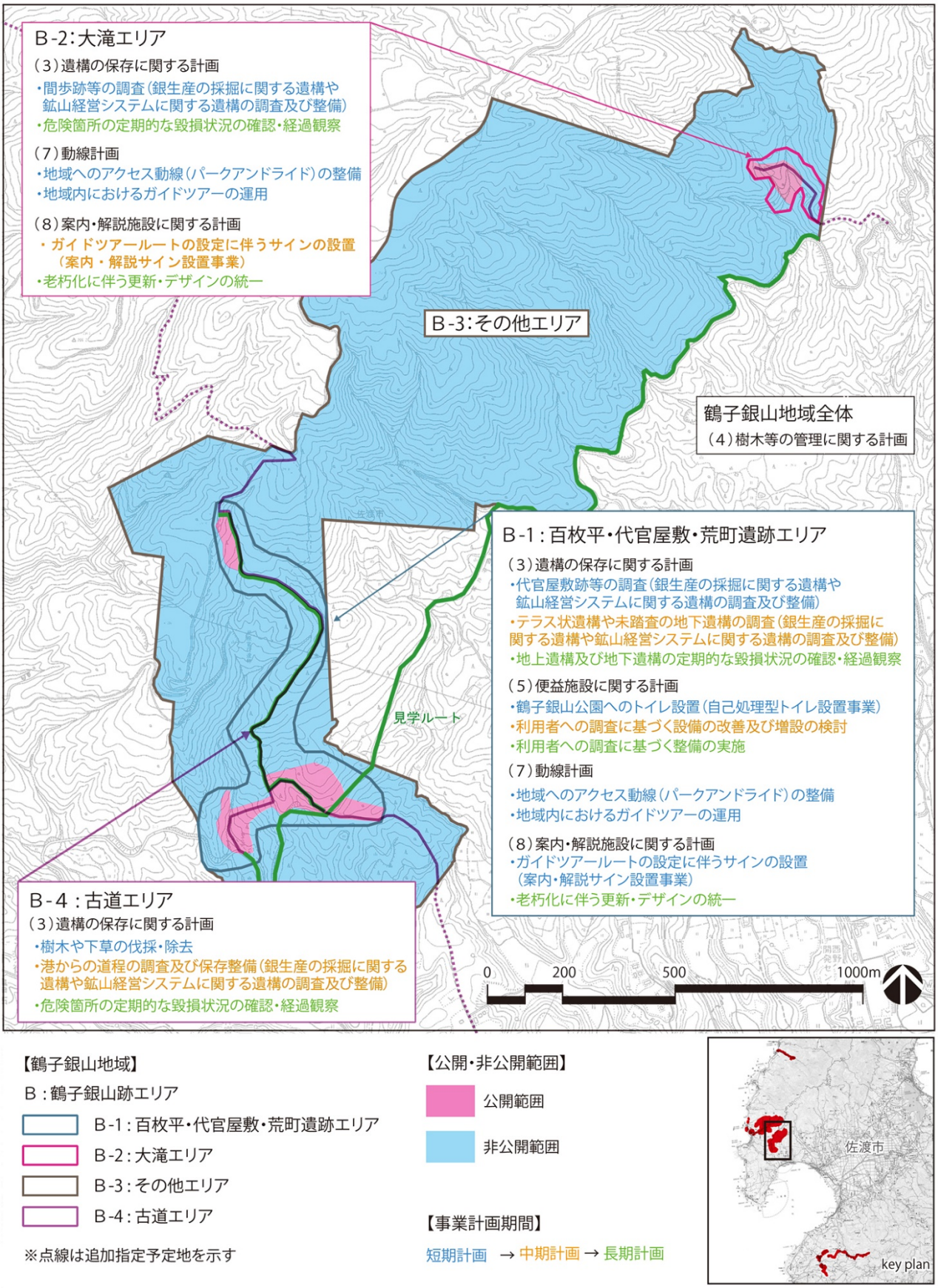

図６−32：鶴子銀山地域整備計画ゾーニング図

図６-33：鶴子銀山地域　大滝間歩整備イメージ

３．相川金銀山地域

（１）地域の特徴と課題

①地域の特徴

相川金銀山地域は、佐渡島北西部に位置し、相川湾の東部の沿岸部・段丘上・山林部の一帯に展開する鉱山関連遺跡群と市街地北部沿岸に位置する吹上エリア、戸地エリア、片辺・鹿野浦エリアの鉱山関連施設・遺跡から成る。地域南部に右沢が流れ、青盤脈と呼ばれる鉱脈を挟んで北側には中尾沢などの支流をもつ左沢（濁川）が流れる。さらに遺跡の北部には相川湾へ流入する水金川が流れ、これらの川や周辺の斜面に採掘遺構が分布している。

金銀鉱石の採掘域は、相川湾に注ぐ二級河川濁川及び水金川の上流部及びその支流域に広域に展開しており、初期操業時には採掘域と隣接して鉱山集落である上相川エリアと上寺町エリアが形成された。採掘域から海岸部へと延びる濁川左岸の海成段丘上の先端には佐渡奉行所が復元され、採掘域から上相川エリア・上寺町エリアを経て佐渡奉行所跡に至る東西方向の緩斜面には京町通りと呼ばれる道に面して「上町」地域が形成されるとともに、海岸部には低地に沿って南北方向に「下町」地域が形成された。これらの町並みは、「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」として平成 27 年（2015）に重要文化的景観に指定されている。

文献史料によれば、最盛期の相川金銀山には約 300 ヵ所の間歩があったとされ、近年の分布調査で確認された遺構は、近現代坑を含む間歩跡 111 基、露頭掘り跡 44 基、大山祇神社跡１ヵ所、石積遺構１基、上相川火薬庫１ヵ所となっている。この時に確認された間歩跡のうち、絵図等の資料から 42 基の間歩跡の名称を特定するに至った他、江戸時代から昭和時代までの絵図・図面や文献史料が多く残されていたことから、主要な間歩の開発の変遷が判明しており、分布調査と史料調査を通じて、相川金銀山地域の採掘域の変遷が明らかとなっている。

相川金銀山地域は、現在も露頭掘り跡や間歩跡などの採掘遺構や近代化遺産などの江戸時代から昭和時代にかけての遺構が現存しており、文献史料や絵図・図面からも鉱山経営の様子や採掘域の変遷を知ることができる重要な遺跡であるが、様々な時代や種類の遺構が広範囲に分布していること、採掘に関わる建造物の老朽化が進行していること、現存するガイダンス施設を効果的に活用することなどの現状の課題がある。

②整備の課題

地域の各地区区分における整備の課題は以下の通りである。

表６－７：保存と活用に関わる整備の課題一覧

地区区分（エリア）		課題	
C：相川金銀山跡エリア	C－1：濁川及び周辺エリア C－2：水金沢水系及び右沢周辺エリア	保存	・斜面地の崩落等の防止措置が必要である。 ・鉱山施設等の保存修理が必要である。 ・継続的な調査研究が必要である。
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である ・立入りが困難な場所が多いことから、将来的な公開にあたってはルート及び安全対策の検討が必要である。 ・非公開範囲としての立入り禁止措置が必要である。 ・鉱山施設等の将来的な公開の検討が必要である。 ・きらりうむ佐渡（メインガイダンス施設）から史跡現地への誘導方法の検討が必要である。
D：道遊の割戸エリア		保存	・現在の山容を維持するため、斜面の崩落等の防止措置が必要である。 ・指定地及び周辺域の斜面の安定化措置が必要である。
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。 ・眺望を確保するための植生の適切な管理が必要である。
E：宗太夫間歩エリア		保存	・斜面の崩落等の防止措置が必要である。 ・遺構上に設置されたコンクリート階段等の取扱いの検討が必要である。 ・落石等土砂災害に対する適切な防災措置が必要である。
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。 ・坑内復元展示施設を更新する際には史跡の価値を損ねないよう配慮が必要である。
F：南沢疎水道エリア		保存	・後年コンクリートで補修した箇所は、新たな補修に際して史跡にふさわしい材料・工法等の検討が必要である。
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。 ・非公開のため、坑内に入らなくても価値等が理解できる方法の検討が必要である。
G：近代遺跡エリア	G－1：大立エリア	保存	・RC造及び鉄骨造、石造構造物の損傷が顕著であり、修理が必要である。
		活用	・櫓と捲揚機、竪坑、道遊坑・高任坑の関係性の把握が難しい。
	G－2：高任・間ノ山エリア（諏訪隧道・神明トンネル含む）	保存	・RC造及び鉄骨造、石造構造物の損傷が顕著であり、修理が必要である。
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。 ・各建造物・構造物間の関係性及び鉱山のシステム全体の中での関係性の把握が難しい。また、それぞれ施設の操業当時の機能や雰囲気が分かるような整備が必要である。 ・非公開のため、採鉱施設の主要部分を見学できない。

地区区分（エリア）		課題	
G：近代遺跡エリア	G－3：北沢エリア（御料局佐渡支庁跡含む）	保存	・御料局佐渡支庁跡・旧本部鉱山事務所ともに経年劣化が進行しており、修理及び耐震補強等が必要である。 ・RC造及び石造構造物の劣化が進行しており、修理等が必要である。
		活用	・各建造物・構造物間の関係性及び鉱山のシステム全体の中での関係性把握が難しい。また、それぞれ施設の操業当時の機能や雰囲気が分かるような整備が必要である。
	G－4： 戸地エリア	保存	―
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。 ・水力発電の仕組み・稼働時の状況等が理解できるような整備が必要である。 ・立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う安全確保が難しい。
H： 大間エリア		保存	・護岸の崩落箇所の修理が必要である。 ・将来的な鉄製構造物（トラス橋）の取扱いの検討が必要である。
		活用	・港湾施設（建造物）の内部の将来的な活用方法について、所有者・占有者と協議・調整が必要である。 ・見学者のための駐車スペースの確保が必要である。
Ｉ： 上相川・上寺町エリア		保存	・地上及び地下遺構の顕在化の観点から、樹林及び下草の適切な植生管理が必要である。 ・遺跡の詳細を把握するための継続的な調査研究が必要である。 ・斜面・崩落箇所の拡大防止対策が必要である。
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。
J： 佐渡奉行所跡エリア		保存	・斜面のモニタリングと崩落等の防止措置が必要である。 ・斜面植生の適切な管理が必要である。 ・復元建造物の補修及び修理が必要である。
		活用	・管理体制の充実化が必要である。 ・奉行所機能を解説する説明板等サイン類の拡充が必要である。
K： 鐘楼エリア		保存	・潮風の影響を受けやすい立地のため、モニタリングを行い、定期的な補修及び修理が必要である。 ・建造物への景観的な阻害要因となっている電線の移設等を含めた長期的な対応が必要である。
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。
L： 大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔エリア		保存	・現況調査等に基づいた石材の風化対策を行う必要がある。 ・現況調査等に基づいた復元修理の検討が必要である。 ・タブ林（市指定）に立地することから、自然環境保護に重点を置いた整備の検討が必要である。 ・塔に至る石段は、一部不陸・破損が見られるため、修理の検討が必要である。
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。
M： 吹上海岸石切場跡エリア N： 片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリア		保存	―
		活用	・統一されたサイン等の整備が必要である。 ・史跡のほか、名勝及び国立公園の範囲でもあるため、見学路の整備は行わず、既存の施設（駐車場や県道）を活用した見学・解説方法の検討が必要である。 ・史跡指定地外の適所からの眺望や解説を主とした見学方法の検討が必要である。 ・立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う安全確保が難しい。

（２）地域の公開・非公開

地域の公開・非公開範囲を「第４章　基本方針」「２．整備の方向性」「（２）公開・非公開の区分」（24 頁）に基づきエリアごとに以下に示す。

表６−８：公開・非公開範囲の区分

地区区分（エリア）		公開・非公開の区分と理由	
C：相川金銀山跡エリア	C−1：濁川及び周辺エリア C−2：水金沢水系及び右沢周辺エリア	非公開	遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う来訪者の安全確保が難しい。また、アクセスルートも限定されており、将来的な整備も困難である。
D：道遊の割戸エリア		公開	立入りに際して危険を伴う場所は存在するが、来訪者の安全確保のための整備は実施可能である。また、日常的な間伐や除草も可能である。
E：宗太夫間歩エリア		公開	立入りに際して危険を伴う場所は存在するが、株式会社ゴールデン佐渡によって公開範囲が定められており、来訪者の安全は確保されている。
F：南沢疎水道エリア		非公開	立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う来訪者の安全確保が難しい。また、アクセスルートも限定されており、将来的な整備も困難である。
G：近代遺跡エリア	G−1：大立エリア	部分公開	重要文化財建造物及びその周辺では、来訪者の安全確保を見据えた整備を実施する。それ以外の範囲では、遺構が広域に分布し、立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う来訪者の安全確保が難しい。また、アクセスルートも限定されており、将来的な整備も困難である。
	G−2：高任・間ノ山エリア（諏訪隧道・神明トンネル含む）	部分公開	重要文化財建造物及びその周辺では、来訪者の安全確保を見据えた整備を実施する。それ以外の範囲では、公開に伴う来訪者の安全確保が難しい。また、アクセスルートも限定されており、将来的な整備も困難である。
G：近代遺跡エリア	G−3：北沢エリア（御料局佐渡支庁跡含む）	公開	立入りに際して危険を伴う場所は存在するが、来訪者の安全確保のための整備は実施可能である。また、日常的な間伐や除草も可能である。
	G−4：戸地エリア	非公開	立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う来訪者の安全確保が難しく、アクセスルートも限定されており、将来的な整備も困難である。
H：大間エリア		公開	立入りに際して危険を伴う場所は存在するが、来訪者の安全確保のための整備は実施可能である。また、日常的な間伐や除草も可能である。
Ｉ：上相川・上寺町エリア		公開	立入りに際して危険を伴う場所は存在するが、来訪者の安全確保のための整備は実施可能である。また、日常的な間伐や除草も可能である。
J：佐渡奉行所跡エリア		公開	立入りに際して危険を伴う場所はなく、来訪者の安全は確保されている。また、日常的な間伐や除草も可能である。
K：鐘楼エリア		公開	立入りに際して危険を伴う場所はなく、来訪者の安全は確保されている。また、日常的な間伐や除草も可能である。
L：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔エリア		公開	立入りに際して危険を伴う場所は存在するが、来訪者の安全確保のための整備は実施可能である。また、日常的な間伐や除草も可能である。
M：吹上海岸石切場跡エリア N：片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリア		非公開	立入りに際して危険を伴う場所が多く、公開に伴う来訪者の安全確保が難しい。また、アクセスルートも限定されており、将来的な整備も困難である。

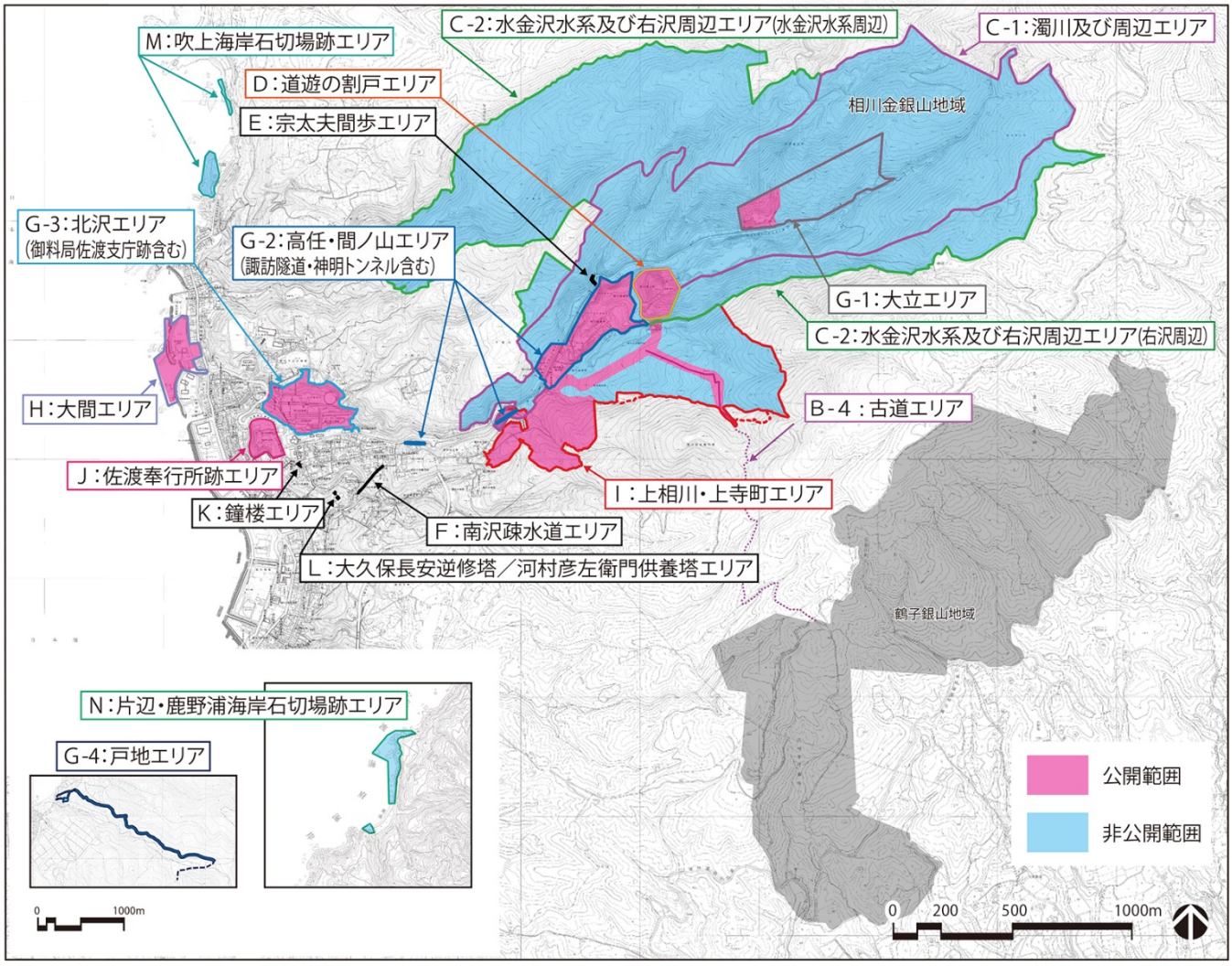

相川金銀山地域

C：相川金銀山跡エリア
C-1：濁川及び周辺エリア
C-2：水金沢水系及び右沢周辺エリア
D：道遊の割戸エリア
E：宗太夫間歩エリア
F：南沢疎水道エリア

G：近代遺跡エリア
G-1：大立エリア
G-2：高任・間ノ山エリア（諏訪隧道・神明トンネル含む）
G-3：北沢エリア（御料局佐渡支庁跡含む）
G-4：戸地エリア

H：大間エリア
I：上相川・上寺町エリア
J：佐渡奉行所跡エリア
K：鐘楼エリア
L：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔エリア
M：吹上海岸石切場跡エリア
N：片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリア

※点線は追加指定予定地を示す

図６−34：相川金銀山地域　エリア別公開・非公開範囲図

（３）遺構の保存に関する計画

①整備の考え方

ア．本質的価値を構成する要素の整備の考え方

相川金銀山地域の本質的価値を構成する要素は様々な時代や時期を有する要素を含む。そのため、本質的価値を構成する要素の保存整備にあたっては、個々の要素が形成された時代や形成時の機能が失われる直前の時期への復元・修繕を目的として実施する。

相川金銀山地域の本質的価値を構成する要素の保存整備の主な対象時期については、以下の考え方に基づくものとする。

近世の採掘に関する遺構

・地形と共に残される各種採鉱技術による痕跡（大規模露頭掘り跡、坑道掘り跡、間歩跡等）の適切な保存整備を実施する。

近世の鉱山経営システムに関する遺構

・選鉱から小判製造に至る一連の生産工程を示す遺構（佐渡奉行所跡、勝場等）については既定計画に基づいた整備を実施する。

近現代の採鉱から選鉱、製錬に至る一連の鉱山施設

・劣化状況調査を実施し、調査結果に基づく個別整備計画を立案した上での整備を実施する。
・劣化状況に問題のないものは、現状を適切に維持し、それぞれの施設が担った機能を顕在化させる整備を実施する。
・劣化が進行しているＲＣ造及び鉄骨造、石造構造物については、立地条件に沿った修復方法を検討し、修復不可能な場合は移設または撤去を実施することも含めて措置を検討する。

鉱山集落の特徴を示す地割り等の地形や構造物

・現状を適切に維持し、それぞれの施設が担った機能を顕在化させる整備を実施する。

鉱山経営に携わった人物に関する石造物等

・現状を適切に維持し、劣化が確認できる場合は修復方法を検討する。

鉱山臼に必要な石材を供給した石切場

・石の切出し痕の現状を維持し、周辺環境に沿った適切な保存方法を検討する。

地下遺構

・要素の保存・活用整備に先立って確認調査を実施する。検出された遺構については、記録の後、埋戻しを実施する。

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・本質的価値を構成する要素の現況調査やモニタリングを実施し、整備の優先順位を明確化する。
・整備のための地下遺構の確認調査を実施する。

中期計画

・現況調査やモニタリングにより整備の緊急性が求められる要素については、要素別の整備計画を策定した上で整備を実施する。
・整備のための地下遺構の確認調査を継続する。

長期計画（経過観察を含む）

・優先順位に基づいて要素別の整備計画を策定し、計画内容に沿った保存整備を実施する。

・保存整備を実施した要素の経過観察や調査等によって新たに発見された要素の保存整備を実施する。

②整備の方法

ア．短期計画

ア−１．本質的価値を構成する要素の劣化状況調査による保存整備の優先順位の明確化

以下の本質的価値を構成する要素の保存状況を調査し、保存整備の優先順位を明確化し、本質的価値を構成する要素ごとの整備の考え方に基づいた保存整備を実施する。

また、整備に伴う地下遺構の調査を実施する。

表６−９：本質的価値を構成する要素のエリア別分布と適用する整備の考え方

地区区分（エリア）		本質的価値を構成する要素		適用する整備の考え方（「地下遺構」は除く）
		地上遺構	地下遺構	
C：相川金銀山跡エリア	C−１：濁川及び周辺エリア C−２：水金沢水系及び右沢周辺エリア	大切山間歩	○	近世の採掘に関する遺構
		父の割戸		
D：道遊の割戸エリア		道遊の割戸	○	近世の採掘に関する遺構
E：宗太夫間歩エリア		宗太夫間歩	○	近世の採掘に関する遺構
F：南沢疎水道エリア		南沢疎水道	○	近世の採掘に関する遺構
G：近代遺跡エリア	G−１：大立エリア	大立竪坑櫓【重要文化財】	○	近現代の採鉱から選鉱、製錬に至る一連の鉱山施設
		大立竪坑捲揚機室【重要文化財】		
	G−２：高任・間ノ山エリア（諏訪隧道・神明トンネル含む）	高任竪坑櫓	○	近現代の採鉱から選鉱、製錬に至る一連の鉱山施設
		道遊坑・高任坑【重要文化財】		
		高任粗砕場【重要文化財】		
		間ノ山揚鉱場		
		高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード【重要文化財】		
		間ノ山上橋【重要文化財】		
		間ノ山下橋【重要文化財】		
		諏訪隧道・神明トンネル		
		中尾変電所		
		電車車庫（機械工場）【重要文化財】		
		高任分析所		
	G−３：北沢エリア（御料局佐渡支庁跡含む）	旧北沢青化・浮選鉱所	○	近現代の採鉱から選鉱、製錬に至る一連の鉱山施設
		北沢浮遊選鉱場		
		50mシックナー		
		インクライン		
		北沢火力発電所発電機室棟		
		キューポラ		
		工作工場群跡		
		御料局佐渡支庁跡		
		旧本部鉱山事務所		
	G−４：戸地エリア	戸地川第二発電所	○	近現代の採鉱から選鉱、製錬に至る一連の鉱山施設

地区区分（エリア）	本質的価値を構成する要素		適用する整備の考え方（「地下遺構」は除く）
	地上遺構	地下遺構	
H：大間エリア	護岸(人造石)	○	近現代の採鉱から選鉱、製錬に至る一連の鉱山施設
	トラス橋		
	クレーン台座		
	ローダー橋		
	煉瓦倉庫(1)		
	煉瓦倉庫(2)		
	鉱石倉庫		
	捨鉱倉庫(1)		
	捨鉱倉庫(2)		
	大間港火力発電所跡		
Ⅰ：上相川・上寺町エリア	上相川火薬庫	○	鉱山集落の特徴を示す地割り等の地形（上寺町等）や構造物、石造物等
J：佐渡奉行所跡エリア	佐渡奉行所跡	○	近世の鉱山経営システムに関する遺構
K：鐘楼エリア	鐘楼	―	近世の鉱山経営システムに関する遺構
L：大久保長安逆修塔／河村彦左衛門供養塔エリア	大久保長安逆修塔	○	鉱山経営に携わった人物に関する石造物等
	河村彦左衛門供養塔		
M：吹上海岸石切場跡エリア N：片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリア	石切場跡	―	鉱山臼に必要な石材を供給した石切場

ア－２．相川郷土博物館（御料局佐渡支庁跡）整備事業

ⅰ．保存整備の方向性

・外観の修理設定年代は「昭和 28 年（1953）の佐渡鉱山大縮小に伴い、市に払下げられた直後の鉱山事務所の姿」を基本とする。内装については、博物館利用のために改装されていることから以下の調査に基づいて修理設定年代を決定する。

・解体調査等の実施により建造物的価値と改修履歴を把握し、その成果にもとづいた修理工事を実施する。

・耐震診断の調査結果をもとに耐震補強の方針を決定し、耐震補強工事を実施する。

・サテライトガイダンス施設としての活用を踏まえた保存整備を実施する。

イ．中期計画

イ－１．金銀生産の採掘に関する遺構や鉱山経営システムに関する遺構の調査及び整備

ⅰ．保存整備方針

・遺構に影響を及ぼす樹木や下草の伐採及び除去を継続する。

・金銀生産の採掘に関する遺構や鉱山経営システムに関する遺構の分布調査や発掘調査を実施する。

イ－２．要素別整備計画策定事業

本質的価値を構成する要素の保存整備の優先順位の結果から、緊急性が求められる要素については、要素別の整備計画を策定した上で整備を実施する。

ウ．経過観察

以下の要素（主として地上遺構）については、以下の維持管理を定期的に実施すると共に「第５章　整備基本計画　３．遺構の保存に関する計画　（３）経過観察」（46～48 頁）に基づいた経過観察を実施する。

表６－10：経過観察の実施頻度　　（◎毎日及び随時、○年に１～３回程度、●数年に１回）

地区区分（エリア）		本質的価値を構成する要素	維持管理			経過観察（目視による巡回）			
			所有者日常管理	樹木伐採下草除去	倒木等除去	県	市	保存団体等	所有者
C：相川金銀山跡エリア	C－1：濁川及び周辺エリア	大切山間歩		○			●		
		青盤脈			●		○		
		採掘跡			●		○		
		坑道掘跡			●		○		
	C－2：水金沢水系及び右沢周辺エリア	父の割戸			●		○		
		採掘跡			●		○		
		坑道掘跡			●		○		
D：道遊の割戸エリア		道遊の割戸			●	○	○		○
E：宗太夫間歩エリア		宗太夫間歩	◎			○			◎
F：南沢疎水道エリア		南沢疎水道	◎			○			○
G：近代遺跡エリア	G－1：大立エリア	大立竪坑櫓【重文】	◎			○	○		◎
		大立竪坑捲揚機室【重文】	◎			○	○		◎
		近現代石垣・石積	◎				○		◎
	G－2：高任・間ノ山エリア	高任竪坑櫓	◎			○	○		◎
		道遊坑・高任坑【重文】	◎			○	○		◎
		高任粗砕場【重文】	◎			○	○		◎
		間ノ山捣鉱場		○		○	○		
		高任貯鉱舎及びベルトコンベアヤード【重文】	◎	○		○	○		◎
		間ノ山上橋【重文】	◎			○	○		○
		間ノ山下橋【重文】		○		○	○		◎
		諏訪隧道・神明トンネル	◎	○		○	○		◎
		中尾変電所	◎			○	○		◎
		電車車庫(機械工場)【重文】	◎			○	○		◎
		高任分析所	◎	○		○	○		◎
		近現代石垣・石積					○		

地区区分（エリア）		本質的価値を構成する要素	維持管理			経過観察（目視による巡回）			
			所有者日常管理	樹木伐採下草除去	倒木等除去	県	市	保存団体等	所有者
G：近代遺跡エリア	G-3：北沢エリア	旧青化・浮選鉱所		○		○	○		◎
		北沢浮遊選鉱場		○		○	○		◎
		50mシックナー		○		○	○		◎
		インクライン(西)		○		○	○		◎
		北沢火力発電所発電機室棟	○			○	○		◎
		キューポラ		○		○	○		
		工作工場群跡		○		○	○		
		御料局佐渡支庁跡	○			○	○		
		旧本部鉱山事務所	○			○	○		
		近現代石垣・石積					○		
	G-4：戸地エリア	戸地川第二発電所		○		○	○		
		発電所水槽上屋			●		○		
		発電所水路			●		○		
H：大間エリア		護岸(人造石)		○		○	○		
		トラス橋				○	○		
		クレーン台座				○	○		
		ローダー橋				○	○		
		煉瓦倉庫(1)				○	○		
		煉瓦倉庫(2)				○	○		
		鉱石倉庫				○	○		
		捨鉱倉庫(1)				○	○		
		捨鉱倉庫(2)				○	○		
		大間火力発電所跡		○		○	○		
I：上相川・上寺町エリア		上相川：テラス・石垣		○	◎	○	○	○	
		上相川：古道		○	◎		○	○	
		上相川：石造物			●		○	○	
		上相川：火薬庫			●		○	○	
		上寺町：テラス・石垣		○		○	○		
		上寺町：古道		○			○		
		上寺町：石造物			●		○	○	

地区区分（エリア）	本質的価値を構成する要素	維持管理			経過観察（目視による巡回）			
		所有者日常管理	樹木伐採下草除去	倒木等除去	県	市	保存団体等	所有者
J:佐渡奉行所跡エリア	佐渡奉行所跡:役所	◎			○	○		
	佐渡奉行所跡:勝場	◎			○	○		
	佐渡奉行所跡:その他建物	◎			○	○		
	佐渡奉行所跡:遺構表示	◎			○	○		
	佐渡奉行所跡:土塁	◎			○	○		
K:鐘楼エリア	鐘楼	◎			○	○		
L:大久保長安逆修等／河村彦左衛門供養塔エリア	大久保長安逆修塔	○			○	○		○
	河村彦左衛門供養塔	○			○	○		○
M:吹上海岸石切場跡エリア	石切場跡	○		○	○	○		
N:片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリア	石切場跡	○		○	○	○		

（４）樹木等の管理に関する計画

①整備の考え方

ア．本地域での樹木等の管理の考え方

・シンボリックな景観（道遊の割戸　等）を維持するための植物管理（伐採、間伐）と斜面崩落防止措置及び落石対策を実施する。
・遺構の顕在化のための定期的な除草や支障樹木の伐採を実施する。
・遺構等に影響を与えるツル性植物等を除去する。
・見学ルートの明確化のための定期的な除草や見学者の安全確保のための危険樹木（アレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木等）の伐採を実施する。
・地形を維持している樹木等については、現地確認を行い、専門家の助言を受けて伐採の基準について判断する。

イ．事業計画実施の考え方

・事業計画の期間に関わらず継続的に実施する。

②整備の方法

ア．C:相川金銀山跡エリアの樹木等の管理

樹木等の維持管理
・原則として山林の樹木等の維持管理を実施するが、遺構保護に必要となる樹木の伐採及び必要に応じた抜根は実施する。 ・専門家の指導の下、必要に応じて植生土嚢等を用いて植生による地盤の安定化を図る。
希少植物への対応
・ヤマユリやリョウメンシダは佐渡市や新潟県に特徴的な植生であるため、可能な限りの保護措置を実施する。 ・オミナエシ、キキョウ、サイハイラン、コケイラン、トケンラン、シュンラン等の絶滅危惧種の分布状況を調査し、可能な限りの保護措置を実施する。

イ．D:道遊の割戸エリアの樹木等の管理

樹木等の維持管理
・遺構保護を前提とした樹木の伐採及び必要に応じた抜根を実施する。 ・アカマツ林が中心であることからも鉱山開発時の状態を留めており、現状維持に努める。 ・専門家の指導の下、必要に応じて植生土嚢等を用いて植生による地盤の安定化を図る。
希少植物への対応
・ヤマユリやリョウメンシダは佐渡市や新潟県に特徴的な植生であるため、可能な限りの保護措置を実施する。 ・オミナエシ、キキョウ、サイハイラン、コケイラン、トケンラン、シュンラン等の絶滅危惧種の分布状況を調査し、可能な限りの保護措置を実施する。

ウ．Ｇ－２：高任・間ノ山エリア及びＧ－３：北沢エリアの樹木等の管理

樹木の維持管理
・遺構保護を前提とした樹木の伐採及び必要に応じた抜根を実施する。 ・石垣に植生する樹木の内、大木への生長が見込まれるものは早急に除去する。 ・アカメカシワは急激に生長し、他の樹木の生長を妨げる恐れがあるため早急に除去する。 ・見学ルート上に位置するヌルデやウルシ等のアレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木については、見学者の安全を確保する観点から伐採して取り払う。
ツル性植物の除去
・ツル性植物は、樹液により取り付いた建造物・構造物の外壁を溶かすことや、隙間からの侵入による破損の危険性があるため、伐採して取り払う。ただし、枯死しているものを無理に取り払うことは、建造物・構造物の破損を招く恐れがあるため現状維持とする。
下草の除去
・ススキは株が大きく生長するため、石垣等に取り付くと破損の原因ともなるため早急に除去する。

エ．Ｉ：上相川・上寺町エリアの樹木等の管理

樹木の維持管理
・スギは急激に生長し、根を広く張るため、石垣等の周辺に植生しているものについては伐採及び必要に応じた抜根を検討する。ただし、既に大木化しており、抜根の際に石垣等を破損させる恐れのあるものについては伐採のみを実施する。 ・タブやシロダモ、ミズナラ等が混交し、良好な里山が形成されている。将来的な表土の流出を防ぐことからも、これらの樹木を維持する。 ・見学ルート上に位置するヌルデやウルシ等のアレルギー性接触皮膚炎を引き起こす可能性のある樹木については、見学者の安全を確保する観点から伐採して取り払う。
ツル性植物の除去
・ツル性植物（フジ等）は、繁茂することによって自然林を構成する樹木を絞めつけて枯死させる危険性があるため、伐採して取り払う。
希少植物への対応
・ヤマユリやリョウメンシダは佐渡市や新潟県に特徴的な植生であるため、可能な限りの保護措置を実施する。 ・オミナエシ、キキョウ、サイハイラン、コケイラン、トケンラン、シュンラン等の絶滅危惧種の分布状況を調査し、可能な限りの保護措置を実施する。

（５）便益施設に関する計画

①整備の考え方

ア．便益施設の整備の考え方

・休憩施設及びトイレについては、サテライトガイダンス施設（佐渡金山展示資料館、佐渡奉行所跡、相川郷土博物館、鉱山住宅　等）に機能を付属する整備を実施する。

・駐車場については、サテライトガイダンス施設の近辺に整備されている既存の駐車場を使用する他、将来的には弥十郎駐車場の拡張整備を実施する。

・トイレについては、サテライトガイダンス施設に付属する施設及び既存施設の他に、「寄れっ茶屋」として使用が見込まれる施設の整備を促進する。

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・弥十郎駐車場の拡張整備を実施する。

・サテライトガイダンス施設として活用を図る施設の休憩施設及びトイレの整備を実施する。

長期計画

・「寄れっ茶屋事業」を推進し、協力を見込む施設の募集、対象となる施設について整備を実施する。

・史跡指定地内及び周辺域の便益施設の更新を実施する。

②整備の方法

ア．短期計画

・「弥十郎駐車場再整備事業」として、弥十郎駐車場を現在の位置から西側へ拡張する整備を実施する。整備の実施に際しては、地下遺構の確認調査を実施する。

・旧深見家住宅、旧鉱山倶楽部、旧相川税務署等のサテライトガイダンス施設整備が見込まれる施設への休憩施設やトイレの整備を実施する。

・相川郷土博物館（御料局佐渡支庁跡）の修復整備に伴った休憩施設及びトイレの整備を実施する。

イ．長期計画

・「寄れっ茶屋事業」を推進し、協力を見込む施設の募集、対象となる施設について整備を実施する。

・史跡指定地及び周辺にて経年劣化が見受けられる公衆便所等の便益施設の更新を実施する。

（６）公開・活用のための施設に関する計画

①整備の考え方

ア．公開・活用のための施設の整備の考え方

・佐渡金山展示資料館の展示内容を踏まえて、同地域のサテライトガイダンス施設の展示内容との整合性を図る。

・サテライトガイダンス施設である佐渡奉行所跡については、勝場での小判の生産方法の展示と共に、佐渡奉行所が果たした村々を統治する役割の歴史についての展示も実施する。佐渡奉行所跡では、原則として近世の鉱山経営、選鉱・製錬について展示解説する。

・老朽化が進行する相川郷土博物館（御料局佐渡支庁跡）をサテライトガイダンス施設として利用するための整備を実施する。当施設では、原則として近代以降の鉱山経営、選鉱・製錬について展示解説する。

・金銀採掘の歴史と関わりの深い歴史的建造物をサテライトガイダンス施設として整備し、活用することにより、来訪者の史跡と集落の関係性の理解の醸成を図る。

・佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観を主に展示するサテライトガイダンス施設として、旧佐渡相川税務署の整備を実施する。

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・相川郷土博物館（御料局佐渡支庁跡）の修復整備を実施し、近代以降の相川での鉱山経営等を主に解説するサテライトガイダンス施設の整備を実施する

・歴史的建造物のサテライトガイダンス施設への転用に関する整備を実施する。

中期計画

・メインガイダンス施設（きらりうむ佐渡）や佐渡金山展示資料館の展示内容を踏まえて、佐渡奉行所跡の展示内容を更新・拡充する。特に近世の佐渡奉行所の役割を主に解説する展示内容とする。

長期計画

・各サテライトガイダンス施設での展示内容や役割の見直しを実施する。必要であれば、既存のサテライトガイダンス施設の再整備や展示内容の更新を実施する。

②整備の方法

ア．短期計画

ア-１．相川郷土博物館（御料局佐渡支庁跡）整備事業

ⅰ．活用整備の方向性

・保存整備の修理設定年代を基本として整備を実施する。

・相川郷土博物館（御料局佐渡支庁跡）を旧鉱山本部事務所として利用された履歴を活用し、近現代の相川金銀山（佐渡鉱山）を紹介するサテライトガイダンス施設として整備する。また、鉱山事務所当時の間取りや建築様式を留めることから、歴史的建造物を体感できる施設としても活用する。

ⅱ．活用整備方針

・サテライトガイダンス施設としての整備を実施すると共に建造物の本来機能である近現代鉱山経営の様子が分かる解説・展示へと更新する。併せて、近代以降の鉱山技術、とりわけ北沢エリアが担った選鉱・製錬技術が理解できる展示・解説を行う。

・建造物修理事業とあわせて来訪者の安全確保のための耐震補強工事を実施する。

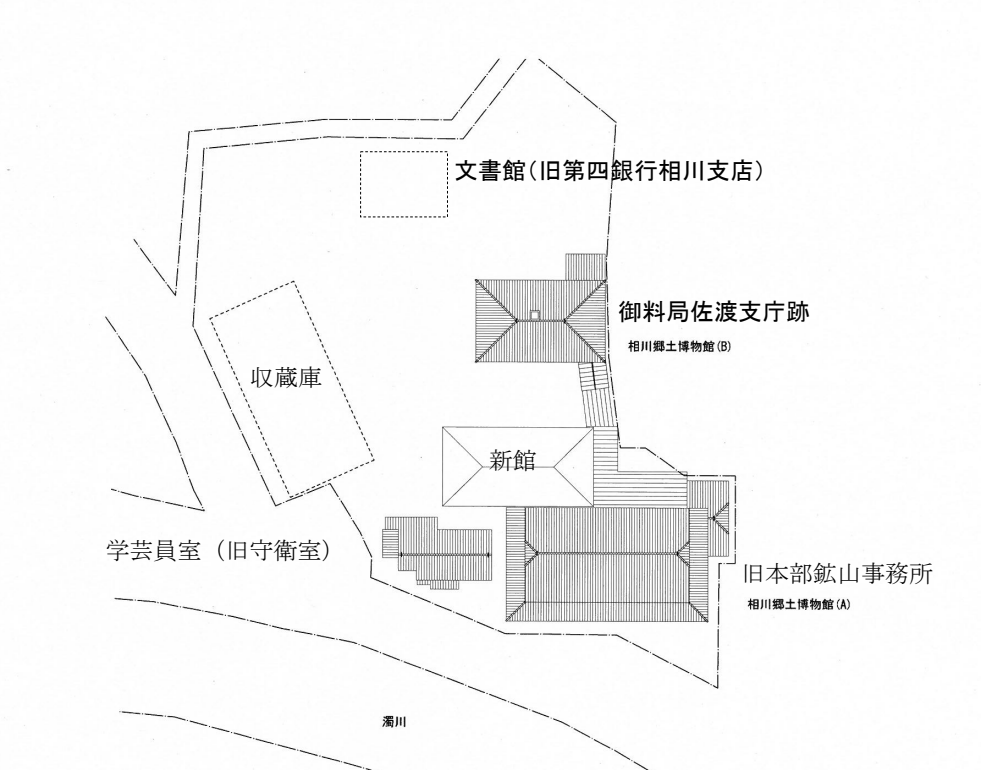

図６-35：相川郷土博物館建造物配置図

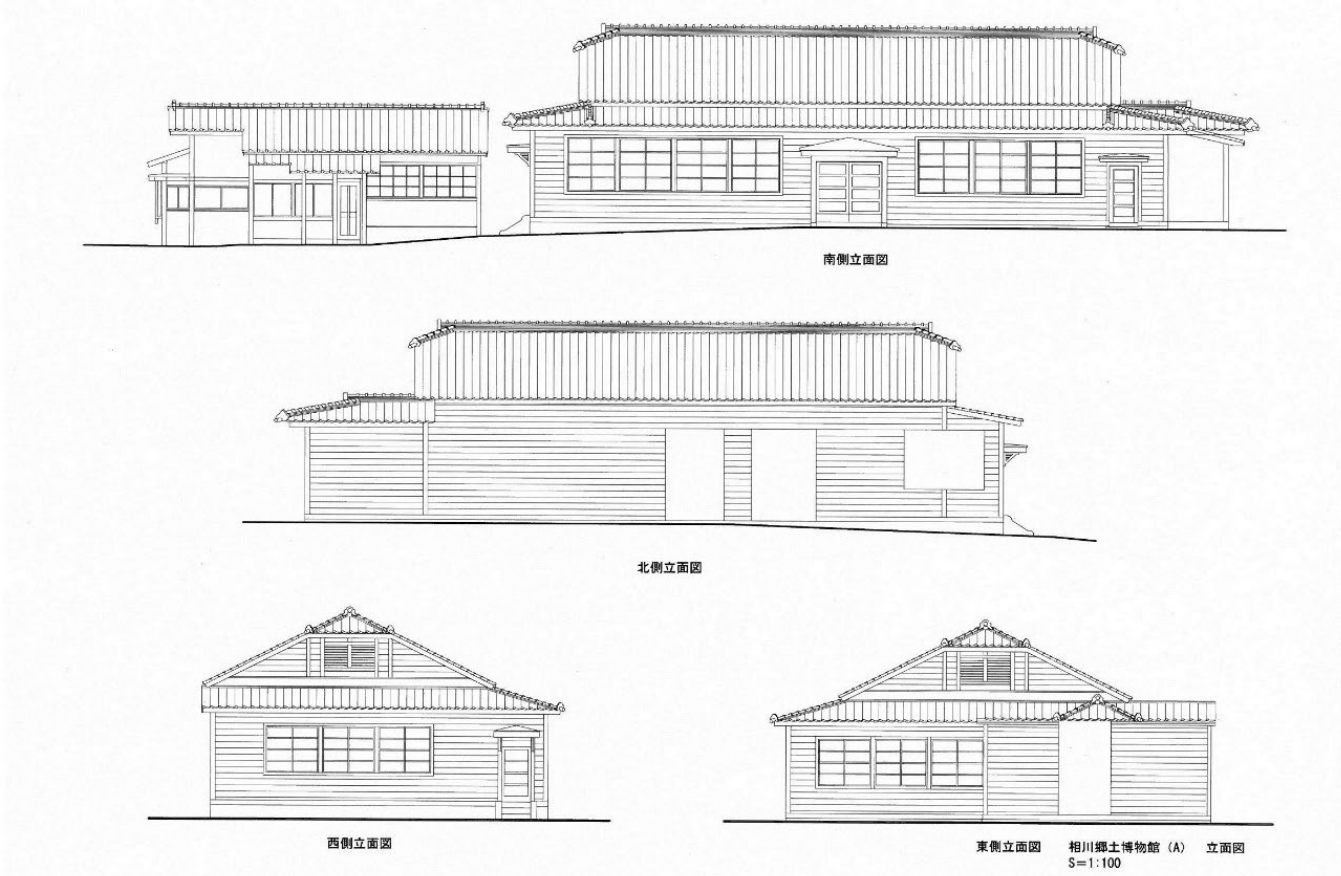

図６-36：旧本部鉱山事務所　立・側面図

図６-37：御料局佐渡支庁跡　立・側面図

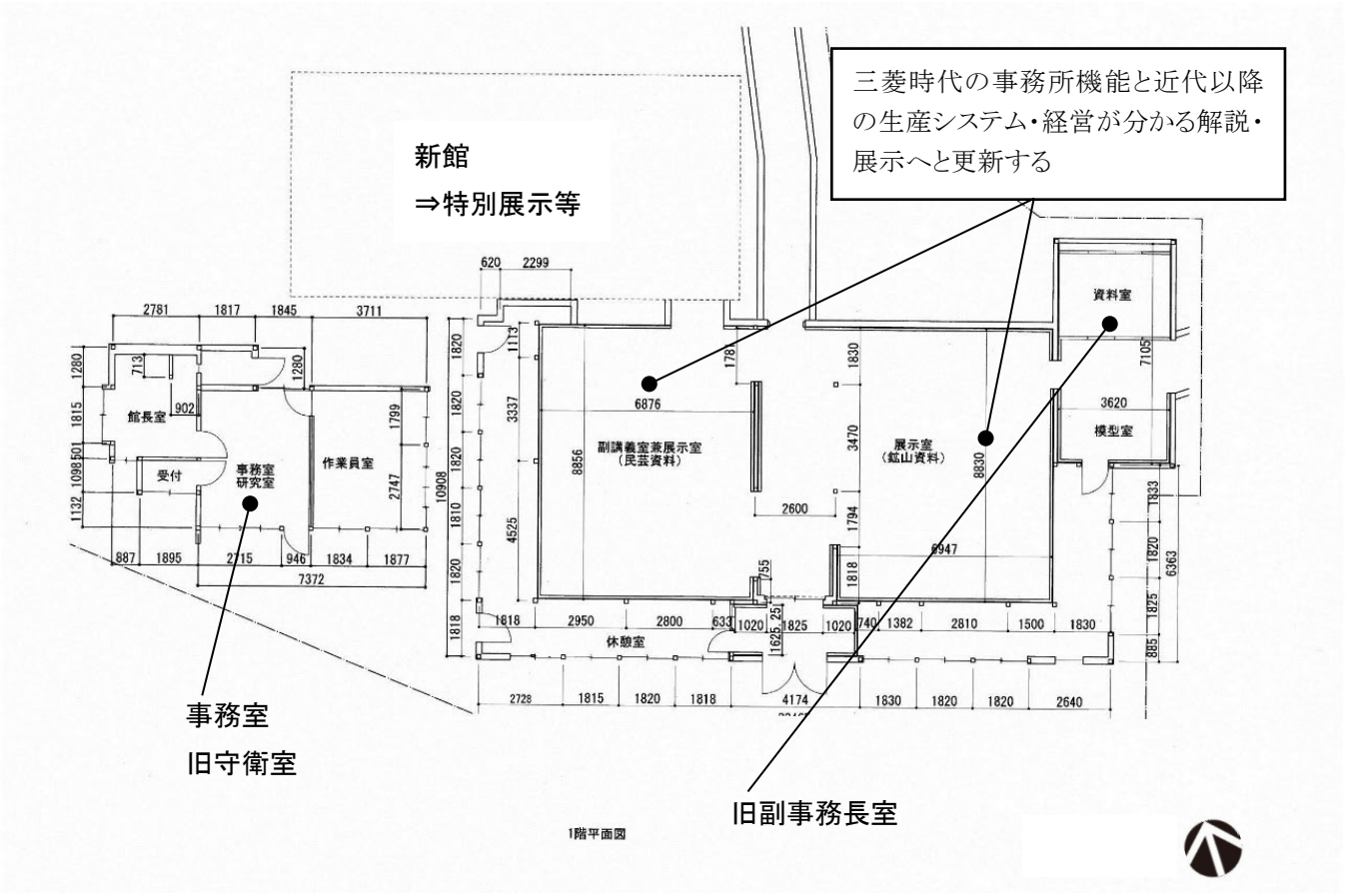

図６-38：旧本部鉱山事務所　整備計画図

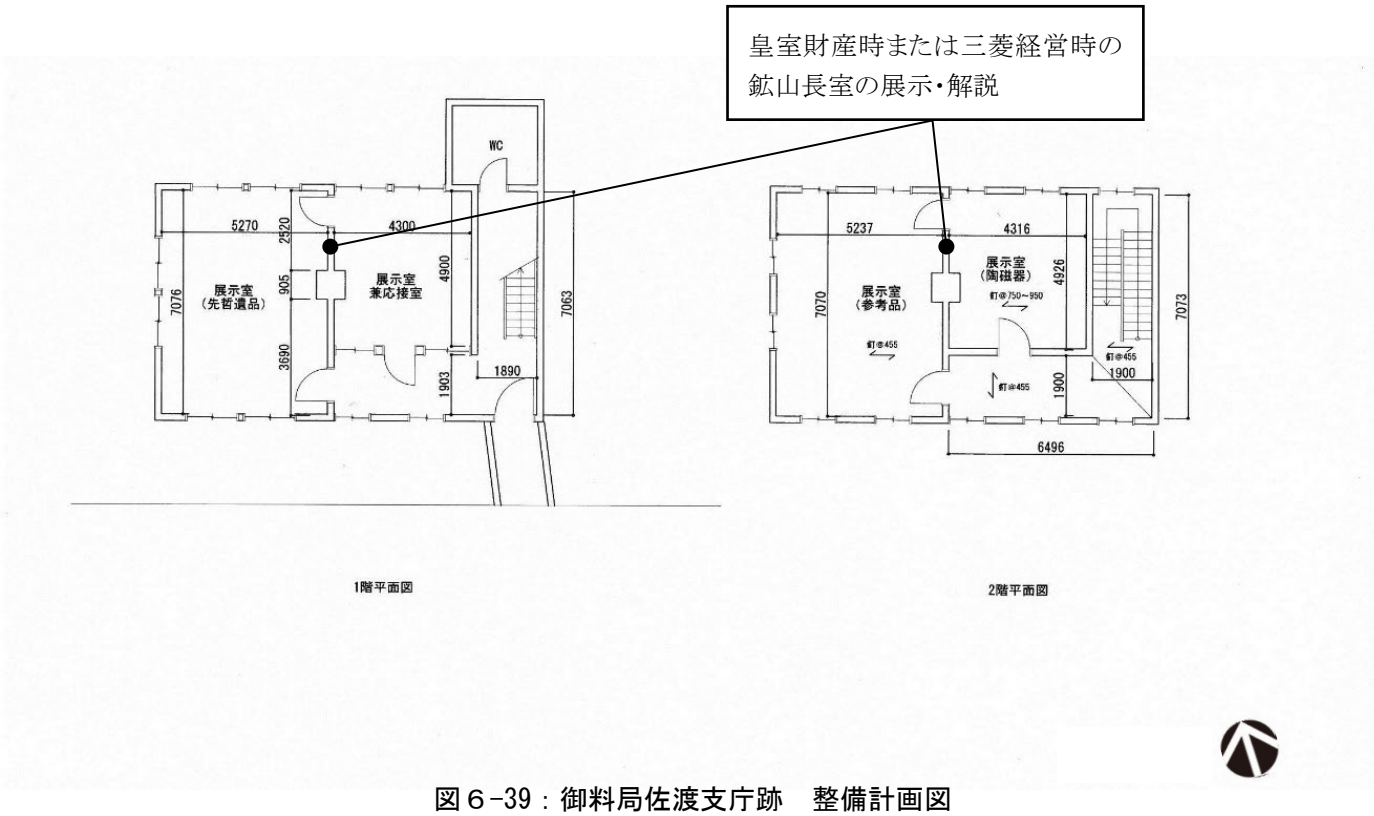

図６-39：御料局佐渡支庁跡　整備計画図

ア－２．拠点施設整備事業

ⅰ．活用整備の方向性

・地域の拠点と成りえる公有化した歴史的建造物（旧深見家住宅、左門町住宅、旧鉱山倶楽部等）を、人と文化の交流拠点及び観光・まちづくり等のサテライトガイダンス施設として、周辺の歴史的環境（文化的景観）と一体となった整備を実施する。

写真6-12：旧深見家住宅

写真6-13：左門町住宅

写真6-14：旧鉱山倶楽部

イ．中期計画

イ－１．佐渡奉行所跡整備事業

ⅰ．活用整備方針

活用整備の分類	整備方針
近世遺構の活用	近世の金銀生産システムにおける「選鉱・製錬」（寄勝場）、「小判製造」（後藤役所）の場、生産に関連する管理、生産物や関連物資の保管の場が体験できる施設としての活用を図る。
	近世の鉱山に関する情報提供の場として活用を図る。
展示施設整備	既設展示に見学プログラムやコースの紹介を加えて近世に関する情報提供機能を充実させる。
	施設内に情報提供機能（施設又はコーナー）を新たに整備する。
	近世の金銀生産システムにおける佐渡奉行所の役割や行政機能を解説する説明板を整備する。
園路・広場、便益施設等整備	既存施設の活用を前提とする。
管理施設整備	シャトルバス等の停車場を確保する。
景観整備	区域東側の河岸段丘の段丘崖部分はクロマツ林の再生を図り、奉行所と一体となって歴史的風致を形成していた防風林を再現する。
	佐渡奉行所跡の北東部の道路沿いの既設の眺望広場を、北沢地区を一望できる視点場として積極的に活用するため、佐渡奉行所跡でルート案内を行う。

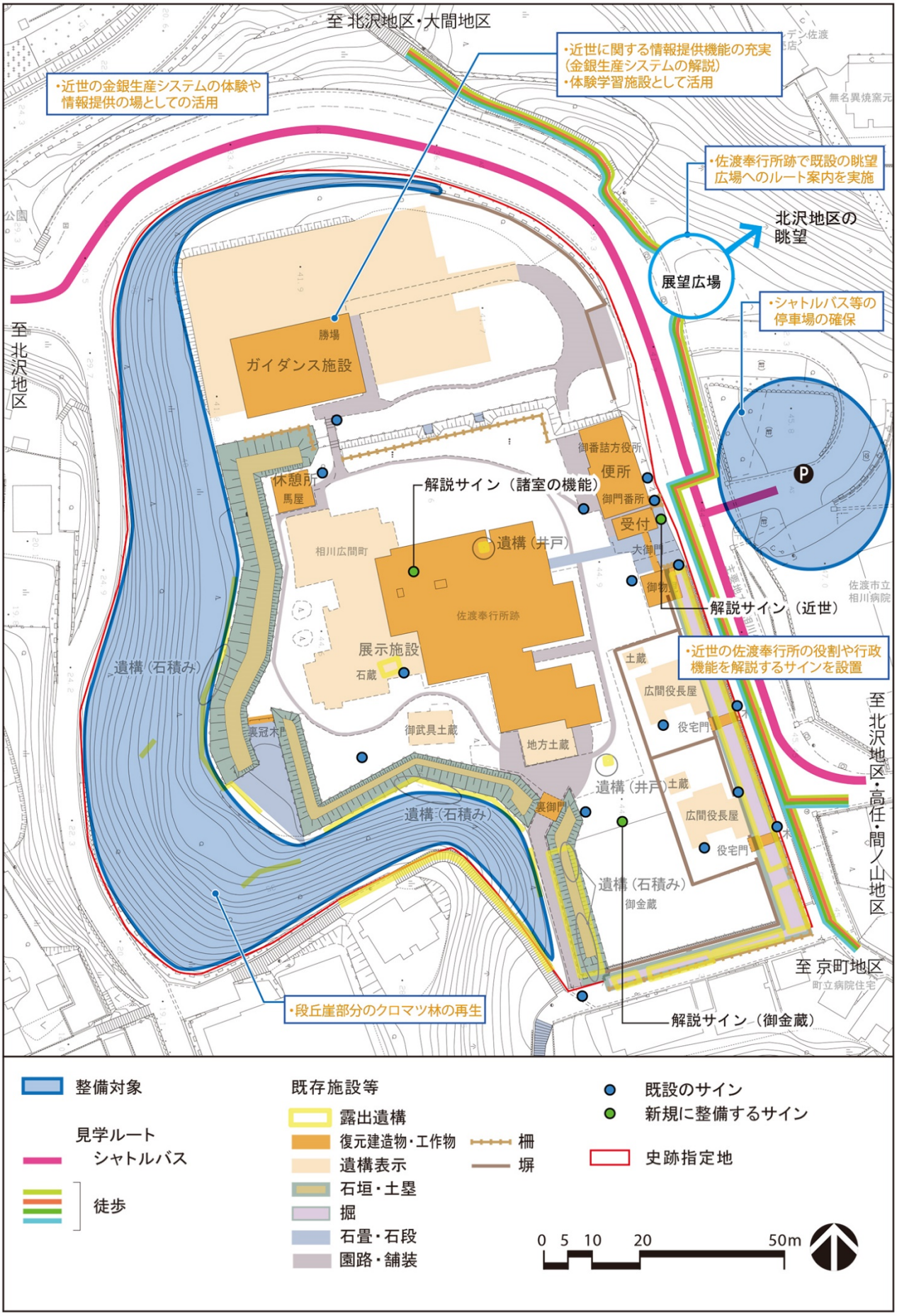

図６−40：佐渡奉行所跡エリアのサテライトガイダンス施設整備計画図

イ−２．旧相川税務署保存修理事業

ⅰ．活用整備の方向性

・経年劣化が進行する登録有形文化財である旧相川税務署への耐震補強と内部公開を目的とした活用整備を実施する。整備後は、サテライトガイダンス施設としての活用を検討する。

・短期計画にて活用整備を実施した公開・活用のための施設の経過観察を実施し、必要に応じて修繕を実施する。

写真6−15：旧相川税務署

ウ．長期計画

ウ−１．Ｇ－３：北沢エリアの活用整備

ⅰ．活用整備方針

活用整備の分類	整備方針
近代遺構の活用	近代の金銀生産システムにおける「選鉱・製錬」（旧北沢青化・浮選鉱所、北沢浮遊選鉱場、50mシックナー、インクライン）の場、生産に関連する管理、発電、資材調達・保管等の場が体験できる施設としての活用を図る。
展示施設整備	濁川北側の整備済箇所については既存サインを活用し、濁川南側及び北側で新たに整備する部分については、近代の金銀生産システムにおける各遺構の役割を解説する説明板を整備する。
園路・広場、便益施設等整備	濁川北側の整備済の区域は現状の活用を基本とする。
	濁川南側については、下段の多目的広場に外周園路を整備する。
管理施設整備	史跡指定区域南側に隣接する県職員住宅跡地を活かし、駐車場（約 50 台）を計画する。
	シャトルバス等の停車場を確保する。
景観整備	史跡指定区域南側の県職員住宅跡地の隣接地には、エリア入口及びエリア全体や大間地区方向への眺望の場として説明板や休憩用ベンチ等を設置した入口広場を整備する。
	指定地北側からエリア全体を眺望する場として、50mシックナーの観覧スペースの整備の他、指定地北側の高台への視点場の整備を検討する。

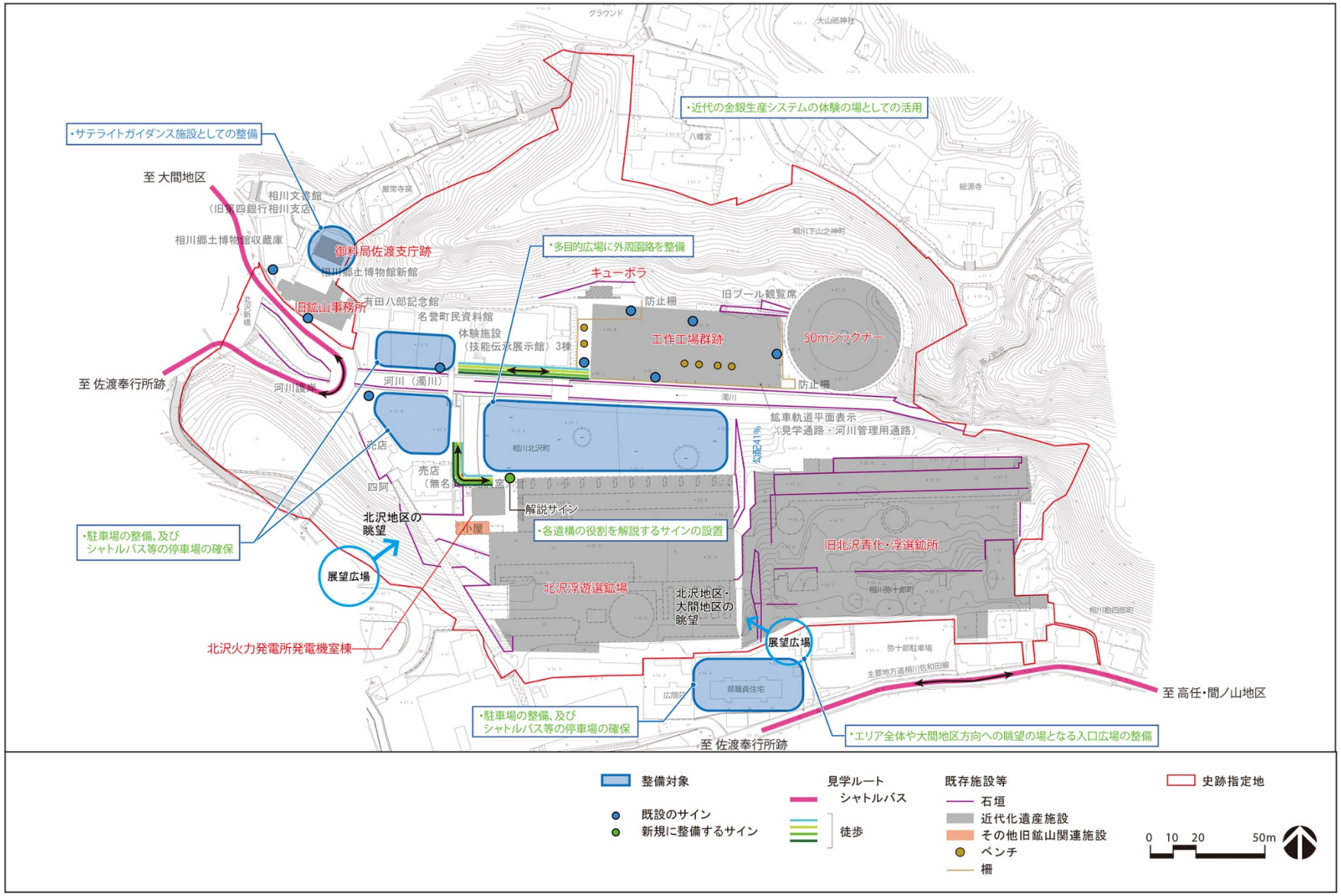

図６-41：北沢エリアの活用整備計画図

（７）動線計画

①整備の考え方

ア．地域内を巡る見学ルートの考え方

・当地域に位置する複数のサテライトガイダンス施設については、見学の目的に合わせてそれぞれに拠点となるサテライトガイダンス施設を設定する。

イ．史跡内での見学の考え方

・見学時間や興味のある分野など来訪者のニーズに合わせて見学ルートが選択できるように複数のモデルルートを設定する。
・近世の採鉱技術や坑道を体験できるルートの拠点として、佐渡金山展示資料館を設定する。
・近世の鉱山経営、選鉱・製錬、佐渡の統治や近世の町並みを体験できるルートの拠点として、佐渡奉行所跡を設定する。
・近現代の鉱山経営、選鉱・製錬、近現代の町並みを体験できるルートの拠点として、相川郷土博物館（御料局佐渡支庁跡）を設定する。
・近世から現代まで引き継がれる佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観を体験できるルートの拠点として、旧相川税務署を設定する。

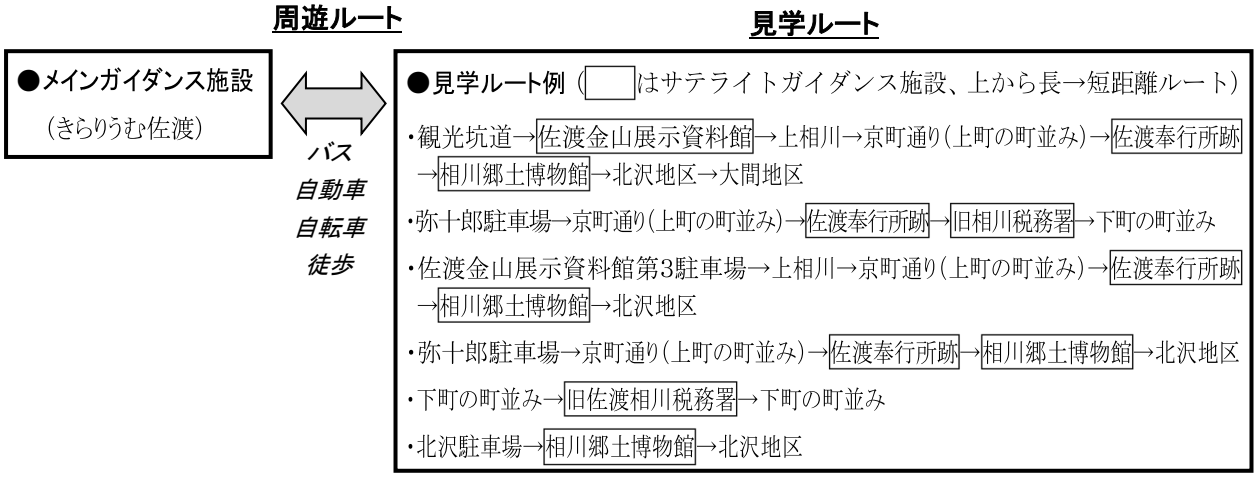

図６-42：相川金銀山地域動線イメージ図

②整備の方法

ア．地域へのアクセス動線

当地域内では公共交通の路線が比較的多いが、大多数の来訪者は一般車にて訪れる。指定地の一部が市街地に位置し、住民の生活圏と重複している状況での一般車による来訪は、住民の生活や当地域内の景観への影響が非常に大きく、適切ではない

そのため、一般車のアクセスは、メインガイダンス施設（きらりうむ佐渡）や幹線道路に面したサテライトガイダンス施設（佐渡金山展示資料館等）までとし、これらの施設間はシャトルバス（パークアンドライド）の利用を推奨する。

それぞれのサテライトガイダンス施設では、施設周辺の要素の特徴や散策のための基礎的な情報を提供するとともに、便益施設としての役割を兼ねる。

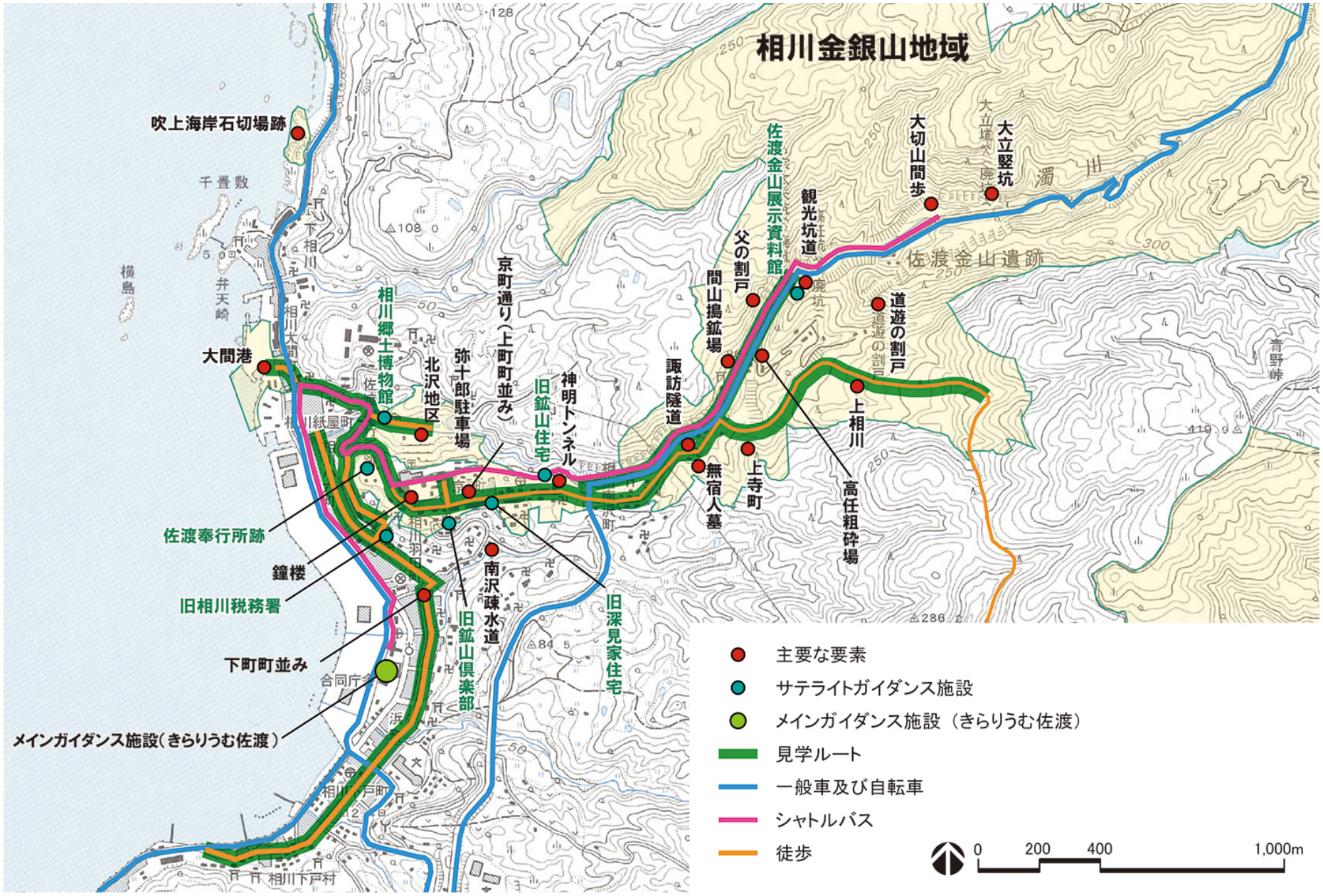

図６-43：地域へのアクセス及び地域内動線図

イ．地域内動線計画

見学ルートは６ルートを設定する。駐車が可能となる場所をそれぞれのルートの起点として、主に鉱山エリアを巡るルート、相川の町並みを巡るルート、近代化遺産を巡るルート、もしくはそれらの複合ルートを設定し、起点場所からは徒歩での移動とする。それぞれのルート上に設定されているサテライトガイダンス施設では、見学者がサテライトガイダンス施設に立ち寄ることによって、そのルートが示す佐渡金銀山遺跡の価値を学ぶことが可能となるような情報提供を実施する。

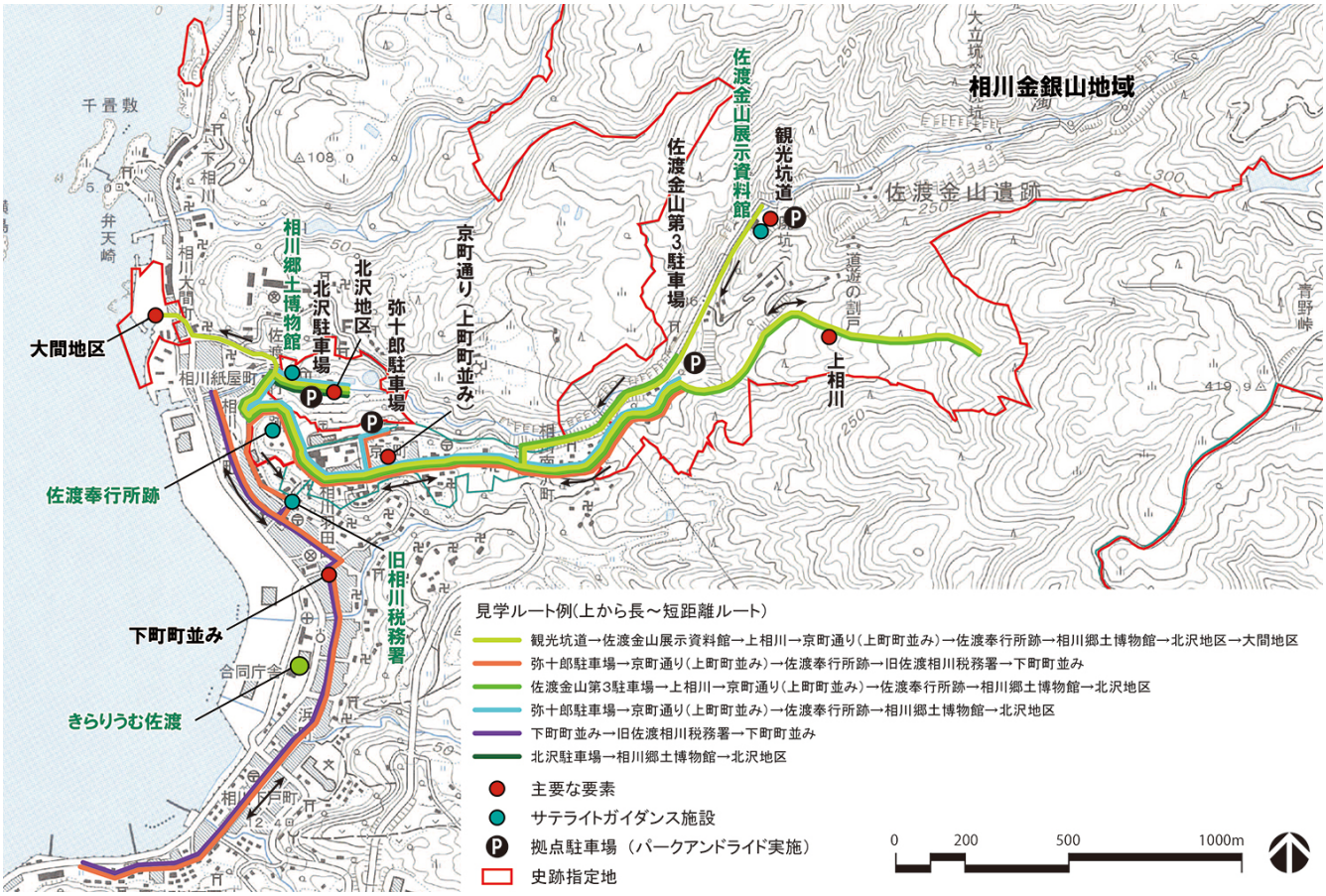

図６−44：地域内動線図

（８）案内・解説施設に関する計画

①整備の考え方

ア．案内・解説施設の整備の考え方

『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』及び「第５章整備基本計画　８．案内・解説施設に関する計画」（62～63 頁）で示したサインデザインに基づき統一した案内・解説施設を設置する。

・解説サイン（道遊の割戸、佐渡奉行所跡、御料局佐渡支庁跡、旧相川税務署　等）
・誘導・案内サイン（サテライトガイダンス施設、見学ルートの道程）
・施設案内サイン（バス停　等）
・規制サイン（危険箇所や民家入口などへの立入禁止及び注意喚起）
・車両系サイン（駐車場、車両規制及び車両迂回）

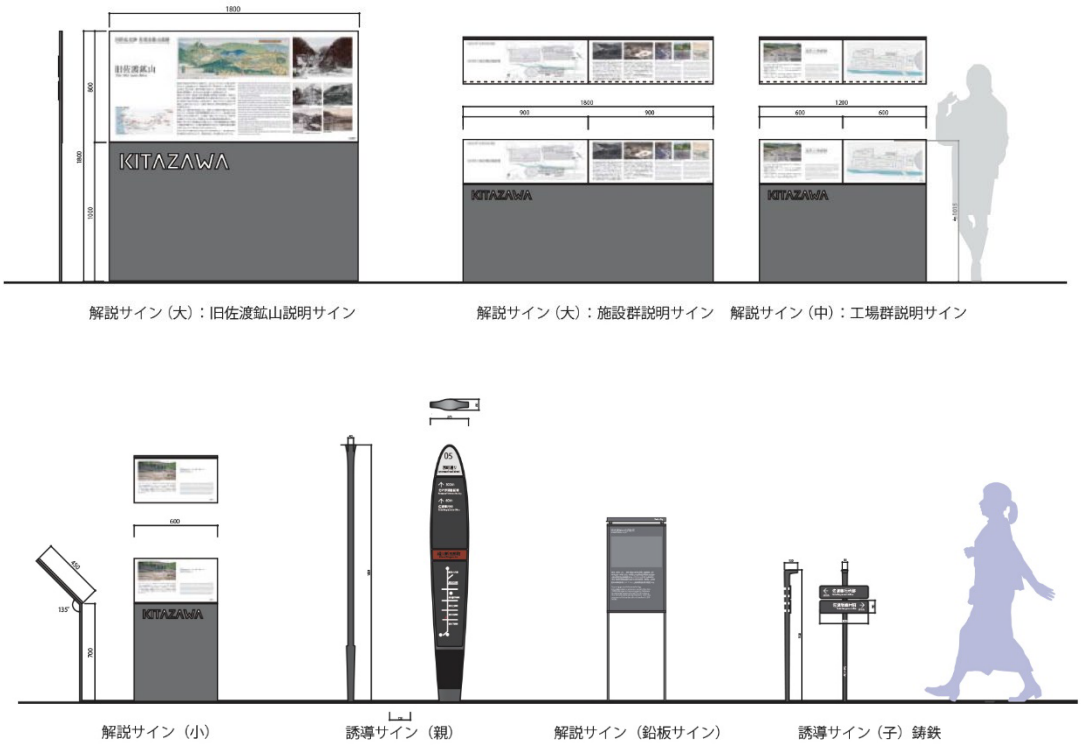

図６-45：相川金銀山地域の案内・解説施設の例（一部整備済）

イ．事業計画実施の考え方

短期計画

・各サテライトガイダンス施設で情報提供を実施した要素への道程を示す案内施設や解説施設を設置する。

中期計画

・整備済みの案内・解説施設の老朽化に伴う更新を実施し、『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』及び「第５章整備基本計画　８．案内・解説施設に関する計画」（62～63 頁）で示したサインデザイン及び見学ルート毎のデザインの統一を図る。

長期計画

・見学ルート等の見直しを実施し、見直しに基づく案内・解説施設の更新を実施する。

②整備の方法

ア．短期計画

ア−１．案内・解説サイン設置事業

重要文化的景観保存活用整備事業の「文化財看板等整備事業」と整合を図りつつ、史跡整備の事業においても既設の案内・解説施設では不足している箇所にサインを中心とした案内・解説施設を整備する。新規に整備するサインは、サイン計画のデザインに則ったものとし、既設のサインと内容・外観が調和するように配慮する。

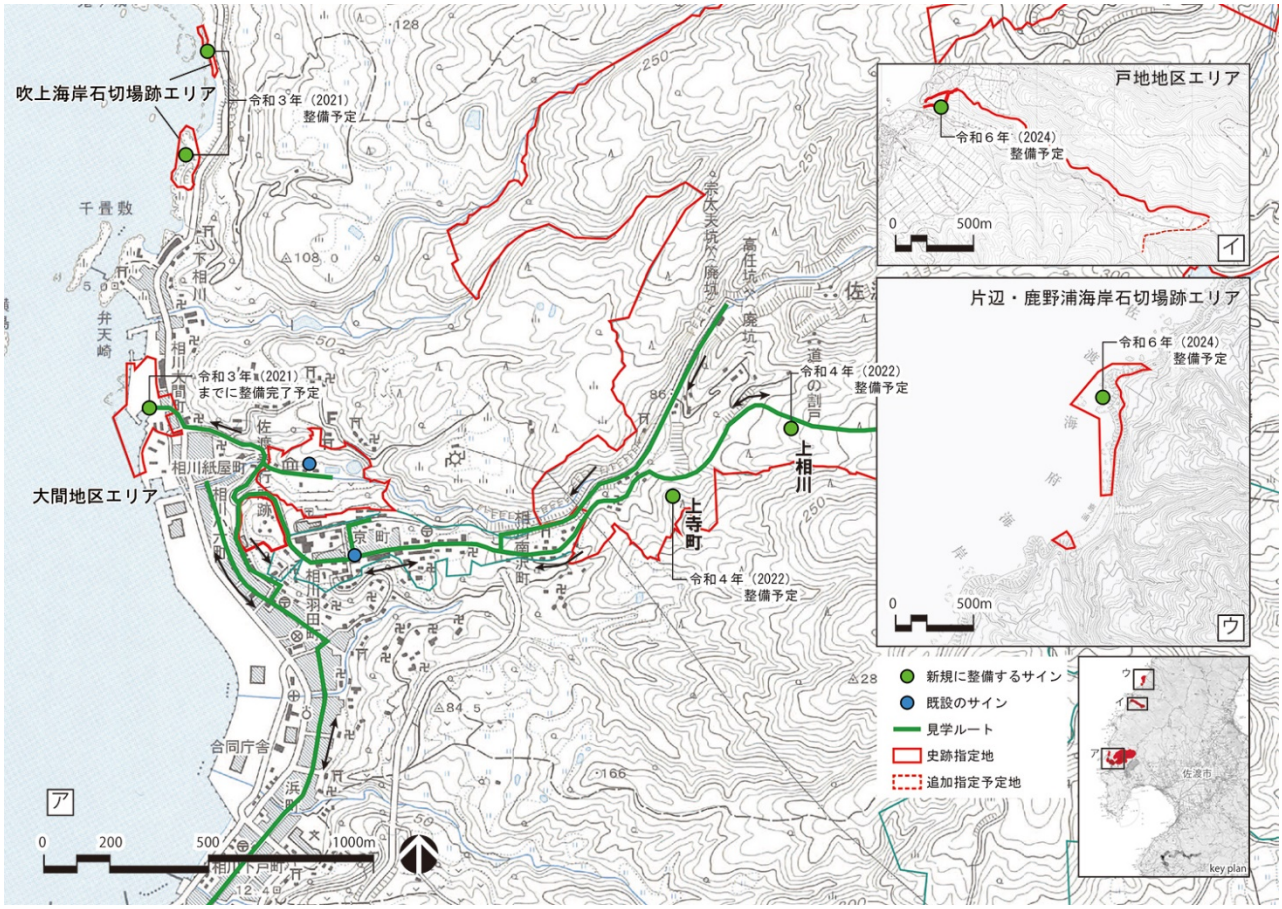

図６−46：相川金銀山地域での案内・解説施設の整備位置図

イ．中期計画

案内・解説施設の老朽化に伴って、『史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画』及び「第５章整備基本計画　８．案内・解説施設に関する計画」（62〜63 頁）で示したサインデザインに更新する。また、解説サインについては、更新までに判明した新たな調査研究結果に従って内容も更新する。

ウ．長期計画

見学ルート等の見直しに基づき、必要となる案内・解説施設の再整備を実施する。

（９）修理修景に関する計画

①整備の考え方

『佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観 文化的景観保存計画』及び『佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観 文化的景観整備計画』に基づき整備を実施する。

ア．地域全体の景観保全の考え方

・戸地エリア、片辺・鹿野浦海岸石切場跡エリアを除く相川金銀山地域は重要文化的景観に選定されていることから、保存計画・整備計画と整合を図りながら保全する。

イ．採鉱に関する景観の保全の考え方

・道遊の割戸など金銀鉱脈採掘に伴い改変されたシンボル的な地形は、その山容を維持する。また、眺望点からの視界を遮ることのないように支障物の除去に努める。
・近世から続く鉱山開発に伴い形成された集落構成や景観、その後の近代遺産が混在する文化的景観を維持する。
・地域内に分布する採掘跡、石垣、テラス状遺構などの遺構は、その顕在化のために定期的に下草の伐採や支障樹木の除去など、維持管理に努める。

ウ．活用施設に関する景観の保全の考え方

・活用に必要な施設の整備は、文化的景観及び周囲の自然景観に馴染む位置、規模、デザイン、色調、材料とする。

エ．公共施設に関する景観の保全の考え方

・鉄塔、電柱、電線類、農業用水路、ガードレール等道路付帯施設、河川付帯施設、森林施設、防災施設等の公益上に必要な施設については、原則として現状を維持し、更新や復旧に合わせて移設や除去、景観に配慮した工法等の導入を設置者と協議、検討するものとする。

②整備の方法

ア．整備方針

・当地域での修理修景に関わる整備は、「重要文化的景観整備事業」によって実施する。
・各地区・エリア内での一体的な修景整備を実施する。
・視点場周辺では視点対象への景観を阻害しないように修景整備を実施する。

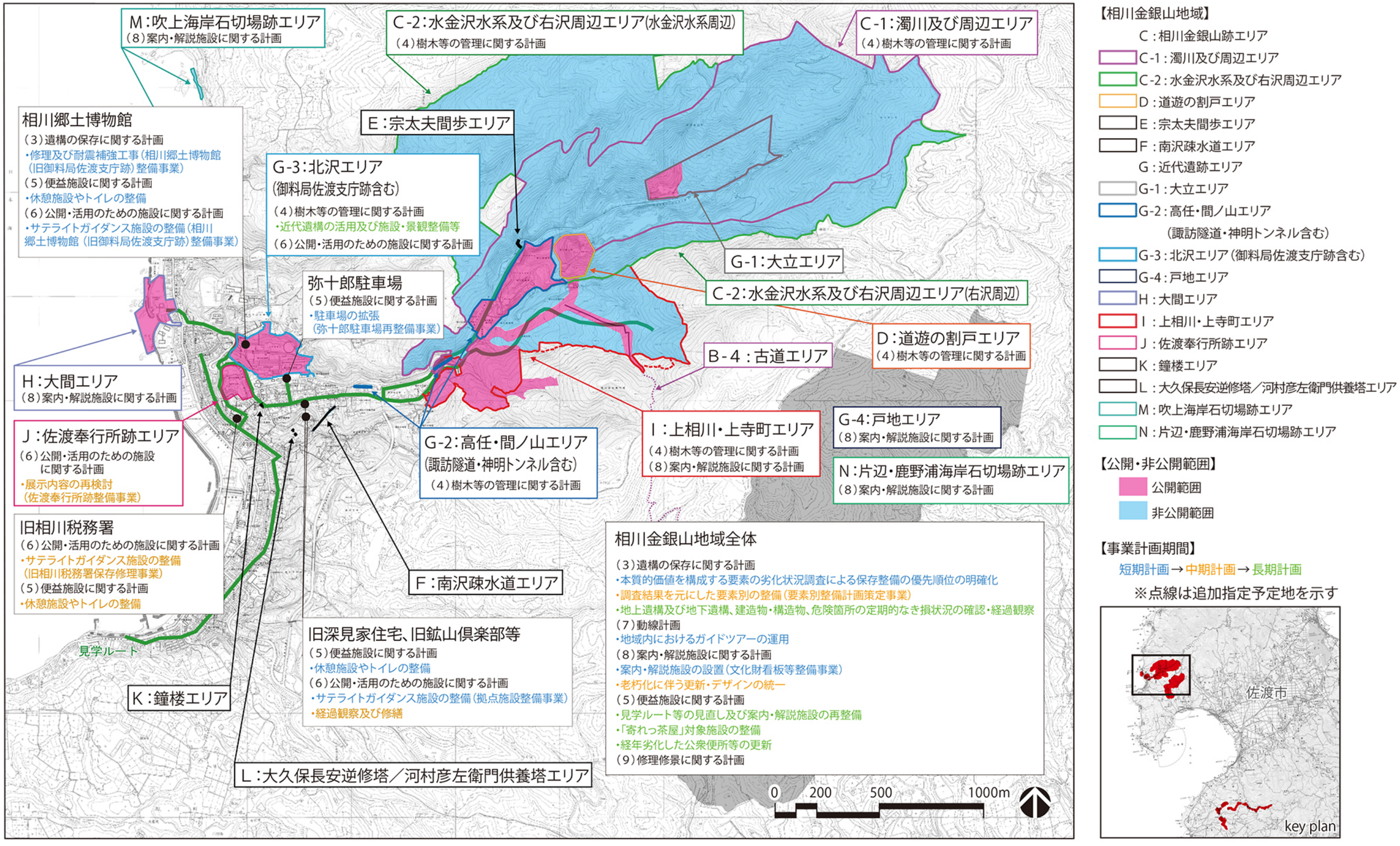

図６−47：相川金銀山地域整備計画ゾーニング図

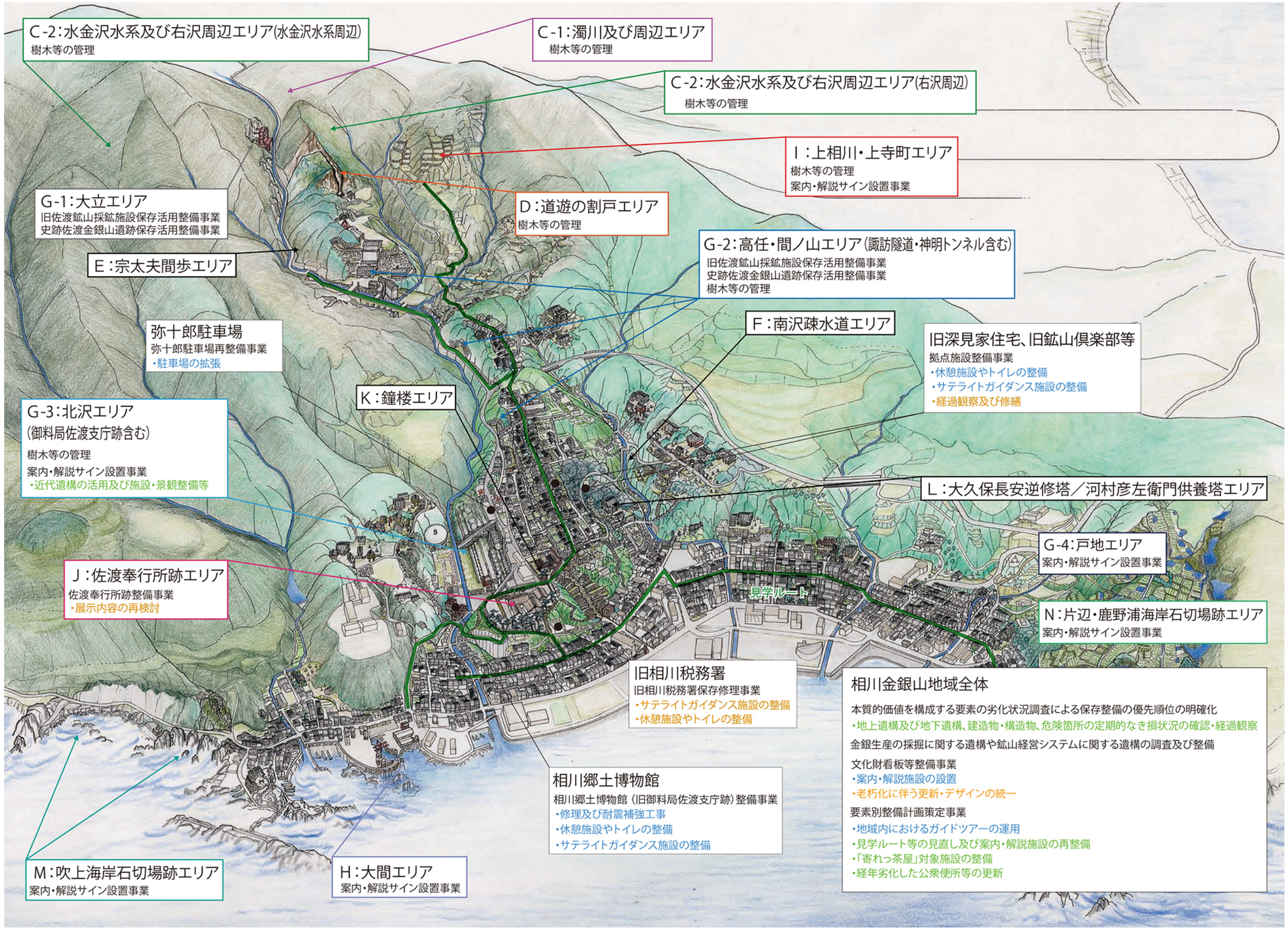

図６−48：相川金銀山地域における各種整備事業

図６-49：相川金銀山地域　佐渡奉行所跡内観整備イメージ

図６-50：相川金銀山地域　北沢エリア整備イメージ

第７章　事業計画

各地域の個別整備計画に基づいて以下に史跡佐渡金銀山遺跡整備の事業計画を示す。

地域	事業分担	事業名	関連する補助事業等	掲載頁 (P.)	短期計画					中期計画				
					令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)
西三川砂金山地域	史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備	金子勘三郎家住宅整備事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	72,84,85	■	■	■	■	■	■	■			
		案内・解説サイン設置事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	96		■		■						
	重要文化的景観保存活用整備	旧西三川小学校笹川分校整備事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	81	■									
		西三川砂金山活用整備事業	佐渡市単独事業	—		■	■	■						
	埋蔵文化財発掘調査事業	砂金採掘遺構や砂金採掘に関係した地下遺構の調査及び整備	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	76				■						
鶴子銀山地域	史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備	自己処理型トイレ設置事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	110		■								
		案内・解説サイン設置事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	115				■	■					
	埋蔵文化財発掘調査事業	銀生産の採掘に関する遺構や鉱山経営システムに関する遺構の調査及び整備	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	105,106		■			■	■	■			
相川金銀山地域	重要文化財建造物保存活用整備	旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	—	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業		—	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備	本質的価値を構成する要素の劣化状況調査による保存整備の優先順位の明確化	佐渡市単独事業	124	■	■	■	■	■					
		要素別整備計画策定事業	佐渡市単独事業	126						■	■	■	■	■
		相川郷土博物館（御料局佐渡支庁跡）整備事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	125,133	■	■	■	■	■					
		佐渡奉行所跡整備事業		136				■	■	■	■	■		
		案内・解説サイン設置事業		144		■	■		■					
	埋蔵文化財発掘調査事業	金銀生産の採掘に関する遺構や鉱山経営システムに関する遺構の調査及び整備		125		■	■	■	■	■	■	■	■	■
	重要文化的景観保存活用整備	重要文化的景観整備事業	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 新潟県世界遺産登録推進事業補助金	145	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		旧相川税務署保存修理事業		138						■	■	■	■	■
		歴史文化資源情報発信事業 車両進入抑止サイン設置事業	社会資本整備総合交付金 （都市再生整備計画事業）	—		■	■	■						
		拠点施設整備事業		136		■	■	■	■	■	■	■	■	■
		弥十郎駐車場再整備事業		131		■	■							